

志賀町地域防災計画

一般災害対策編

令和3年10月

志 賀 町

志賀町地域防災計画（一般災害対策編）目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 性格及び基本理念	1
第3節 防災計画、防災会議	3
第4節 町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第5節 本町の地理的、社会的特長等	11
第2章 災害予防計画	12
第1節 防災知識の普及	14
第2節 町民及び事業者等のとるべき措置	17
第3節 自主防災組織の育成	21
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備	23
第5節 防災訓練の充実	25
第6節 防災体制の整備	27
第7節 防災気象等観測網の整備	31
第8節 通信及び放送施設災害予防	32
第9節 水害予防	35
第10節 風害予防	39
第11節 消防力の充実、強化	41
第12節 避難体制の整備	45
第13節 要配慮者対策	49
第14節 緊急輸送体制の整備	52
第15節 医療体制の整備	54
第16節 健康管理活動体制の整備	57
第17節 こころのケア体制の整備	58
第18節 食料及び生活必需品等の確保	59
第19節 農林水産災害予防	61
第20節 干ばつ災害予防計画	64
第21節 防災パトロール	65
第22節 建築物等災害予防	66
第23節 公共施設災害予防	69
第24節 地盤災害予防	73
第25節 防災資機材等の点検整備	77
第26節 災害緊急支援基金の積立	78
第27節 雪害対策予防	79
第3章 災害応急対策計画	82
第1節 初動体制の確立	82
第2節 事前措置及び応急措置	91
第3節 気象状況の把握	93
第4節 災害予警報の伝達体制	94
第5節 災害予警報別の伝達方法	95
第6節 災害情報の収集・伝達	98
第7節 通信手段の確保	102

第8節	消防防災ヘリコプターの活用	103
第9節	災害広報	104
第10節	消防活動	107
第11節	自衛隊の災害派遣	109
第12節	避難誘導等	112
第13節	要配慮者の安全確保	119
第14節	災害医療及び救急医療	121
第15節	健康管理活動	123
第16節	救助・救急活動	124
第17節	水防活動	125
第18節	災害救助法の適用	126
第19節	災害警備及び交通規制	128
第20節	行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	130
第21節	下水道施設の応急対策	131
第22節	公共土木施設等の応急対策	133
第23節	給水活動	135
第24節	食料の供給	138
第25節	生活必需品の供給	140
第26節	障害物の除去	142
第27節	輸送手段の確保	144
第28節	こころのケア活動	146
第29節	防疫、保健衛生活動	147
第30節	ボランティア活動の支援	149
第31節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	150
第32節	住宅の応急対策	153
第33節	文教対策計画	156
第34節	農林水産物災害応急対策	160

第4章 海上災害対策計画 162

I	海難対策計画	162
第1節	基本方針	162
第2節	災害予防対策	163
第3節	災害応急対策	164
II	流出油等防除対策計画	168
第1節	基本方針	168
第2節	災害予防対策	169
第3節	災害応急対策	171

第5章 危険物等災害対策計画 174

第1節	基本方針	174
第2節	危険物等の定義	175
第3節	災害予防対策	176
第4節	災害応急対策	178

第6章 大規模な火事災害対策計画 182

第1節	基本方針	182
第2節	災害予防対策	182
第3節	災害応急対策	184

第7章	林野火災対策計画	187
第1節	基本方針	187
第2節	災害予防対策	187
第3節	災害応急対策	190
第8章	復旧・復興計画	192
第1節	公共施設災害の復旧	192
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	194
第3節	被災者への支援	196
第4節	被災者の生活確保のための緊急措置	198
第5節	災害義援金及び義援物資の配分	200
第6節	復興計画	201
第9章	複合災害対策	202
第1節	基本方針	202
第2節	災害予防対策	202
第3節	災害応急対策	203
第4節	災害復旧対策	203

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、噴火などの一般災害及び海難、油流出、航空機、道路、危険物などの大規模な事故災害から、地域及び町民の生命、身体並びに財産を保護することを目的とする。

第2節 性格及び基本理念

1 性 格

この計画は、現行の「志賀町地域防災計画」から原子力、地震及び津波を除く一般災害及び大規模な事故災害に係る対策等を体系化したものである。

2 基本理念等

(1) 用語

この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。

ア 防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。

イ 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に定める行政機関で、この計画では、次に定める機関をいう。

中部管区警察局、北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局、北陸地方整備局（金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所）、大阪航空局（小松空港事務所、能登空港出張所）、東京管区气象台（金沢地方气象台）、第九管区海上保安部（金沢、七尾海上保安部）、北陸総合通信局、石川労働局、中部地方環境事務所、国土地理院（北陸地方測量部）

ウ 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。

日本郵便株式会社（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（金沢支社）、KDDI株式会社（北陸総支社）、日本通運株式会社（金沢支店）、北陸電力株式会社（七尾支店）及び北陸電力送配電株式会社（石川支社）、株式会社NTTドコモ（北陸支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、ソフトバンク株式会社（地域総務部(北陸)）、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式

会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

エ 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。

北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、IRいしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会

オ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法第2条第6号に定める公共的団体その他防災上重要な施設の管理者で、この計画では、次に定める期間をいう。

土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等、商工会議所、商工会等、一般病院等の経営者、建設業者及び舗装業者、一般運輸事業者、金融機関、危険物関係施設の管理者

(2) 基本理念

この計画は、町、防災関係機関、事業所及び町民が執るべき基本的事項等を定めたものである。

町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本町をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運営を図る。

また、事業者及び町民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施に当たっては、町、県、指定公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互の密接な連携を図る。

併せて、町及び県を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、県、防災関係機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、町及び県は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

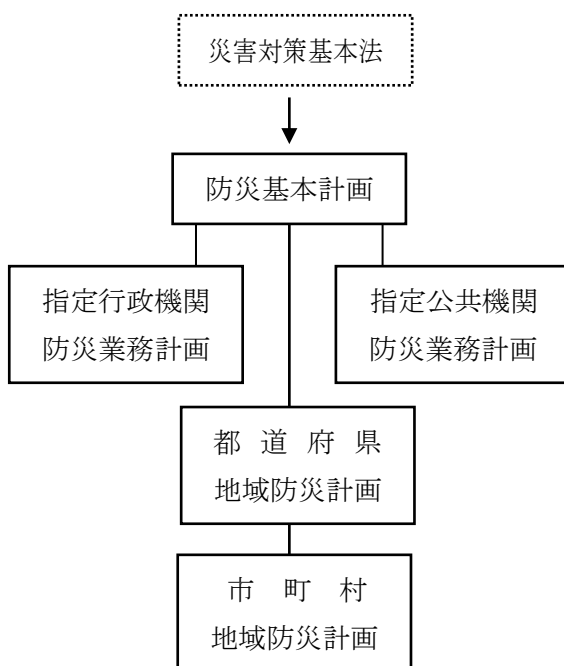
第3節 防災計画、防災会議

1 防災計画

防災計画は、各行政区域内の地域や、その地域の住民の生命、身体及び財産を災害から守るために作成する防災に関する計画である。ここで「防災」という語には3つの要素が含まれている。まず第1に災害を未然に防止すること（災害予防対策）、第2に災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと（災害応急対策）、第3に災害の復旧を図ること（災害復旧対策）である。

防災に関しては、国、県及び市町がそれぞれ地域や職能に応じて責務を有している。

2 防災計画のつながり



・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいえるべきものである。
(災害対策基本法第34条及び第35条)

・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。
(災害対策基本法第36条から第39条まで)

・地域防災計画とは、都道府県又は市町がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。
(災害対策基本法第40条から第42条まで)

3 防災業務計画と町地域防災計画との関係

町地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつできるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容を省き、分担する基本的事項のみとし、更に災害対策基本法第70条（都道府県の応急措置）に基づく当該機関に対する応急措置の実施要請については、計画ごとに明示し運用の整合性を図るものとする。

4 県地域防災計画と町地域防災計画との関係

災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）に定めるとおり、町地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないこととされているが、両計画は不可分の関係にある。

5 関係法律との関係

災害対策基本法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

6 志賀町防災会議

志賀町防災会議は、志賀町の防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第107号）第138条の4第3項に基づき設置された附属機関である。

防災会議は、町長を会長として志賀町防災会議条例に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整を行うことを任務とする。

（1）所掌事務（志賀町防災会議条例第2条）

ア 志賀町地域防災計画書を作成し、その実施を推進すること。

イ 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。

ウ 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

オ ア、エに掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

（2）組織（災害対策基本法第16条）

・会長 町長

・委員 35名以内

第1号委員 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

第2号委員 石川県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

第3号委員 石川県警察の警察官のうちから町長が任命する者

第4号委員 町長がその部内の職員のうちから指名する者

第5号委員 教育長

第6号委員 羽咋郡市広域圏事務組合消防職員のうちから町長が任命する者

第7号委員 消防団長

第8号委員 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに公的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから、町長が任命する者

第9号委員 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

・専門委員

（3）防災会議の運営

防災会議の運営は、志賀町防災会議運営規程(平成18年8月31日)の定めによる。

第4節 町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

町、県及び防災関係機関の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて志賀町の地域に係る防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
町		<ul style="list-style-type: none"> ・当該町の地域に係る災害予防及び災害応急対策の実施に関すること ・町の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・町民等に対する防災対策の指導に関すること。
県		<ul style="list-style-type: none"> ・県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・災害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。
指 定 地 方 行 政 機 関	中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ・管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること。 ・管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 ・津波警報等の伝達に関すること。
	北陸財務局	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する災害融資に関すること。 ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 ・主務省の要請による災害復旧事業費査定会の立会に関すること。 ・提供・使用可能な国有財産（未利用地等、庁舎、宿舍）の情報提供に関すること。（平常時における定期又は随時の情報提供を含む） ・国有財産（未利用地等、庁舎、宿舍）の津波避難ビル等避難場所の指定に係る相談対応及び各種調整に関すること。（災害時の避難に必要な物資の備蓄等に関する対応を含む） ・災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎、宿舍）の無償貸付等に関すること。（各省庁所管財産を含めた広範対応を含む）
	東海北陸厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害状況の情報収集、連絡調整に関すること。 ・関係職員の派遣に関すること。 ・関係機関との連絡調整に関すること。
	北陸農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること。 ・災害金融についての指導に関すること。 ・災害時における応急用食糧の調達・供給に関すること。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	近畿中国森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・森林治水による災害予防に関すること。 ・保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。 ・災害時における木材（国有林）の供給に関すること。
	中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ライフラインの早期復旧に関すること。
	中部近畿産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。
	北陸信越運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における車両調達のあっせん及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶調達等のあっせんに関すること。
	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 ・一般国道指定区間における通行の確保、維持管理及び災害予防、災害復旧に関すること。 ・国が行う海洋汚染の防除に関すること。 ・油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導。 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。
	北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾・航路に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。
	大阪航空局 (小松空港事務所、能登空港出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行場及び航空保安施設の整備と防災管理に関すること。 ・災害時における航空についての措置に関すること。
	東京管区气象台 (金沢地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び開設を行うこと。 ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
	第九管区海上保安本部 (金沢、七尾海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> ・海上における災害予防に関すること。 ・海上における災害応急対策に関すること。 ・避難者、物資の輸送等救援活動に関すること。
	北陸総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における非常通信の確保に関すること。
石川労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における産業安全に関すること。 	
中部地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 ・災害時における廃棄物に関すること。 	

	国土地理院 (北陸地方測量部)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関する こと。 ・災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情 報の活用に関すること。 ・災害時等における地理情報システムの活用に関すること。 ・災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。
自衛隊		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における人命又は財産保護のための予防活動及び救援活 動に関すること。 ・災害時における応急復旧活動に関すること。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関	日本郵便株式会社 (北陸支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対 策に関すること。
	西日本旅客鉄道 株式会社(金沢支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・災害時における鉄道等による人員の輸送確保に関すること。
	日本貨物鉄道 株式会社(金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における鉄道貨物による緊急物資の輸送確保に関する こと。
	西日本電信電話 株式会社(金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	KDD I 株式会社 (北陸総支社)	
	株式会社NTTドコモ (北陸支社)	
	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ 株式会社(北陸営業支店)	
	ソフトバンク株式会社 (地域総務部(北陸))	
日 本 銀 行 (金 沢 支 店)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関す ること。 	

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関	日 本 赤 十 字 社 (石 川 県 支 部)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の処理等に関する事。 ・義援金品の募集及び配分に関する事。 ・日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関する事。 ・輸血用血液の確保・供給に関する事。 ・救護所の開設に関する事。
	日 本 放 送 協 会	<ul style="list-style-type: none"> ・気象等予警報の放送に関する事。 ・災害時における広報活動に関する事。
	中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 (金 沢 支 社)	<ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車の維持管理及び防災対策の実施に関する事。 ・災害時の高速自動車の輸送路の確保に関する事。 ・高速自動車の早期災害復旧に関する事。
	日 本 通 運 株 式 会 社 (金 沢 支 店)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関する事。
	福 山 通 運 株 式 会 社 (金 沢 支 店)	
	佐 川 急 便 株 式 会 社 (北 陸 支 店)	
	ヤマト運輸株式会社 (金 沢 主 管 支 店)	
	北 陸 電 力 株 式 会 社 (七 尾 支 店) 及 び 北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社 (石 川 支 社)	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事。 ・災害時における電力供給の確保に関する事。
	イオン株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における物資の調達・供給確保
	ユニー株式会社	
株式会社セブン -イレブン・ジャパン		
株式会社ローソン		
株式会社 ファミリーマート		
株式会社 セブン&アイ・ホール ディングス		

	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 公 共 機 関	北陸鉄道株式会社	・災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送の確保に関する事 こと。
	のと鉄道株式会社	
	I Rいしかわ鉄道 株式会社	
	株式会社北國新聞社	・災害時における広報活動に関する事 こと。
	株 式 会 社 中日新聞北陸本社	・災害時における広報活動に関する事 こと
	北陸放送株式会社	・気象等予警報の放送に関する事 こと。 ・災害時における広報活動に関する事 こと。
	石川テレビ放送 株 式 会 社	・気象等予警報の放送に関する事 こと。 ・災害時における広報活動に関する事 こと。
	株式会社テレビ金沢	・気象等予警報の放送に関する事 こと。 ・災害時における広報活動に関する事 こと。
	株 式 会 社 エフエム石川	・気象等予警報の放送に関する事 こと。 ・災害時における広報活動に関する事 こと。
	北陸朝日放送株式会社	・気象等予警報の放送に関する事 こと。 ・災害時における広報活動に関する事 こと。
	公 益 社 団 法 人 石川県医師会	・医師会救護班の編成及び連絡調整に関する事 こと。 ・災害時における医療救護活動に関する事 こと。
	公 益 社 団 法 人 石川県看護協会	・災害時における看護活動に関する事 こと。
	石川県治水協会	・河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関する事 こと。
	一 般 社 団 法 人 石川県エルピーガス 協 会	・災害時におけるLPガス施設の応急復旧に関する事 こと。 ・災害時におけるLPガスの安定供給の確保に関する事 こと。
	一 般 社 団 法 人 石川県歯科医師会	・災害時における歯科医療救護活動に関する事 こと。
	公 益 社 団 法 人 石川県薬剤師会	・災害時における薬剤師活動や医薬品供給に関する事 こと。
公 益 社 団 法 人 石川県栄養士会	・災害時における栄養管理に関する事 こと。	

機	関	名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公 益 的 事 業 を 営 む 法 人 そ の 他 公 共 的 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者		土 地 改 良 区	<ul style="list-style-type: none"> ・水門、水路、ため池等の施設管理及びその防災管理並びに災害復旧に関する事。
		農 業 協 同 組 合 森 林 組 合 漁 業 協 同 組 合 等	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事。 ・被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する事。 ・生産資材等の確保又はそのあっせんに関する事。 ・災害応急対策に要する車両、船舶等の調整に関する事。
		商 工 会 議 所 商 工 会 等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における物価安定についての協力、徹底に関する事。 ・救助・救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事。
		一般病院等の経営者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事。 ・災害時における負傷者等の医療救護に関する事。
		建 設 業 者 及 び 舗 装 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における応急工事に関する事。
		一 般 運 送 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における緊急輸送に関する事。
		金 融 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者等に対する資金の融資に関する事。
		危 険 物 関 係 施 設 の 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における危険物の保安措置に関する事。

第5節 本町の地理的、社会的特長等

1 地形

(1) 概要

本町は、石川県のほぼ中央部に位置し、日本海に面している。北は輪島市、北東は穴水町、東は七尾市、南東は中能登町、南は羽咋市に接している。

また、海岸線は南北に約50kmに及んでいる。

(2) 自然

○面積 : 246.76km² (うち森林 53.5%、農地 22.8%)

○平均気温 : 14.8℃ (平年値)

○年間降水量 : 1,756.5mm (平年値)

(気象庁 気象統計情報 年ごとの値 2020年から)

2 人口

令和3年3月末日現在

人 口			世帯数	年 齢 構 成 比 率			一世帯 当り人 員	人口 密度	面積
総数	男	女		新生 児～ 12歳	13歳 ～ 64歳	65歳 以上			
人 19,418	人 9,249	人 10,169	世帯 8,007	% 7.0	% 49.0	% 44.0	人 2.43	人/km ² 78.7	km ² 246.76

3 過去に災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された風水害等 (平成19年能登半島地震を除く)

年月日 (西暦)	災害の種類	概 要
昭和33 (1958) 年 7月24日～26日	水 害	7月24日未明に奥能登に大雨が降り、大きな水害を出した。

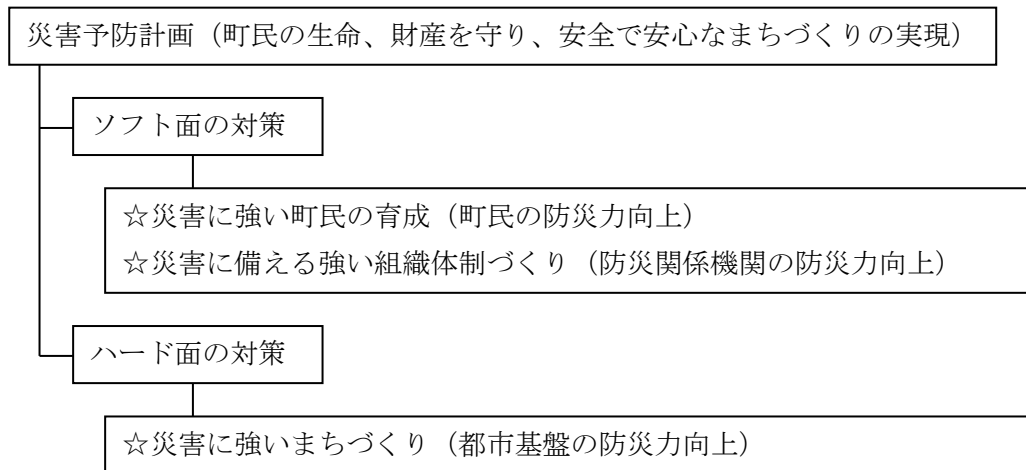
第2章 災害予防計画

【災害予防計画の体系】

風水害などの災害から町民の生命と財産を守り、安全で安心なまちづくりを実現するために必要な対策を町、県及び防災関係機関等が一丸となって講じるものとする。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせで一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

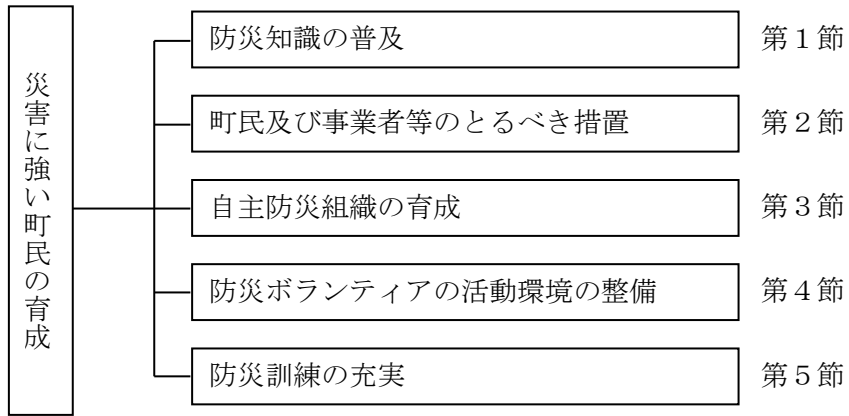


【災害に強い町民の育成】

町及び防災関係機関等は、防災知識の普及、啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や町民の防災対策上の役割と責務を周知させる。

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない状態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、防災行動力を向上させ、町民一人ひとりが災害に対する心構えを持ち、災害発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。



第1節 防災知識の普及

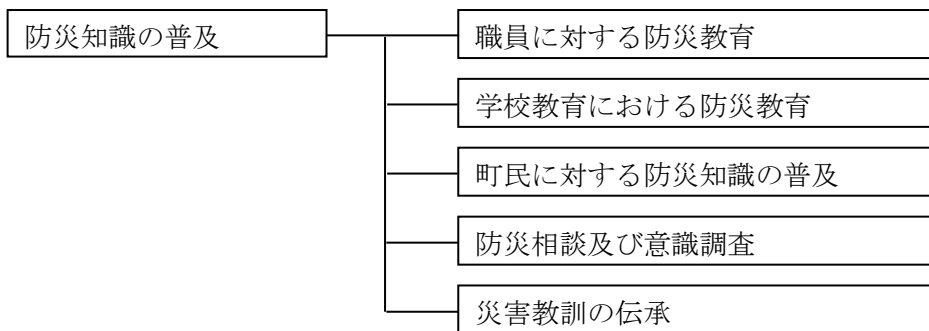
環境安全課、教育委員会、防災関係機関

1 基本方針

災害対策は、人的被害防止を最優先とし、町及び防災関係機関は平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、町民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った災害に強い町民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

体 系



2 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 災害危険区域、避難場所等の情報
- カ その他災害対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の防災に強い町民を育成する上で重要である。そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。特に、水害・土

砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、町その他関係機関、町民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自ら安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在校中に災害が発生した場合に対処する方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮
- カ 災害危険区域、避難場所等の情報
- キ その他災害対策に必要な事項

4 町民に対する防災知識の普及

町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、町民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知する。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るように努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(1) 普及の方法

ア 生涯学習教育を通じたの普及

教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

イ 広報媒体等による普及

- (ア) ラジオ、テレビ、インターネット、CATV、携帯電話等による普及
- (イ) 新聞、雑誌による普及
- (ウ) 防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及
- (エ) ビデオ、映画、スライドによる普及
- (オ) 広報車の巡回による普及
- (カ) 図画、作文等の募集による普及
- (キ) 講演会や実地研修等の開催による普及
- (ク) 防災器具、防災写真等の展示による普及

(2) 普及の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
- ウ 町民及び事業所のとるべき措置
- エ 要配慮者に対する配慮
- オ 自主防災組織の活動
- カ 地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動
- キ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認
- ク その他災害対策に必要な事項

5 防災相談及び意識調査

町及び防災関係機関は、その所管する事項について、町民の災害対策の相談に積極的に応じるものとし、防災意識を把握するため、町民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

6 災害教訓の伝承

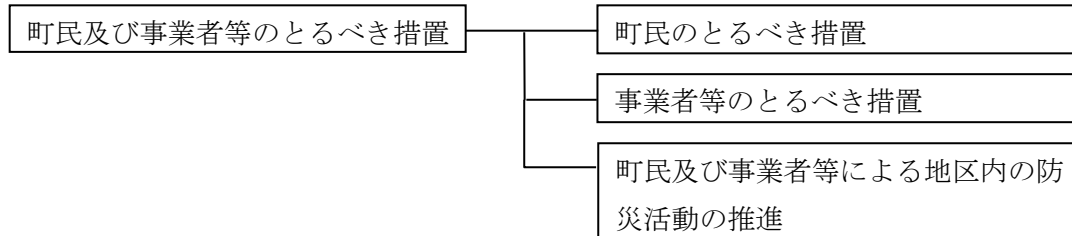
- (1) 町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- (2) 町民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、町民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第2節 町民及び事業者等のとるべき措置 環境安全課

1 基本方針

災害時における被害及び混乱を防止するため、町民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、町民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

体 系



2 町民のとるべき措置

(1) 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。

平 常 時 の 心 得	○ 日頃から出火の防止に努める。 ・ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・ プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	○ 消火器具を準備する。 ・ 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置
	○ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・ 窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置
	○ 側溝や下水を清掃する。 ・ 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。
	○ 食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・ 家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・ 携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー ・ 三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・ 自動車へのこまめな満タン給油
	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・ 災害発生時の役割分担及び避難場所、避難路の事前確認 ・ 毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法 ○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。	

(2) 災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

災害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ まず、わが身の安全を図る。 ○ ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○ 外出は見合わせる。 ○ あわてて外に飛び出ず、周囲の状況を確認し落ち着いて行動する。 ○ すばやく火の始末。 ○ 火が出たら隣近所で初期消火。 ○ 浸水のおそれがあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。 ○ 避難は歩いて、荷物は少なく。 ○ 山崩れ、がけ崩れに注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○ 協力しあって応急救護。
--------	---

3 事業者等のとるべき措置

(1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づき、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防火訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町及び県との協定の締結に努める。
--------	---

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防 災 計 画 作 成 上 の 留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。 ○ 従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○ 責任者の不在時についても考慮する。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用施設等を点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。 ○ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講ずる。
--	--

(2) 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。

災 害 時 の 得 心	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ 火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、町、警察、消防等に対する問い合わせは控える。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等の町民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 救助、救急資機材及び非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は原則中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
----------------------------	--

4 町民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

第3節 自主防災組織の育成

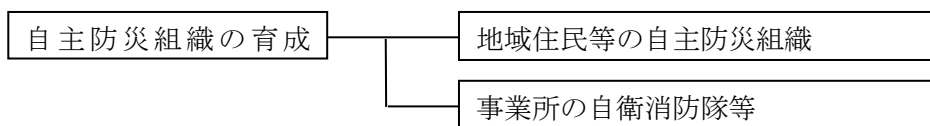
環境安全課

1 基本方針

災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われなことが予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず、「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。町は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や女性団体連絡協議会等、地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

体 系



2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

町は、町民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。なお、町は、災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集伝達体制の確立 ○ 防災知識の普及及び防災訓練の実施 ○ 火気使用設備器具等の点検 ○ 防災資機材の備蓄及び管理 ○ 地域における避難行動要支援者の把握 ○ 避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立
-----	--

災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止、初期消火活動 ○ 地域内の被害状況等の情報収集、町民に対する避難命令の伝達 ○ 救出救護の実施及び協力 ○ 避難場所の開錠・開放の実施及び協力 ○ 集団避難の実施 ○ 避難所運営の実施及び協力 ○ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○ 避難行動要支援者の避難行動への支援
-----	---

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。このため、自主防災組織は町と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べ使用する火気使用設備・器具や、貯蔵又は取り扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する施設等に当たっては、災害時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は町及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備に努める。

更に自ら防災施設や消防施設を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

環境安全課、社会福祉協議会、防災関係機関

1 基本方針

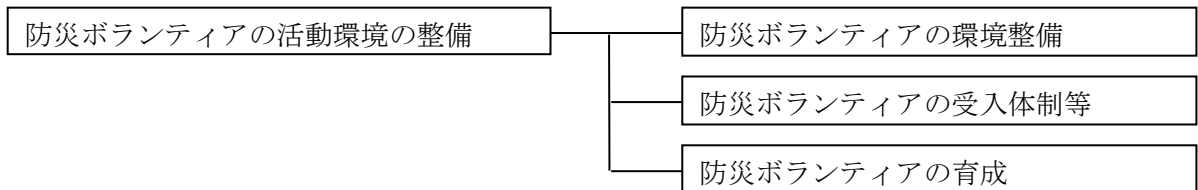
(1) 災害による被害の拡大を防止するため、町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、町民による自主的かつきめ細やかな対応も必要である。

このため、町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する町民の理解促進のための広報活動に努める。

(2) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

体 系



2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、効果的な活用が図られるよう、町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

- ア アマチュア無線通信業務
- イ 傷病人の応急手当等医療看護業務
- ウ 被災宅地の危険度判定業務
- エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
- オ 通訳業務
- カ その他の専門的な技術、知識を要する業務
- キ その他の業務

3 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

町及び防災関係機関は、災害時において2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

町は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に対応するため、町は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

(1) 町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会（自治会）、民生委員、防災士、NPO・ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、町民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

(3) 町は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制づくりに努める。

第5節 防災訓練の充実

環境安全課、防災関係機関、事業所

1 基本方針

町及び防災関係機関は災害予防に万全を期するため、単独又は共同して、災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や町民に参加を求めて、災害時の初期消火、避難等をより多くの町民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

体 系

防災訓練の充実

防災訓練計画

2 防災訓練計画

町及び防災関係機関等は、災害予防に万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。

ア 総合防災訓練

町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び町民の防災意識の高揚を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域町民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。

イ 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じ他機関あるい

は町民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。

ウ 事業所等の防災訓練

事業所等は、災害応急対策を実施するため、関係機関と密接な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で次の訓練を年1回以上実施する。

(ア) 災害情報等の通信訓練

(イ) 災害応急対策従事者の動員訓練

(ウ) 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

エ 町民・自主防災組織の防災訓練

大規模災害発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、町民においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行い、また防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。

町は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

第6節 防災体制の整備

全課局、防災関係機関

1 基本方針

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。

このため、町は応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設の充実を図っていく。

また、町及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び洪水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

体 系



2 町の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

町は、災害発生時期に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、町は、応急対策活動の中枢拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備に努める。

(2) 国、県との連絡体制の整備

町は、避難指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 災害情報の収集

町は、災害情報の収集にあたっては平常時から地区、行政区ごとに収集・伝達体制を整える。

(4) 情報発信

町は、避難所、地区・行政区ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(6) 受援計画の策定等

ア 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

イ 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

ウ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(7) 罹災証明交付体制の確立

町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

- ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局定めること。
- イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。
- ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。
- エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。
- オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

(8) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

町は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておくものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(9) 災害廃棄物の仮置き場の確保

町は、災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。

(10) 被災者生活再建支援制度等の周知

町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、町民にわかりやすい制度周知に努める。

(11) 情報のバックアップ化

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(12) 事業計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

町は、事業所の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(13) 事業継続力強化支援計画の策定

町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(14) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時に災害応急活動を円滑に行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

4 人材確保方策

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

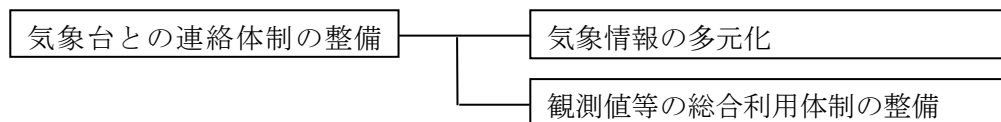
第7節 防災気象等観測網の整備

環境安全課、金沢地方気象台、防災関係機関

1 基本方針

防災活動上、局地気象状況等の把握が極めて重要であることに鑑み、気象観測施設等の整備を図るとともに、金沢地方気象台と防災関係機関相互の連絡通報体制等の整備を図る。

体 系



2 気象情報の多角化

金沢地方気象台の発表する気象情報の伝達体制については、県総合防災情報システム、防災情報提供システム、NTTからの気象警報伝達などを用いた多角化を図る。

3 観測値等の総合利用体制の整備

豪雨時における雨量等災害応急対策上、必要な各種観測値の総合的利用を図るため、災害応急対策関係機関は、緊急時の災害情報収集の一環として協議のうえ、災害が発生するおそれあるときの観測値等の相互連絡、利用体制の整備に努める。

第8節 通信及び放送施設災害予防

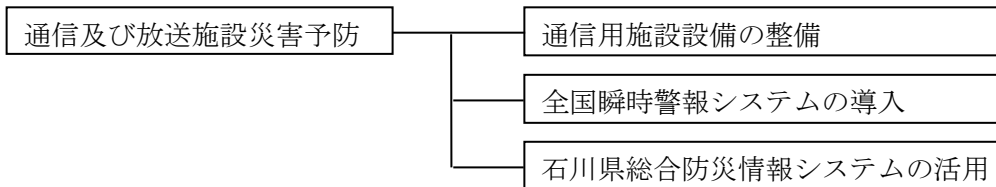
環境安全課、情報推進課、防災関係機関

1 基本方針

災害発生時には、通信施設の被害により町民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、町及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設等の施設管理者等の情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

体 系



2 通信用施設設備の整備

(1) 町の整備

ア 町は、町民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機含む。）、IP告知端末、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、CATV、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

イ 町は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

(2) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める。

なお、県及び町は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

(3) 応急用資機材の整備

町及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、衛星携帯電話、等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期

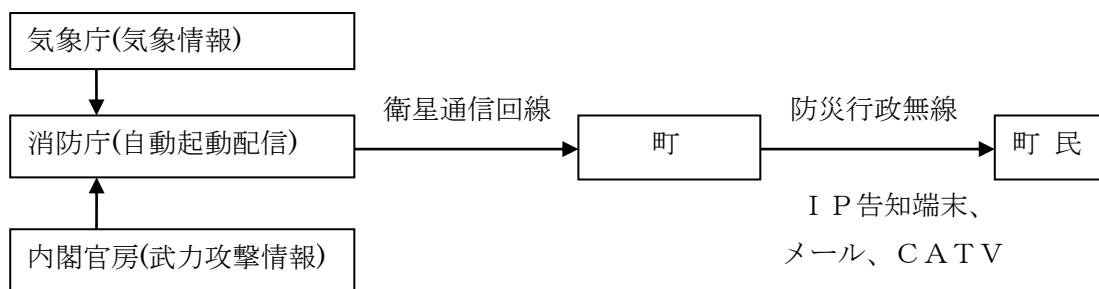
的に実施する。

(4) 災害時優先電話の確保

町及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

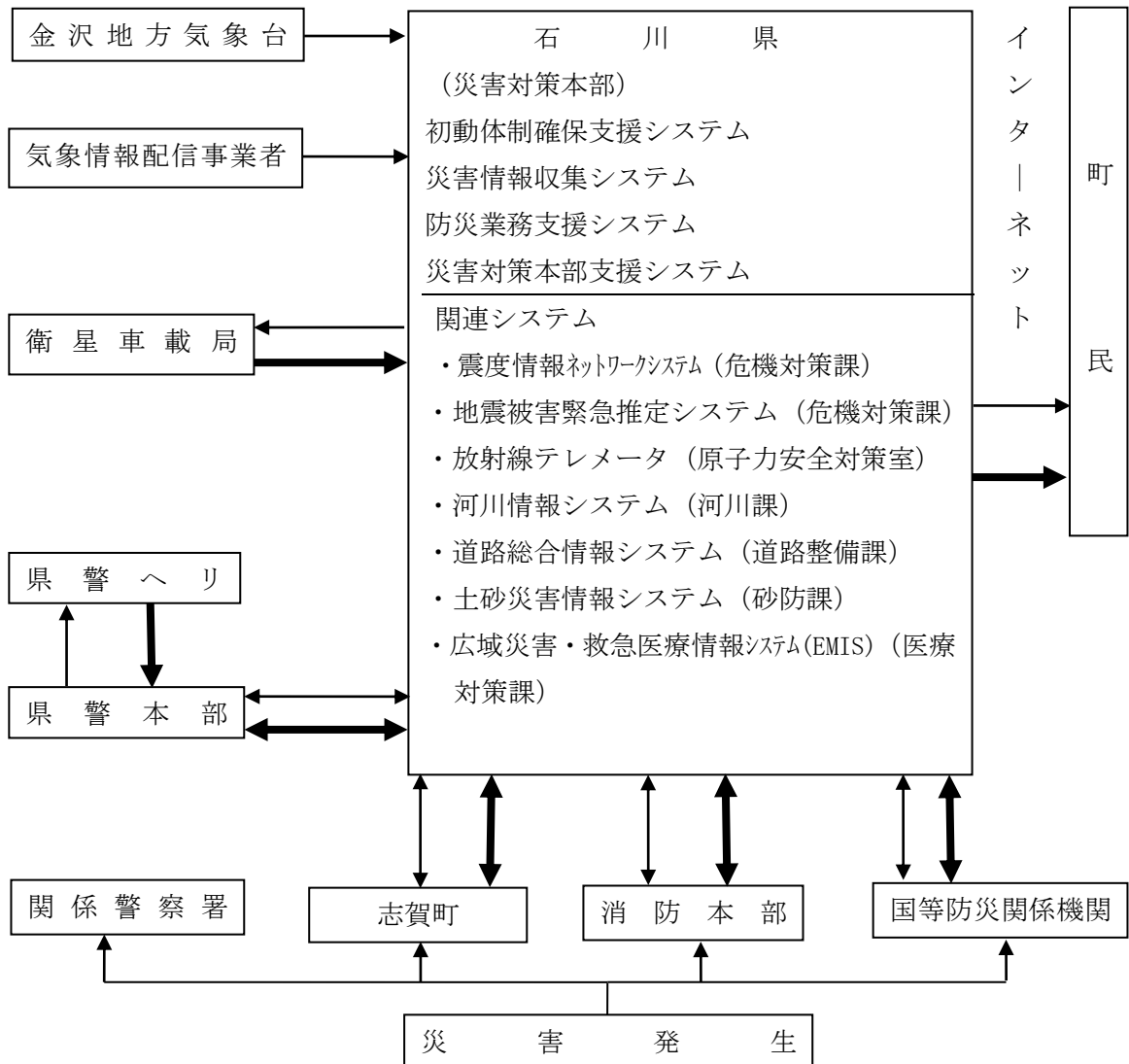
3 全国瞬時警報システムの活用

緊急地震速報、津波警報、武力攻撃等、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を町民に瞬時に伝達するため、消防庁が直接町の防災行政無線、IP告知端末を起動して町民に対して周知放送を行う「全国瞬時警報システム」を活用する。



4 石川県総合防災情報システムの活用

災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図ることを目的とした、県が整備する「石川県総合防災情報システム」を活用し、災害情報の収集、伝達に努める。



第9節 水害予防

環境安全課、農林水産課、まち整備課

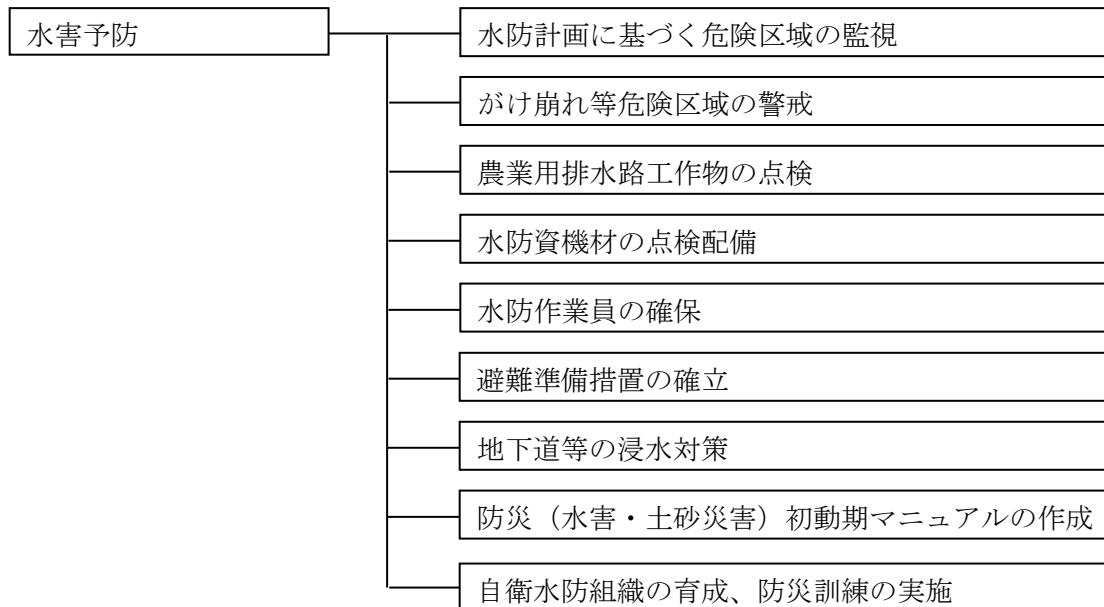
1 基本方針

水害を予防するため、治山治水事業の促進、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等に努める。

また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、更には護岸、水門、樋門等の建造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、町水防計画の定めに準じて所要の警戒措置をとる。

さらに、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会等を活用し、国、地方自治体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

体 系



2 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は町水防計画の定める指定河川に水防警報が発せられたときは、危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための消防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、町地域防災計画等においてあらかじめ定めておく。

また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

3 がけ崩れ等危険区域の警戒

町長は、土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の発生に備えて、平常時からあらかじめ指定した危険区域の巡視、警戒を行うとともに、状況に応じて消防団員その他の警戒要員を配置

する。

この要員の配置等危険区域の警戒体制については、町地域防災計画等にあらかじめ定めておく。

4 農業用排水路、ため池等の点検

町又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。

また、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、町は、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

5 水防資機材の点検配備

水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は町水防計画に定める指定河川に水防警報が発せられたときは、堤防監視の結果や出水状況に応じて、水防作業のしやすい位置に資機材の整備を行う。

また、水防管理者は、使用後直ちに不足分を補充する。

6 水防作業人員の確保

水防管理者は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は町水防計画に定める指定河川について水防警報が発せられたときは、町水防計画に定めるところにより水防作業上必要な人員を確保する。

水防管理者は、洪水や高潮・高波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

7 避難準備措置の確立

(1) 避難準備措置

町長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は町水防計画に定める指定河川に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある集落等地域の住民や滞在者、その他の者に対し速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

(2) 洪水予報河川、水位周知河川等

町長は、洪水予報河川、水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(3) 町地域防災計画において定める事項

町は水防法に基づき、浸水想定区域の指定があつたときは、町地域防災計画において、

当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

- ア 洪水予報、氾濫危険水位の水位到達情報の伝達方法
- イ 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項
- ウ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

（4）洪水ハザードマップの作成

町は、国及び県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等をあらかじめ作成するとともに、町地域防災計画に定められた、上記（3）の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、町民に周知するものとする。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、洪水予報河川、水位周知河川以外の氾濫のおそれがある中小河川についても町は、県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を活用し、簡易浸水想定区域図及び避難計画等の作成に努める。

なお、避難計画の作成にあたっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

（5）ため池ハザードマップの作成

ため池に関する管理体制・連絡体制等は、広く町民に周知されなければ、いざという事態その効果が発揮されない。そのため、地区で検討されたため池管理体制に関する情報を記載したため池災害ハザードマップ（避難地図）等を作成し、町民への啓発普及、周知を行うものとする。

また、避難施設の位置や避難経路、ため池の想定洪水範囲を示すことで、適切な避難経路・場所の検討などにも利用する。

（6）企業防災の促進

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画、自衛水防組織の構成員等及び訓練の結果について町長に報告する。

8 地下道等の浸水対策

地下道等の管理者は、浸水防止設備の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。

また、道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な設備の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

9 防災初動期マニュアルの作成

町長は、災害の発生のおそれのある場合及び災害発生直後に対応するための職員の初動期マニュアルを作成し、運用する。

10 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施

(1) 水防協力団体の育成

水防管理団体は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(2) 防災訓練の実施

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、志賀町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

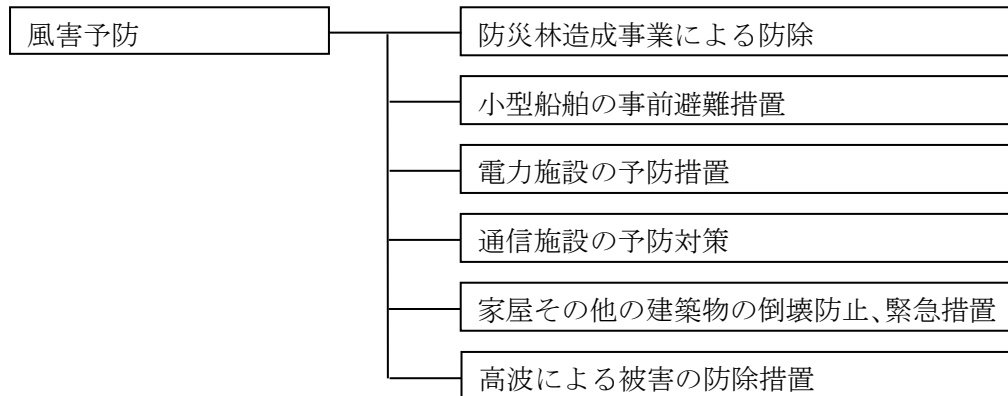
第10節 風害予防

農林水産課、まち整備課、防災関係機関

1 基本方針

風害の予防は、防風施設の整備等によりその効果を期すべきものとするが、季節風、台風に対する災害予防は予想し得る気象状況を早期に把握して、必要な措置を講ずる。

体 系



2 防災林造成事業による防除

海岸地帯は絶えず季節風、台風、海陸風とあらゆる風が通過し、海浜地の砂や塩分を内陸部に移送して後方の人家、産業施設、農耕地等に対して慢性的あるいは急性的に甚大な災害をもたらしている。

これらの海岸砂地に対して海岸砂地造林事業を実施して、風による飛砂及び砂丘の移動を防止し、また、潮害を防ぐとともに、防災林造成事業を実施して、風による公共施設、農耕地、人家等の被害をなくするよう努める。

3 小型船舶の事前避難措置

小型船舶の事前避難措置は、それぞれ当該船舶の所有者が実施するものとし、台風情報によりあらかじめ危険の察知されるときは、遭難防止のため出港を見合わせる等、所要の措置を講ずる。

漁業協同組合は、出漁中の事故防止のため警報等発令時における出漁漁船の帰港等について、事前に組合員の申し合わせを行い、自主避難体制に基づき、無線等による警告、標識による警告等所要の措置を講ずる。

4 電力施設の予防対策

電力施設の風害予防対策については、本章第23節「公共施設災害予防計画」に準ずる。

5 通信施設の予防対策

通信施設の風害予防対策については、本章第8節「通信及び放送施設災害予防」に準ずる。

6 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの管理者が行い、状況に応じて町長は町地域防災計画の定めるところによりそれぞれ管理者に対して次の措置の徹底を図る。

- (1) はずれやすい戸や窓、弱った壁などには、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 屋根の補強として、棟木、母屋、梁をかすがいで止め、トタンは垂木を打ちつけ、棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。
- (3) 建築物周囲の倒れるおそれがある立木は枝おろしをする。

(1) から (3) までの緊急措置の徹底が困難であるか又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊急事態に際しては、当該家屋等の管理者に対して町長が避難のための立退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容する。

7 高波による被害の防除措置

町長は、風浪の状況に応じて、護岸、防潮堤の巡視を行うものとし、危険区域の監視、水防資機材の点検配備、水防作業人員確保、避難準備措置の確立に努める。

8 高潮による港湾の被害の防除措置

港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進する。

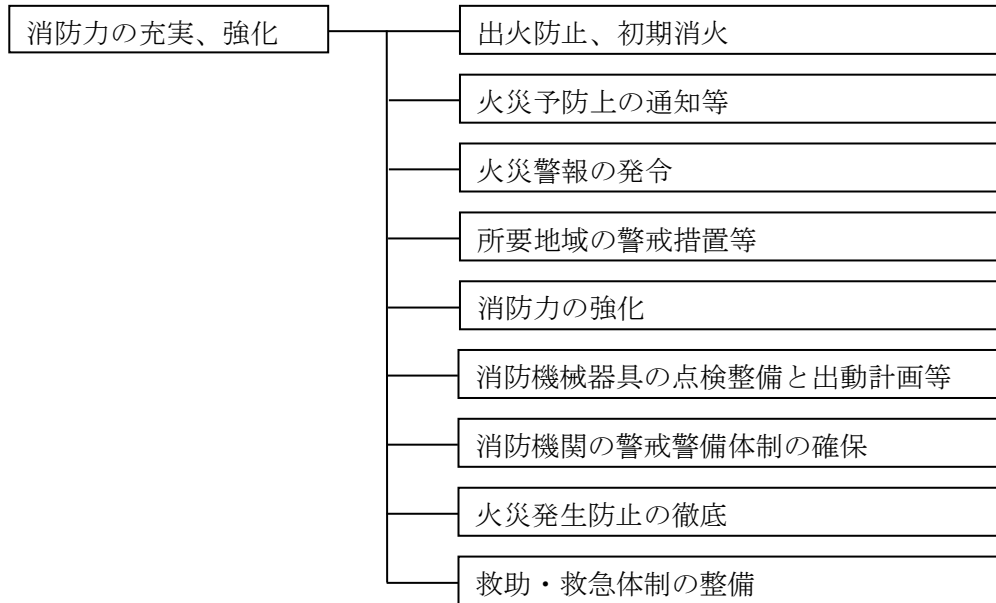
第11節 消防力の充実、強化

環境安全課、消防本部、消防団

1 基本方針

住居の過密地域、危険物需要の拡大等により、火災の延焼防止上の危険要因が増大している。このため町は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

体 系



2 出火防止、初期消火

(1) 出火防止

ア 火の使用に関する制限等は、羽咋郡市広域圏事務組合火災予防条例の定めるところであり、火を使用する所有者・使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ 町は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関し、火災予防運動を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

(2) 初期消火体制の確立

火災による被害防止、又は被害の軽減を図るには、初期消火が基本である。町は、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置及び化学消火剤の備蓄等により初期消火体制の確立を図る。

特に町民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努めるとともに、自主防災組織、自衛消防隊等、町民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

3 火災予防上の通知等

全県的な規模における気象状況が次のとおり火災の延焼防止上危険な状況であると認めるときは、災害対策基本法第55条の規定に基づき、予想される災害の事態及びこれに対処するべ

き措置について町長は知事からの必要な通知又は要請を受けた場合、同法第56条の規定に基づき、町長は町地域防災計画の定めるところにより、当該通知又は要請を防災関係機関及び町民に伝達しなければならない。

- (1) 台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等、気象状況が火災の延焼防止危険であると認められるとき
- (2) その他警戒上特に必要があると認められるとき

4 火災警報の発令

町長は、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けた場合のほか、地域的气象の状況が火災の予防上危険である場合の火災警報の発令基準をあらかじめ設定し、有効適切な警報を発令する。

5 所要地域の警戒措置等

- (1) 所要地域の防火のための警戒

ア 町長は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のための警戒措置が十分に行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずる。

イ 町長は、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等火災発生危険の大きいもの、若しくは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるようあらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

- (2) 破壊消防による防ぎょ線の設定等

町長は、火災被害の想定をもとに、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し、計画をたてておく。

6 消防力の強化

町長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

- (1) 消防施設整備等の強化

町長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

- (2) 消防水利の強化

町長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設し、その適正配置を推進する。また、海水、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、ダム、農業用水及び工業用水なども、消防水利として利用できるよう事前に検討する。

- (3) 消防団の活性化

町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団

促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

(5) 町消防の広域化

消防組織法に基づき策定された県消防広域化推進計画（平成20年3月28日策定）に基づき、広域消防運営計画の作成等を進め、広域化の実現を図る。

7 消防機械器具の点検整備と出動計画等

町長は、消防機関に消防機械器具の点検整備をさせるとともに、志賀消防署において次の事項についてあらかじめ計画を定めておく。

(1) 消防機械器具の特別点検整備計画

(2) 出動計画等

ア 要員招集計画

消防ポンプ自動車にあつては、少なくとも機関員待機以上の体制をとり、必要な招集待機の計画を定めておく。なお、消防ポンプ自動車以外の消防ポンプに対する団員待機についても計画を定めておく。

イ 出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう留意するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

(ア) 特殊危険地域に対する出動、消防計画

(イ) 飛火警戒のための出動、配置計画

(ウ) 応援部隊の誘導、配置計画

(エ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画

ウ 現場水利統制計画

8 消防機関の警戒警備体制の確保

町長は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における消防機関の警戒警備体制の確保に努める。

この計画は、おおむね次の事項について策定する。

(1) 警戒のための組織体制

(2) 警戒区域の分掌

(3) 警戒出動のための要員招集又は伝達方法

(4) 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限など予防措置の対象別地域別規制計画

(5) 消防無線、防災行政無線、IP告知端末、有線放送等の通信の確保

(6) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

9 火災発生防止の徹底

台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下においては、町民に火災発生防止の徹底を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 予防広報等

町長は、宣伝広報車等による巡回予防広報、有・無線放送施設を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について町民に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。

(2) 特別予防査察

町長は、火災予防上特に危険な地域及び防火対象物に対し火気使用制限の措置事項等について必要な特別予防査察を実施するものとし、平時より計画的な特別予防査察の実施に努める。

10 救助・救急体制の整備

(1) 救助資機材の整備

ア 町長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ 家屋や建造物などの重量物の下敷になった人々の救助を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

(2) 体制の整備

ア 県及び町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 町長は、大規模災害時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。

また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用を図る。

第12節 避難体制の整備

環境安全課、教育委員会、防災関係機関

1 基本方針

町は、建物倒壊及び出火・延焼等の災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、区長会、自主防災組織等を通じて町民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。

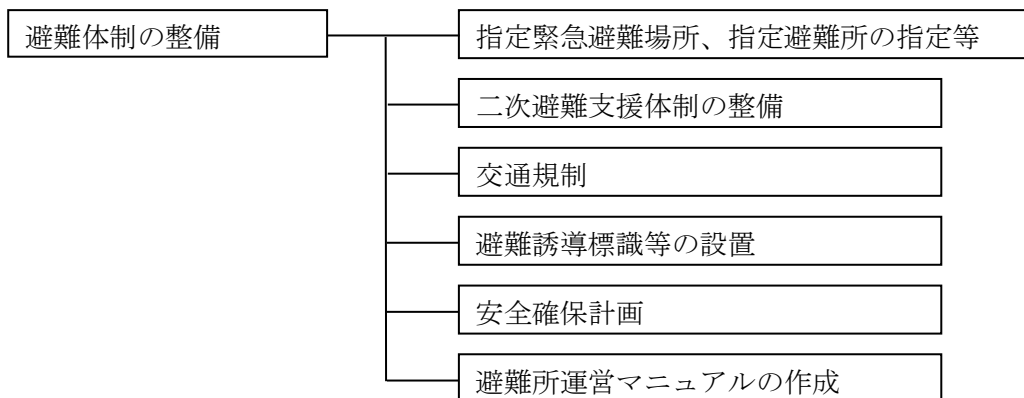
さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

なお、町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

体 系



2 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等

町は、災害時に町民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、区長会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の町民等への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(1) 指定緊急避難場所

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及

び当該部分への避難経路を有する施設であること。

- イ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。
- ウ 下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。

(7) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

(イ) 津波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流域にあつては、標高の高い所であること。

(ウ) 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で町民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

(2) 指定避難所

ア 被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

オ 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で町民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

カ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、マスク、消毒液等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源(再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。)、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

キ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。

ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。

ケ 避難所の規模(受入可能人数)・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

サ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

シ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

ス 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

(3) 避難路

ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。

ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

エ 津波や浸水の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量が少ない道路であること。

(4) 避難情報の発令基準の策定等

ア 町長は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川、水位周知河川及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したもののについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。さらに、町は、首長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係わる代理規定を整備する。これについては、志賀町長の職務を代理する職員の順序を定める規則を準用する。

イ 町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(5) 災害未然防止活動

港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性のある避難港において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。

3 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、町は、福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備に努める。

また、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

4 交通規制

警察は、災害時の避難を容易にするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

5 避難誘導標識等の設置

町は、避難場所等について、区長会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避

難誘導標識及び避難場所等の表示標識を設置する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、町は災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

6 安全確保計画

(1) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、町長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水、医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(2) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興行場、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期確認や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(3) 避難誘導者の安全確保

二次被害を防ぐため、避難誘導に携わる者は以下の内容に関する準備に努める。

- ア ヘルメットなどの安全対策用具の準備
- イ 自動車・自転車など、移動手段の確保
- ウ 衛星通信電話など、通信手段の確保

7 避難所運営マニュアルの作成

町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルを作成する。

第13節 要配慮者対策

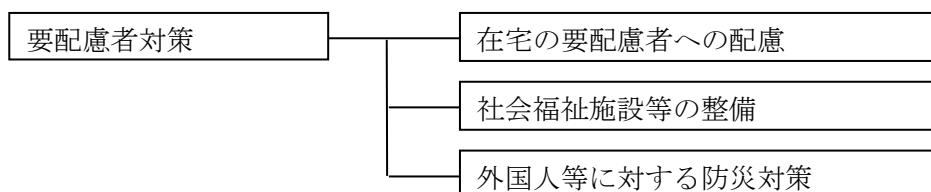
環境安全課、健康福祉課

1 基本方針

災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。

このため、町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

体 系



2 在宅の要配慮者への配慮

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について以下のとおり定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 名簿情報の利用及び提供

町は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例等の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ウ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定

町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報の共有を図るとともに、県の洪水等避難計画作成支援マニュアル等を活用し、避難支援計画の策定等に努める。

特に、町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難行動要支援者名簿の更新に関する事項、名簿情報の提供及び漏えい防止等の管理方法、情報の伝達体制、避難支援等関係者の安全確保、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を検討し、町避難行動要支援者避難支援プランに定める。

(3) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

町は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(4) 防災マップの作成

町は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

(5) 避難行動要支援者避難支援マップの作成

町等は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用する避難支援マップの作成に努める。

(6) 福祉避難所の指定

町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとに福祉避難所の指定を検討する。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

(7) 二次避難支援体制の整備

町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえたマニュアルに従い、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

3 社会福祉施設等の整備

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等と連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるもの

とする。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。

また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

- (1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (3) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

第14節 緊急輸送体制の整備

環境安全課、農林水産課、まち整備課

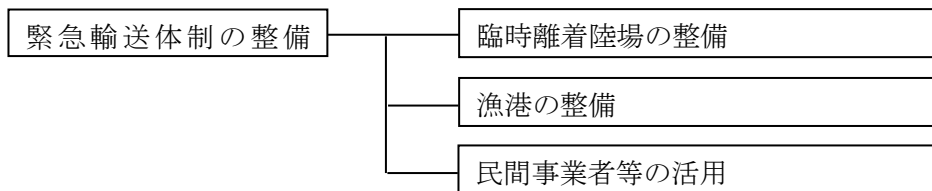
1 基本方針

道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うものとする。

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておく（資料編 第4防災上必要な施設及び設備等）、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や漁港の整備を図る。

また、町は関係機関との協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

体 系



2 臨時離着陸場の整備

町長等は、道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

または、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

3 漁港の整備

漁港管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。

また、緊急物資の集積及び町民の避難等のための広場等についても整備を図る。

4 民間事業者等の活用

(1) 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

(2) 町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

- (3) 町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第15節 医療体制の整備

健康福祉課、防災関係機関

1 基本計画

災害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、町民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。

体 系



2 医療救護計画の策定

- (1) 町は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、町独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。
- (2) 医療救護班編成に当たっては、羽咋郡市医師会、町立富来病院、志賀クリニック等医療機関の協力を得る。
- (3) 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。また、連絡体制についても定めておく。

なお、町等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

- (4) 町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。
- (5) 町は、災害時に重傷患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

(資料編 第8 救急病院、現地医療班派遣医療関係)

- (6) 町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。
- (7) 町は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- (8) 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

3 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

町は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

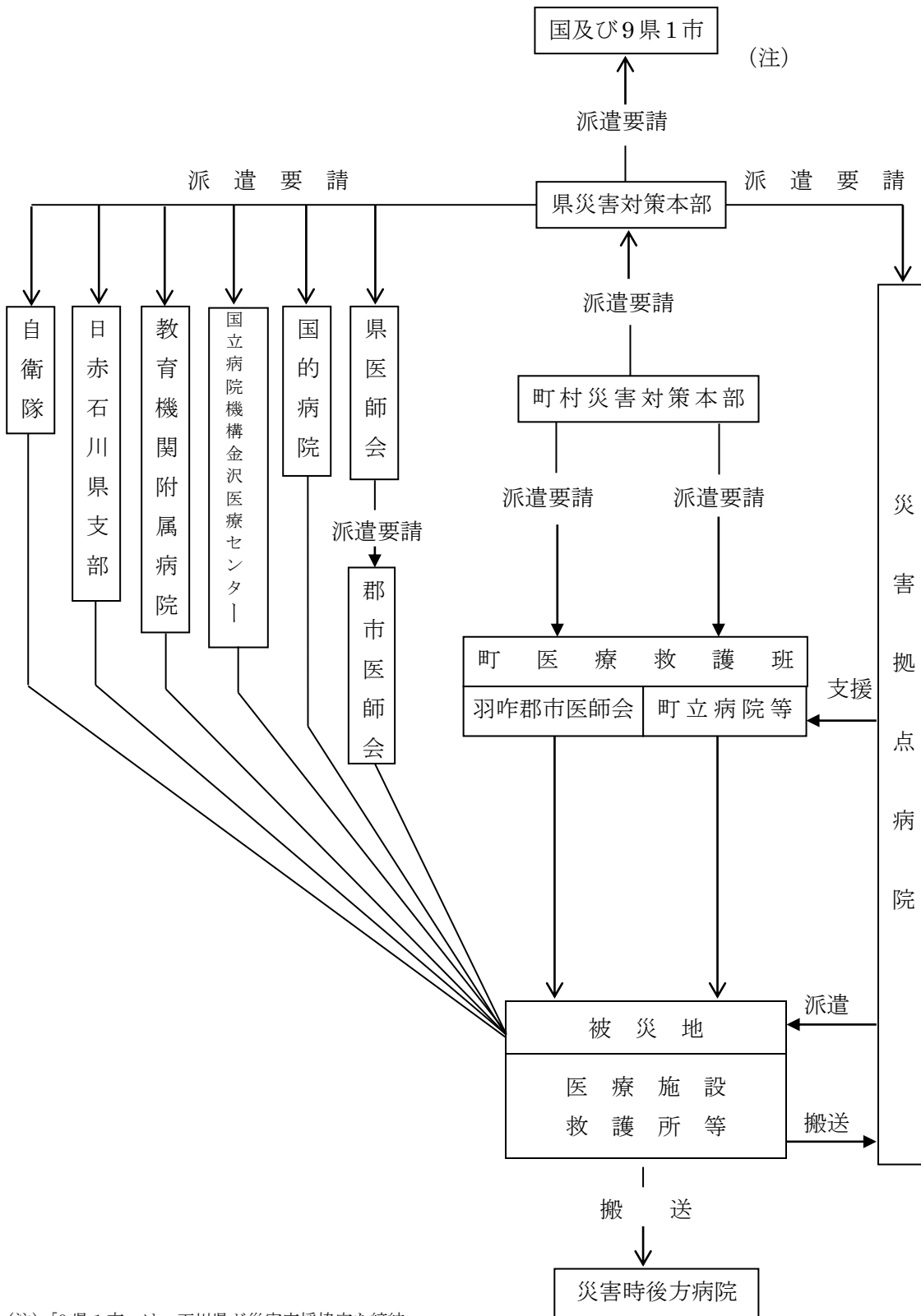
(2) 災害時通信手段の確保

町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

(3) 情報連絡の系統図

情報連絡の系統図は、次のとおりであるが、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制については町が、災害時後方病院に係る情報連絡体制については県が整備する。

医療救護活動系統図



(注) 「9県1市」は、石川県が災害応援協定を締結している次の県である。

協定名：中部9県1市災害応援に関する協定（平成7年11月4日）

石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

第16節 健康管理活動体制の整備

健康福祉課

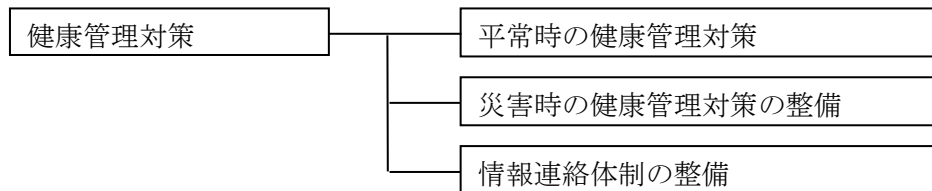
1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、町は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、県の災害時保健活動マニュアルに準じて、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、町民自身の健康管理意識の向上に努める。

体 系



2 平常時の健康管理対策

- (1) 町は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 町は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 町民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

町は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、県の災害時保健活動マニュアル等に準じて、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

町は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第17節 心のケア体制の整備

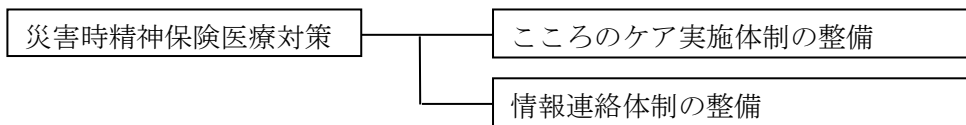
健康福祉課

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、県は平時から、町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療について、情報連絡体制の整備に努める。

体 系



2 心のケア実施体制の整備

町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時には心のケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。

3 情報連絡体制の整備

町及び精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえながら、精神保健医療班（心のケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第18節 食料及び生活必需品等の確保

環境安全課、企画財政課、農林水産課

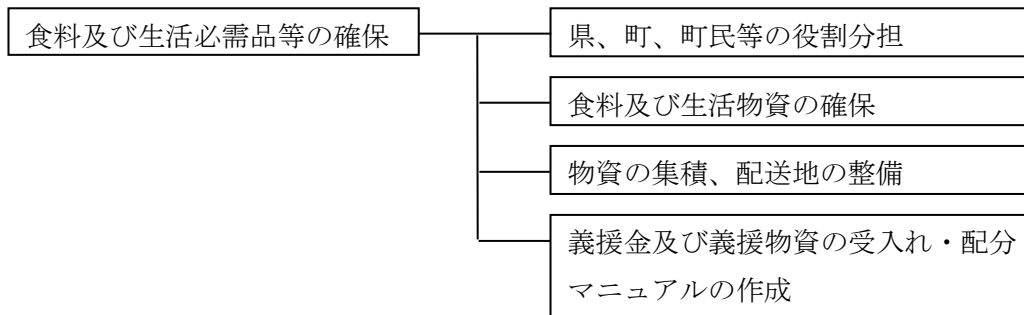
1 基本方針

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、県及び町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

体 系



2 町、町民等の役割分担

- (1) 町は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (2) 町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (3) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民も考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。
- (4) 町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

3 食料及び生活物資の確保

町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を行う。

非常食等の備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に

対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクやベビーフード、嚥下困難者用食品、病者用食品等の特殊食品等について、可能な限りの柔らかい食品の備蓄や、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

4 物資の集積、配送地の整備

町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

- (1) 町は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。
- (2) 町は、大規模災害等を想定した物資の仕分けの配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

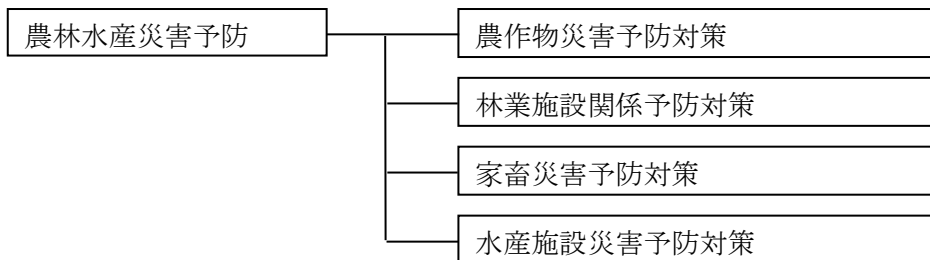
第19節 農林水産災害予防

農林水産課

1 基本方針

災害から農林水産業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

体 系



2 農作物災害予防対策

気象による被害を極力防止、軽減するため、次の事項に留意の上、気象の推移や農作物の生育状況に応じた個別具体的予防対策を講ずるなど、適時適切に対応する。

(1) 水稲

ア 干ばつ対策

水不足が予想される地域では、あらかじめ予備苗の確保、用水系統別水利計画の樹立、既存のかんがい施設の点検、整備を行う。

また、必要に応じ番水の実施やあぜ際部分への散水等、節水栽培の実施、共同給水場の設置等を行う。

イ 低温、寡照、長雨対策

気象や病害虫発生予察情報に基づき、不稔防止のための深水管理やいもち病等の発生防止のための予防剤の施用等を行う。

ウ 大雨対策

あらかじめ、排水路等の点検及び補修整備を行い、冠水時には速やかに排水する。

エ 台風対策

台風の来襲が予想される時は、フェーンや強風による被害の軽減を図るため、事前にほ場へ入水するとともに、事後は速やかに排水する。

(2) 野菜等畑作物

ア 干ばつ対策

畑地かんがい施設の積極的導入を図る。また、土壌の保水力を高めるための深耕及び有機物投入や土壌水分の蒸発防止のための敷わら等を行う。

さらに、葉ダニ類やうどんこ病等が発生しやすいので、発生動向に留意しつつ適期防除を行う。

イ 低温・寡照・長雨対策

耐低温性品種の選定、保温フィルム資材の利用、雨よけ施設の導入等の事前対策のほか、

夏秋期における低温・寡照・長雨は生育不良となり、また病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策に実施を徹底する。

ウ 台風・大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときは、あらかじめ、栽培施設に補強や不織布等べた掛けによる風や飛砂の防止等防風対策を実施する。

エ 雪対策

積雪によるビニールハウス等施設の破損倒壊を防止するため、融雪装置の設置や施設周辺の除雪等を行う。

(3) 果樹等永年性作物

ア 干ばつ対策

土壌水分の蒸発を抑制するために、敷わらや敷草、草生園にあつては草刈りの励行等を実施する。また、土壌の保水力を高めるために、休眠期に深耕、有機物投入等を行う。

イ 低温・寡照・長雨対策

果樹園では、結実確保のための人工授粉の励行、適正結果量の確保のための摘果、排水溝の設置等、適正な肥培管理を行う。

また、病害虫が多発しやすいので、病害防除を的確に実施する。

ウ 台風・大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときは、あらかじめ既存施設や栽培施設の点検、補強を行うとともに、収穫可能な果実の収穫や枝の結束等を行う。

また、土壌侵食を防止するため、特に傾斜地においては、排水路等を整備する。

エ 雪対策

積雪による樹体の損傷を防ぐため、果樹では、早期せん定の実施や支柱による枝の補強、果樹棚の補強等を行う。

(4) 飼料作物

ア 干ばつ対策

干ばつのおそれがあるときは、刈取り、施肥を控え、やむを得ず刈取りを行う場合には高刈りを行う等、再生草の草勢を確保する。

イ 長雨対策

長雨、湿害に対しては、排水溝の設置や窒素質肥料の追肥等を行って草勢の維持を図るほか、牧草の予乾中に降雨があつたときはサイレージ調製へ転換する。

ウ 台風対策

台風来襲のおそれがあるときは、トウモロコシ等長大作物は事前に刈り取る。

エ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、フライアッシュ等の融雪剤を散布し、融雪を促進する。

3 林業施設関係予防対策

(1) 林産物及び林産関係

ア 風害対策

気象情報に留意し、必要に応じて施設の補強等ができる体制を整備する。

イ 水害対策

気象情報に留意し、排水溝等の整備を図る。

また、土場及び貯木場等の木材を常に係留できる体制整備を図る。伐採木については、流失等による被害の未然防止に万全を図る。

ウ 干ばつ対策

気象情報に留意し、しいたけほだ場等については、散水体制や日覆い等を行う。

(2) 林業用苗木関係

ア 干ばつ対策

かんがい施設の積極的導入を図る。

イ 低温・長雨対策

夏秋期における低温・長雨は生育不良となり、また病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、融雪剤を散布し、融雪を促進する。

4 家畜災害予防対策

畜舎、鶏舎等施設の設置にあたっては、適切な場所を選定するとともに、災害に備え、補強整備、放牧場の整備等を指導推進する。

5 水産施設災害予防対策

- (1) 内水面漁場、特に河川における汚濁は、水産動物に対する影響が大きいため、土砂の流出防止等の汚濁防止対策を講ずる。
- (2) 漁具、養殖施設、漁船等の漁業施設については、気象情報に対応し、海難事故の防止及び施設に対する被害の予防措置を講ずる。
- (3) 事故あるいは原因不明による油の流出等漁場の油濁に関する情報の把握に努め、発生の防止の指導及び発生時における防災措置の確立を図る。

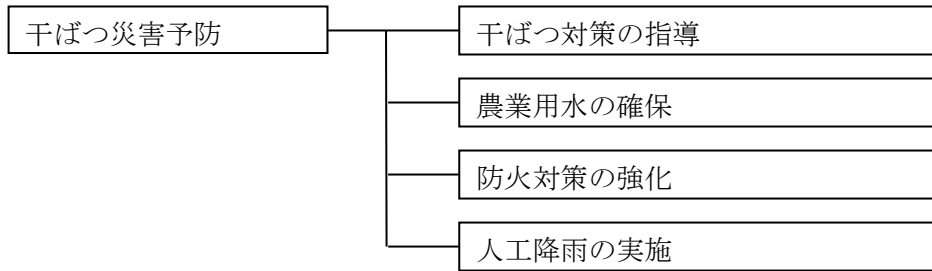
第20節 干ばつ災害予防計画

農林水産課、環境安全課

1 基本方針

干ばつについては、気象状況を早期に把握し、水源の確保など必要な対策を講じ、被害の軽減に努める。

体 系



2 干ばつ対策の指導

渇水時には町民に節水協力を強く求めるとともに、水圧低下あるいは井戸水の枯渇等による断水地域に対しては、給水タンク車等による生活用水の確保に万全を期する。

3 農業用水の確保

灌漑用ため池の改修を推進し、水源の確保を図るとともに、気象状況に即応した流水調節により水源を確保する。

更に、水源地上流の森林整備を促進し、水源かん養機能の向上を図る。

4 防火対策の強化

渇水時には火災の危険性が増大するので、防災機関に対して防火体制の徹底や消火用水の確保を促すとともに、町民に対し火災予防の周知を図る。

5 人工降雨の実施

異常渇水が長期間継続することが予想される場合は、県と協議して人工降雨の実施を検討する。

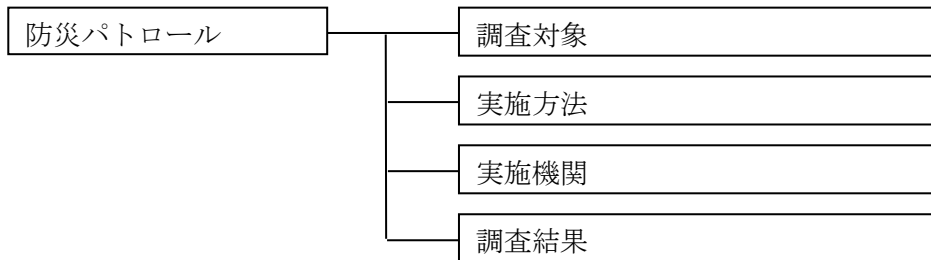
第21節 防災パトロール

環境安全課、農林水産課、まち整備課、防災関係機関

1 基本方針

町及び防災関係機関は、異常な気象条件のもとで発生する各種の災害に対処するため、防災上重要な施設をはじめ危険箇所について総合的に調査検討を行い、災害の未然防止、拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、随時、防災パトロールを実施する。

体 系



2 調査対象

- (1) 河川、道路、橋りょう施設等防災上重要な施設
- (2) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の危険区域及び過去の災害発生箇所
- (3) 孤立予想集落及び臨時離着陸場

3 実施方法

町及び防災関係機関は、現地へ出向き、又はヘリコプター等の航空機により上空からパトロールを要請する。

4 実施機関

町の関係各課、消防機関

5 調査結果

町は、防災パトロールの調査結果を取りまとめ、防災関係機関にその内容を通知する。防災関係機関は、調査結果を踏まえ、適切な予防措置を講ずる。

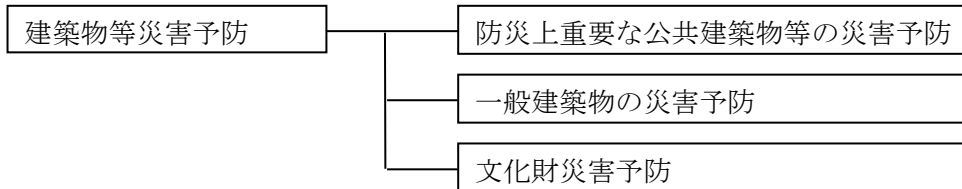
第22節 建築物等災害予防

環境安全課、企画財政課、まち整備課、教育委員会、消防本部

1 基本方針

災害に強いまちづくりを行うにあたって、町は、公共建築物、一般建築物の不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

体 系



2 防災上重要な公共建築物等の災害予防

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、町は、次の公共建築物等については、一層の不燃性や浸水対策等の強化を図る。

また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。

- (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

3 一般建築物の災害予防

町は、災害における建築物被害の未然防止と火災等による延焼拡大防止を図るため、老朽住宅密集市街地対策を推進するほか、次の措置を講ずる。

(1) 老朽危険建築物に対する調査、指導

町は老朽危険建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導する。

特に、老朽危険建築物等が避難地や避難上必要と想定される道路に面している場合は、必要な措置をとるよう早期に所有者等に対し指導等を行う。

また、老朽危険建築物のうち空家であるものについて、町はその所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊著しく保守上危険となる恐れ等のある状態となるものについて、所有者等に対して助言、指導等必要な措置を行う。

(2) 不燃性建築物の建築促進

不燃性建築物対策としては、必要な地域については都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく防火地域(準防火地域)の指定を行うほか、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく耐火建築への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策を強力に推進する。

(3) 建築物避難施設対策

- ア 敷地の道路に対する基準を確保する。
- イ 宅地又は敷地内通路の基準を確保する。
- ウ 廊下及び直通階段の基準を確保する。

- エ 出入口又は非常口の基準を確保する。
- オ 避難階段、直通階段等の施設又は廊下との基準を確保する。
- カ 防火壁、防火区画又は防火設備、特定防火設備の設置を確保する。
- キ 排煙設備又は非常用照明設備の設置を確保する。
- ク 非常用進入口の基準を確保する。
- ケ その他旅館、百貨店、マーケット、病院、興業場、集会場等の特殊建築物については、定期報告により維持保全を図る。

4 文化財災害予防

(1) 建築物等予防対策

指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防署、県警察と協力して所有者、管理者等を指導する。

- ア 防火管理の体制を整備する。
- イ 環境の整理整頓を実施する。
- ウ 火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。
- エ 火災危険のある箇所の早期発見と施設の改善を行う。
- オ 火災警戒は、特に厳重に行う。
- カ 消火設備を完備する。
- キ 警報設備を完備する。
- ク 落雷状況を考慮し、避雷装置を設置する。
- ケ 消防用水の確保措置を講ずる。
- コ 消防車両の進入道路を確保する。
- サ 消火へい、防火帯を設ける措置をする。
- シ 消火壁、防火戸を設置する。
- ス 自衛消防組織の訓練を実施する。
- セ 盗難、き損等事故防止措置を講ずる。

(2) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置をとるよう指導する。

(3) 施設、史跡、名勝、天然記念物等予防対策

(1)、(2) 同様の措置をとる。また、災害が発生しても人命に被害の及ばぬよう平常時の管理を万全するよう指導する。

(4) 事前対策

ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ 防災対策の意識啓発と予防対策

町又は町教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

ウ 民間団体との連携

町又は町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

第23節 公共施設災害予防

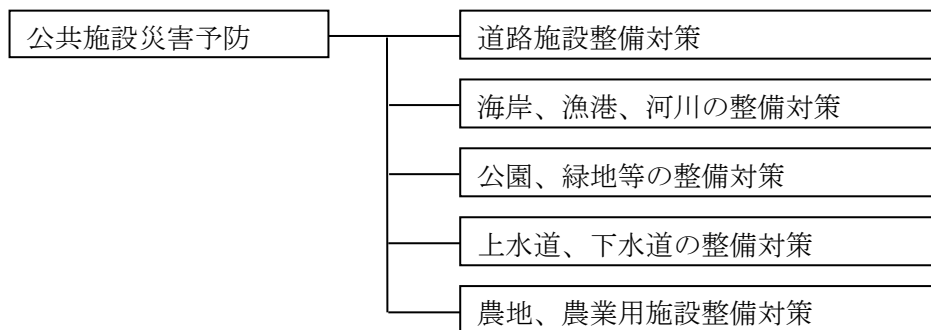
企画財政課、農林水産課、まち整備課

1 基本方針

道路、海岸、漁港、河川、公園、上水道、下水道等の公共施設は町民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、災害に強いまちづくりを行うにあたっては、これら公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な道路などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

体 系



2 道路施設整備対策

災害により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、災害時における町民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救出活動等に大きな支障を生じる。

このため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、安全性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(1) 道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

また、災害により発生が予想される道路破損としては、擁壁の倒壊、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これら災害が想定される箇所に対して、緊急度の高い箇所から順次対策工事等を実施する。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため最新の仕様を準用して、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強を行う。また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、建設する。

(3) 隧道の整備

隧道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施する。

3 海岸、漁港、河川の整備対策

(1) 海岸、漁港の整備

- ア 人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため整備する。
- イ 護岸等についても、安全性の劣る施設又は老朽化が著しい岸壁等の施設の改築を促進する。また、緊急物資の集積及び町民の避難等のための広場等を改築するなど整備を促進する。
- ウ 水害対策としては、後背地の住民を守るための海岸保全施設等を整備する。
- エ 港湾については、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

(2) 河川の整備

災害時におけるダム、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある箇所については、改築、補強等の整備を促進する。

このほか、樋門等についても安全性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4 公園、緑地等の整備対策

災害時においては、公園、緑地、緑道等の果たす役割は、火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住居の建設用地として活用できる。

このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、災害時における地域防災拠点施設としての整備に努める。

(1) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。

(2) 地域防災拠点施設の整備

災害時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

5 上水道・下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

断水等水道被害に即応するため、町（水道事業者）は、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

（ア）動員体制

町（水道事業者）は、災害発生時に「給水対策本部（班）」を設置運営できるよう、あらかじめ組織や役割分担等を定めておく。

（イ）町（水道事業者）は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

（ア）動員計画

町（水道事業者）は、情報連絡の手段として、事前に携帯電話等を使用できる体制を整えておく。

この場合、地方公共団体間の連絡以外に、（一社）日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

（イ）あらかじめ情報収集連絡事項を定めておく。

ウ 飲料水の確保

町（水道事業者）は、災害時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。

（ア）水道施設の安全性の確保に努める。

（イ）緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。

（ウ）代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

（エ）応急給水又は応援給水及び応急復旧するため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備（備蓄）するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の装備に努める。また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県への斡旋等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

（オ）応急給水及び施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。

（カ）自主防災組織及び町民に対し、あらかじめ緊急時における貯水や応急給水についての周知を行う。

（2）下水道の整備

町民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の災害時における防災性の強化に努めるとともに、災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、災害に対する安全性を確保する。

ア 施設の整備

(ア) 管渠

主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合は、地盤条件等を総合的に検討し計画する。
なお、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するとともに、マンホールと管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(イ) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう安全性の強化を図る。

また、「下水道施設計画・設計指針と解説（(公社)日本下水道協会）」及び「下水道施設耐震対策指針と解説（(公社)日本下水道協会）」、「下水道の地震対策マニュアル（(公社)日本下水道協会）」の基準に従い、総合的に検討を行う。

イ 安全の確保

(ア) 体制面の強化

- a 日頃から設備の巡視、点検を行い安全の確保に努める。
- b 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。
- c 下水道管理者は、民間事業者等の協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- a 初動時の要員の確保
- b 非常招集方法
- c 応援要請方法
- d 広報体制等

ウ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 農地、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。

また、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、町はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

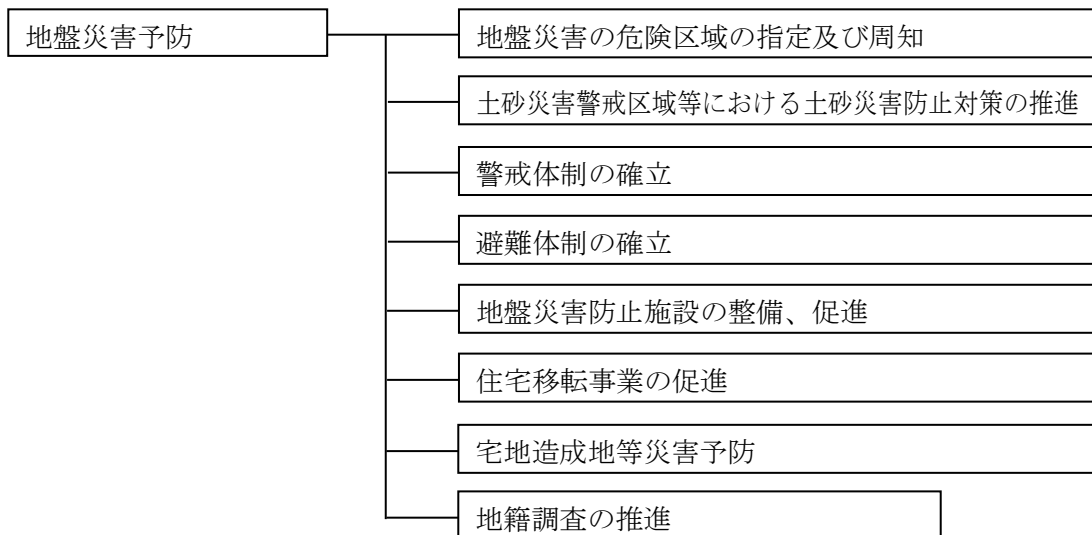
第24節 地盤災害予防

農林水産課、まち整備課、地籍調査室

1 基本方針

土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害を防止するため、町は、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所とその周辺の住宅移転など、総合的な対策を実施、指導するよう努める。

体系



2 地盤災害危険地区の指定及び周知

町は、地盤災害から町民の生命、財産を保護するため、次の措置を講じて関係住民に周知する。

- (1) 町は、危険箇所にかかる資料を県から提供を受けるとともに、必要に応じ、県等の協力を得て危険箇所の現況を調査の上、危険区域の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置する。
- (2) 町は、指定した危険区域や指定区域外の危険な箇所について、それぞれの箇所名、所在地等を町地域防災計画に明示するとともに、これら危険箇所の周辺住民に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。(資料編 第2 防災上注意すべき自然条件)

3 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域における対策

ア 町は、警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定める。

- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発表及び伝達に関する事項
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、こ

これらの施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 町は、前項(エ)に記載する事項を定めるときは、町地域防災計画において、土砂災害が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項(ア)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

ウ 町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等町地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知する。

エ 町は、県等と協力して土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努めるものとする。また、警戒区域を含む町は、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

4 警戒体制の確立

(1) 町は県と合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。

(2) 町は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認めるときは、危険箇所の巡視、警戒を行う。

また、当該危険箇所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、町地域防災計画にあらかじめ定めておく。

なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡を密にし、降雨量の把握に努める。

(3) 雨量計設置機関は、逐次情報の提供に努める。

5 避難体制の確立

町長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。避難指示等の発令基準やその伝達手段等については、町地域防災計画にあらかじめ定めておく。

また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、これを町地域防災計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。（資料編 第4防災上必要な施設及び設備等）

6 地盤災害防止施設の整備、促進

(1) 地すべり防止工事の促進

能登地区は、地質及び気象的要因により地すべりの多発地帯である。

このため、町は必要に応じ県の協力を得て、人家、公共施設の多い重要地区から順次、排水工、砕工、排土工等の防止工事を施工し、地すべりの防止に努める。

(2) 治山対策の促進

山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、山腹崩壊等対策や流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

(3) 土石流防止工事の促進

土石流は、豪雨により生じた山崩れの際の崩落土石が多量の水分を含んで溪流を流下し、下流に被害をもたらす現象である。町は県の協力を得て、下流の人家、公共施設の多い重要溪流から順次砂防堰堤及び流路工事等を行い、土石流の防止に努める。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備に努めるとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備に努める。

(4) 急傾斜地崩壊防止工事の促進

急傾斜地崩壊危険区域については、地元民にがけ崩れを誘発するような行為の制限、又は防止対策工事の施工を指導する。

また、地元民だけで崩壊防止工事の施工が困難である箇所のうち、危険度の高い重要区域から順次、公共事業として、擁壁、コンクリート張り工、排水工、法切工等の防止工事を行い、がけ崩れの防止に努める。

7 住宅移転事業の促進

町は、危険箇所に居住する者に対して、必要な指導を行うとともに、当該危険地域外に住居の建設移転等を行う場合に住宅金融支援機構資金の融資指導を行うほか、次の事業によりその移転を促進する。

ただし、家屋等の経常的被害に対する補修又は補強は、原則としてそれぞれの家屋管理者が行う。

(1) がけ地近接危険住宅の移転事業

がけ地崩壊等により町民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域に存する危険住宅の移転を促進するため、がけ地近接危険住宅移転事業の実施に努める。

(2) 防災のための集団移転事業

防災のための集団移転に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進するよう努める。

8 宅地造成地等災害予防

町は、宅地の造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流失等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。

(1) 宅地造成地域の規則

宅地造成により、がけ崩れ又は土砂の流失による災害の発生のおそれのある区域に対して宅地造成等規則法（昭和36年法律第191号）に基づき宅地造成工事規制区域を指定し、宅地造成に関する工事の適切な規制を行い、がけ崩れ又は土砂の流失の防止を図る。

また、都市計画区域においては、都市計画法の開発許可制度の適用により、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。なお、必要があると認めるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。

(2) 指定区域内における措置等

宅地造成工事規制指定区域内における宅地造成に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。

また、必要に応じて、指定区域のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見に努め、災害の未然防止に適切な指導を行う。

9 地籍調査の推進

災害による土地形状の変化が起こった際に迅速な復旧・復興対策に資するため、錯そうしている土地の権利関係を明確にする地籍調査を、国土調査事業十箇年計画に基づき今後とも引き続き推進する。

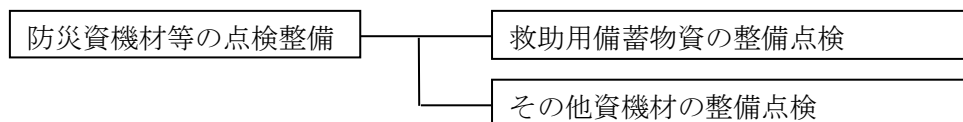
第25節 防災資機材等の点検整備

環境安全課

1 基本方針

町及び防災関係機関においては、災害応急対策に必要な資機材を、災害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時、点検整備する。

体 系



2 救助用備蓄物資の整備点検

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救援物資及び日本赤十字社石川県支部で備蓄する救援物資については、品目、員数、梱包の整理点検による適正保存に努めるとともに、災害発生による備蓄物資の支給又は棄損したときの補充等、物資の確保に万全を図る。

3 その他資機材の整備点検

救援資機材を保有する機関及び応急復旧用資機材を備蓄する機関においては、適宜点検整備を行い、災害に備える。

第26節 災害緊急支援基金の積立

環境安全課

1 基本方針

町は、災害緊急支援関係の費用の支弁に要する財源及び災害対策に要する経費の財源に充てるため、災害緊急支援基金の積立を行い、的確な運用を図る。

体 系

災害緊急支援基金の積立

災害緊急支援基金条例

2 災害緊急支援基金条例

災害緊急支援基金の設置管理及び処分に関しては、町災害緊急支援基金条例の定めるところによる。

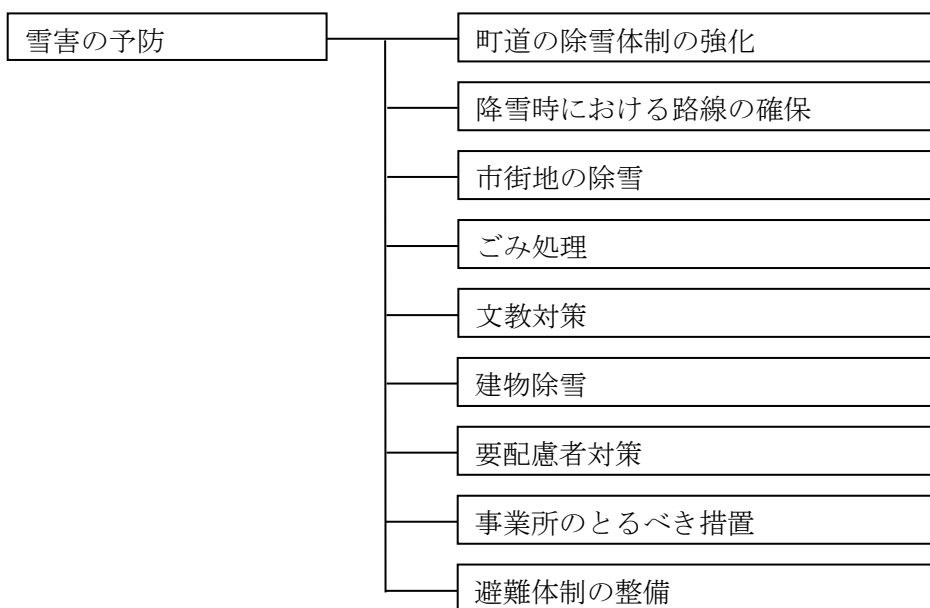
第27節 雪害対策予防

環境安全課、まち整備課、健康福祉課、教育委員会

1 基本方針

町及び防災関係機関は、雪害の予防のため、全町的な交通の確保を図ることにより産業経済の振興と住民生活の安定を図る。

体 系



2 町道の除雪体制の強化

町内の冬季道路交通を確保するため、幹線道路について全期間交通を確保できるよう、関係機関は除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努める。

3 降雪時における路線の確保

(1) 除雪路線及び実施分担の区分

除雪を実施する主要幹線は、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づく指定路線及び他の路線のうち特に交通の確保を必要と認める路線を主体とし、次の区分により除雪を実施分担する。

ア 一般国道

県管理区域においては県が行う。

イ 県道

県が行う。

ウ 町道

特に交通の確保を必要とする主要路線について、町が行う。

4 市街地の除雪

道路除雪計画の遂行にあたり、屋根の雪降ろし等の関係から、市街地部分（人家連担地区）の除雪が隘路となっている点に鑑み、町、県、警察、商工団体、建設業者、交通運輸業者、区

長会等をもって構成する除雪対策協議会を設置し、除雪作業の調整、受益者及び町民の協力確保を図り、除雪計画の円滑な遂行を期するものとする。

なお、雪捨場の選定にあたっては、事前に関係機関が十分協議して慎重に選定するとともに、沿道住民に対してはその位置を周知し、みだりに河川へ雪を捨て溢水等の災害を引き起こさないよう配慮する。

5 ごみ処理

降積雪期間は豪雪等により収集が不可能となる場合があるので、一時家庭にごみを蓄えるよう、ビニール袋等の準備をするよう町民に協力依頼する。

6 文教対策

児童生徒の安全を確保しながら、授業の安全実施を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 通学路の確保

校下中心で通学路を確保するため、あらかじめそれに要する人員の確保計画をたてて、人力又は歩道除雪機により道路を確保すると共に、必要によっては教師又は保護者がこれを誘導する。

(2) 予備知識の指導

学校において児童生徒に対して、危険防止の予備知識を与えると共に、危険な場所で遊ばないように指導する。

(3) 校舎等の雪崩防止

校舎及び体育館の屋根の雪崩止めの不完全な学校は、降雪前に十分整備し、屋根より落下する雪の災害防止に万全を期する。

7 建物除雪

(1) 公共施設

公共施設の除雪については、それぞれの施設管理者において除雪計画を立てて措置するものとするが、異常降雪等を考慮し、町長はこれらの総合整備を図り必要に応じて除雪要員の動員等を実施する。

(2) 一般建物

町長は、降雪及び積雪の状況により、屋根雪の状況等を適宜巡回して把握し、区長を通じて、一斉に屋根の雪下ろしを行うよう督促し、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、除雪後の非常口の設定について指導する。

(3) 防災上重要な公共建築物

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、次の公共建築物等については、一層の耐雪害性等の強化を図る。

また、イに掲げる建築物等については、災害時要援護者にも配慮した構造、設備の確保を図る。

ア 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等

イ 雪害時の緊急救護場所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

(4) 留意事項

屋根雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。

8 要配慮者対策

(1) 要配慮者への支援体制の整備

町においては、積雪時には、民生・児童委員や保健福祉センターとの連携により、要配慮者の安否確認など生活状況の把握に努め、速やかに医療機関への送迎や食糧調達支援など必要な対応ができるよう体制を整備する。

また、除雪（雪下ろしを含む）に当っては、社会福祉協議会をはじめ、地域内各組織の協力を集結するなど、社会連携し組織的活用を図るとともに、安全確保に十分配慮した除雪に努める。

(2) 社会福祉施設の防災計画等の作成

社会福祉施設等の管理者は、県が示す「高齢者の入所系施設における防災マニュアル」等を活用し、施設の実情に応じた「非常災害時における具体的な防災計画」等をあらかじめ定めておく。

9 事業所のとるべき措置

事業所等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規定その他の規定等を含む。）に基づいて平常時から雪害時に備えておく。

なお、防災計画作成にあたり、従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点的に作成する。

10 避難体制の整備

町は、積雪による建物倒壊及び出火、延焼等の災害に備えて、避難所、避難路の確保、整備に努める。また、避難場所等については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか、要配慮者にも配慮した施設等の整備に努めるとともに、区長会、自主防災組織等を通じて町民に周知徹底を図る。

第3章 災害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

環境安全課、関係各課、防災関係機関

1 基本方針

町長又は知事は、災害対策基本法第23条に基づき、災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、町及び防災関係機関は、災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

志賀町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。

配備体制及びその基準等

（1）災害対策本部の設置等に係る配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		基 準	動員対象職員
災害対策本部設置前	注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	当町の区域に次の注意報が1以上発表されたとき。 ・大雨注意報 ・強風注意報 ・風雪注意報 ・高潮注意報 ・洪水注意報 ・波浪注意報 ・波浪警報	・宿日直職員
	警戒配備体制 災害対策本部設置に備える体制	当町の区域に次の警報が1以上発表されたとき。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・高潮警報 ・洪水警報	・環境安全課担当職員 ・各課の配備計画による職員 ※ただし、町長が必要と判断した職員とする。

	<p>警戒配備体制 災害対策本部設置に備える体制</p>	<p>当町の区域に次の特別警報が1以上発表されたとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境安全課担当職員 ・各課の配備計画による職員 <p>※ただし、町長が必要と判断した職員とする。</p>
	<p>水防本部体制 水防本部を運営するとともに災害対策本部設置に備える体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大型の台風の接近等で被害の発生が予想される時。 ・住居の床上浸水、農地への浸水、交通機関の障害等が発生したとき。 ・事故等により人的被害等が局地的に発生し、更に被害の拡大が予想される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部員及び水防要員 <p>※ただし、町長が必要と判断した職員</p>
	<p>災害対策本部体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に相当規模の災害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めるとき。 ・町内に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 ・町内に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を要すると町長が認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として全職員 <p>※職員の消防団員は、地元の活動に動員されるため除外。 ※災害対策本部長(町長)が、災害の発生(予測を含む)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。</p>

3 通報連絡体制及び職員の動員

(1) 通報連絡体制

ア 町に2の「配備体制及びその基準等」の定める災害が発生、もしくは災害の発生による被害が予測され、町長が必要と判断した場合は、次の通報連絡体系により直ちに非常通報を行う。

(2) 通報の方法

2の「配備体制及びその基準等」の定めによる動員対象職員は、携帯電話及び職員の動員伝達系統等により確実に連絡を受けて登庁する。

(3) 職員の動員

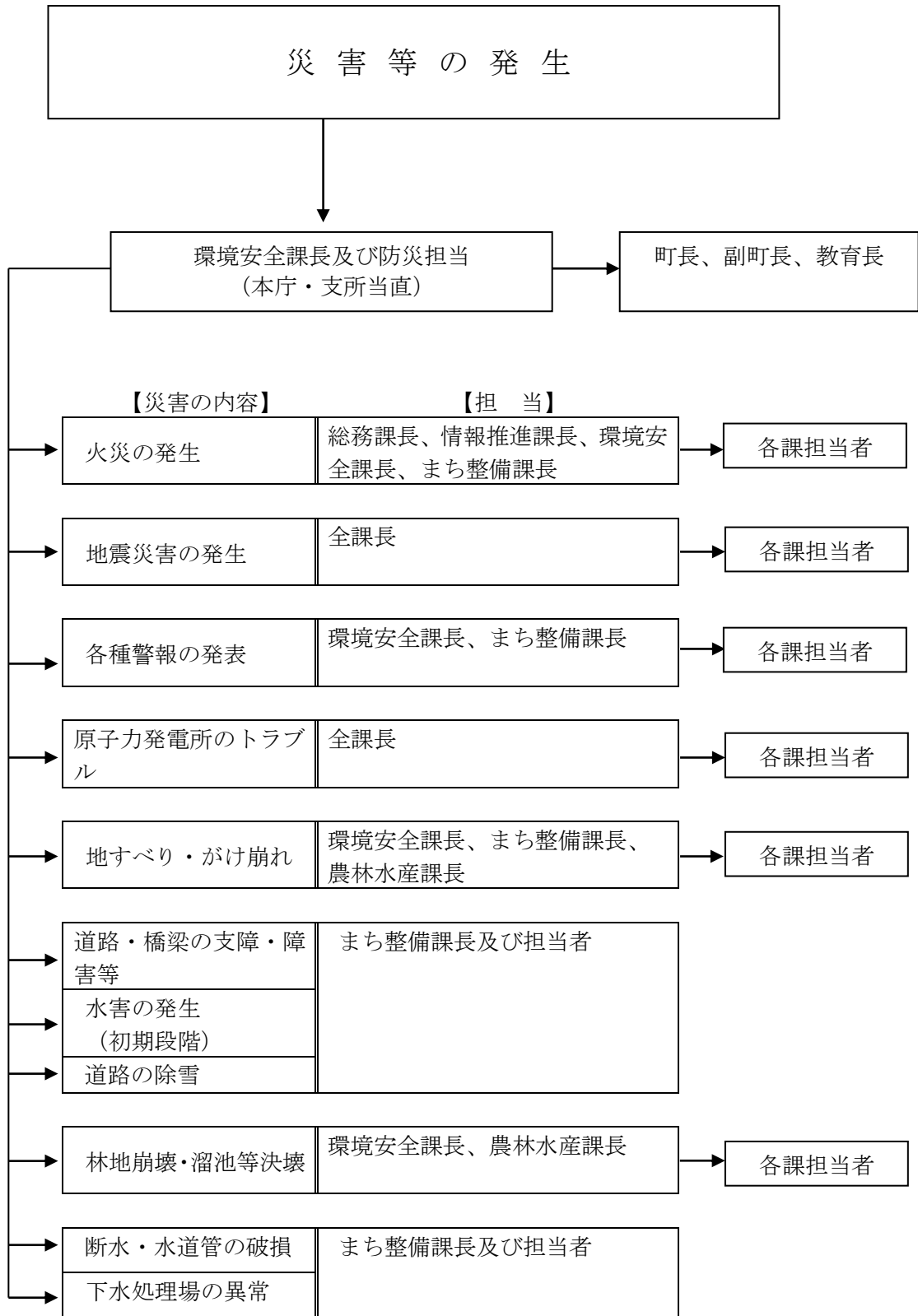
ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、環境安全課担当職員及び各課の配備計画による職員は速やかに登庁する。

イ 災害対策本部体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部体制となったときは、原則として全職員は直ちに登庁する。ただし、本部長が災害の発生(予測を含む)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

職員の参集連絡体制



4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

町長は、2の「配備体制及びその基準等」に定める基準に基づき、に災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織等は、「志賀町災害対策本部条例（平成17年条例第15号）」、「志賀町災害対策本部規程（平成17年訓令第10号）」の定めるところによる。

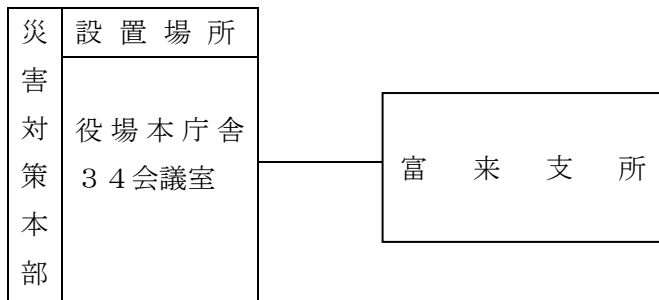
(3) 災害対策本部は、町長を本部長として、町、教育委員会、消防本部、消防団を含む構成とし、災害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

(4) 災害対策本部は原則として役場本庁舎34会議室に設置する。

(5) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の部を、富来支所に支所班を置き、災害対策本部の事務を分掌させる。

支所班長に富来支所長を充てるものとし、地籍調査室をその範疇とする。

(6) 災害対策本部の系統図は、次のとおりとする。



(7) 災害対策本部の組織、編成

ア 災害対策本部は、災害対策に関する方針の協議及び事務連絡の機関として、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を構成員とする災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設ける。

イ 本部員会議は、必要の都度、本部長が招集する。

ウ 災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を置く。

エ 部長には本部員（各班から選任した課長）を充て、班長には各課長を充てる。

オ 本部員会議の庶務その他災害対策についての各部、各班の連絡員等に関する事項の処理に当たるため本部連絡員室を設置し、各課の参事・課長補佐を本部連絡員として原則として本部連絡員室に勤務させる。

カ 災害対策本部の編成は次のとおりとする。

区分	部 名	部長及び班長名	部長及び班長にあてる者
本部員	環 境 安全部	部 長	環 境 安 全 課 長
		環 境 安 全 班 長	環 境 安 全 課 長 兼 務
	総務部	部 長	総 務 課 長
		総 務 班 長	総 務 課 長 兼 務
		富 来 支 所 班 長	富 来 支 所 長
		企 画 財 政 班 長	企 画 財 政 課 長
		情 報 推 進 班 長	情 報 推 進 課 長
		税 務 班 長	税 務 課 長
		議 会 班 長	議 会 事 務 局 長
	会計部	部 長	副 町 長
		会 計 班 長	会 計 管 理 者
	消防部	部 長	志 賀 消 防 署 長
		消 防 志 賀 地 域 班 長	志 賀 消 防 署 長 兼 務
		消 防 富 来 地 域 班 長	消 防 富 来 分 署 長
	産業部	部 長	ま ち 整 備 課 長
		ま ち 整 備 班 長	ま ち 整 備 課 長 兼 務
		商 工 観 光 班 長	商 工 観 光 課 長
		農 林 水 産 班 長	農 林 水 産 課 長
	厚生部	部 長	住 民 課 長
		住 民 班 長	住 民 課 長 兼 務
		健 康 福 祉 班 長	健 康 福 祉 課 長
	教育部	部 長	教 育 長
		学 校 教 育 班 長	学 校 教 育 課 長
		生 涯 学 習 班 長	生 涯 学 習 課 長

(8) 災害対策本部の掌握事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、災害対策基本法第16条に基づく志賀町防災会議と緊密な連絡のもと、次に定める掌握事務を実施する。

なお、各部、各班の組織及び事務分担は、運営要綱の定めるところによる。

災害対策本部の掌握事務

- 災害情報の取りまとめに関すること。
- 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
- 災害時における通信の確保に関すること。
- 災害状況の県内外に対する広報に関すること。
- 被災地に対する救護隊の派遣計画に関すること。
- 水防その他災害の緊急防ぎょ対策に関すること。
- 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。

- 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。
- 災害時における治安の確保に関すること。
- 災害の応急復旧対策に関すること。
- その他災害対策に関して、町長が特に必要と認めた事項。

5 災害対策本部設置等の表示等

(1) 災害対策本部を設置した場合

- ア 直ちにその表示を行い、県、防災関係機関及び報道機関に通報し町民等に周知する。
 - イ 各課に対しても、口頭で速やかに伝達する。
- 災害対策本部組織及び職務代理順位

(2) 廃止した場合も、(1) ア、イに準じて行う。

6 意思決定手続き

(1) 本部長（町長）に事故ある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

代位順位	職名	備考
第1位	副町長	町長の職務代理 順序による
第2位	総務課長	
第3位	企画財政課長	

(2) 本部長に事故ある場合の代理は、志賀町長の職務を代理する職員の順序を定める規則（平成17年規則第7号）の規定を準用する。

7 災害応急対策の総合調整

町が災害対策本部を設置した場合、必要に応じ、関係機関相互間における連絡調整を行い、業務の円滑化を図る。

(1) 災害対策本部連絡員

本部長は必要に応じて、次の関係機関の相互の連絡の緊密円滑化を図るため相互に連絡員の派遣を要請するものとする。

(2) 関係機関への連絡

関係機関への必要な連絡調整は、本部長の指示を受け、次のとおり行うものとする。

機関名	電話	災害対策本部担当部
石川県危機管理監室	076-225-1482	環境安全部（環境安全班）
中能登総合事務所	0767-52-6111	環境安全部（環境安全班）
中能登土木総合事務所	0767-52-5100	産業部（まち整備班）
能登中部保健福祉センター	0767-53-2482	厚生部（健康福祉班）

機 関 名	電 話	災害対策本部担当部
羽 咋 警 察 署 高 浜 交 番 富 来 交 番	0767-22-0110 0767-32-1299 0767-42-0110	環境安全部（環境安全班）
中能登土木総合事務所 羽 咋 土 木 事 務 所	0767-22-1225	産 業 部（まち整備班）
能登中部保健センター 羽 咋 地 域 セ ン タ ー	0767-22-1170	厚 生 部（健康福祉班）
中能登農林総合事務所 羽 咋 農 林 事 務 所	0767-52-2583	産 業 部（農林水産班）
羽 咋 消 防 本 部 志 賀 消 防 署 富 来 分 署	0767-22-0089 0767-32-1776 0767-42-1211	消防部（消防志賀地域班） 消防部（消防志賀地域班） 消防部（消防富来地域班）

上記以外の関係機関との連絡調整は資料編の第9「本部の組織及び分担事務」の定めに従い関係各部が行うものとする。

8 受援体制の確立

町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 町災害対策本部における応援

ア 応援条件

町災害対策本部の各班は、職員の応援を受けようとするときは、総務部長に次の条件を示して要請するものとする。

- (ア) 作業の内容
- (イ) 就労（勤労）場所
- (ウ) 応援の職種及び男女の別（特に必要があれば職員の氏名）
- (エ) 携帯品その他必要事項

イ 応援順序

- (ア) 所属部内で余裕のある班からの応援
- (イ) 上記の応援でなお不足するときは、他の部からの応援
- (ウ) 町本部その他の機関の全部をもってしても不足するときは、災害対策基本法第30条の規定による応援

(2) 町長の応援要請

ア 知事に対する応援要請

町長は、町内の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにし、応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援を要請する理由
- (ウ) 応援を要請する区域及び範囲又は内容

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他必要な事項

イ 他の市町長に対する応援要請

町長は、当該地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応援を求める。

(ア) 災害の状況

(イ) 応援を要請する理由

(ウ) 応援を要請する区域及び範囲又は内容

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他必要な事項

(3) 自衛隊の災害派遣要請

町長は災害に対して、事態がやむを得ない場合で、人命及び財産を保護するため必要と認めるときは、県地域防災計画の「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、自衛隊の災害派遣を知事（県危機管理監室）へ要求する。

また、本部長は通信途絶等により、知事へ要求できない場合は、当該地域の災害状況を防衛大臣又はその指定する者（陸上・海上・航空自衛隊）に通知する。この場合、速やかに知事に通報する。（資料編 第10 災害時等連絡、要請先一覧表）

(4) 消防の応援要請

消防活動については、石川県消防広域応援協定により、相互応援を行う。

(5) 職員の派遣の要請等

ア 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

また、町長は、必要に応じ、地方自治法第252条の17に基づき、他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。

なお、要請にあたっては、町長は次の事項を明らかにする。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣の斡旋

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにし、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋を求める。

(ア) 派遣の斡旋を求める理由

(イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

(6) 受け入れ体制の確立

災害応援要請をした町長は、派遣職員等の受入と効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

- ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。
- イ 派遣職員等の宿舎を提供すること。
- ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関し便宜を与えること。

9 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の災害が生じた場合には、原則として本人が所属の課へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

10 広域応援協力体制の確立

町は、大規模な災害等が発生し、県内市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

また、町長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

なお、職員を派遣する場合は地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

第2節 事前措置及び応急措置

環境安全課、関係各課、消防本部

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、事前措置及び応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置業務に従事させる等の措置を講ずる。

2 町長の事前措置及び応急措置

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は町地域防災計画の定めるところにより、次の措置をとる。

(1) 出動命令等（災害対策基本法第58条）

ア 消防機関、水防団に対して出動の準備をさせ、又は出動を命ずること。

イ 警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急措置の実施に必要な準備をするよう要請又は求めること。

(2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。

(3) 避難の指示

本章第12節「避難誘導」に定める。

(4) その他応急措置等

町地域防災計画に掲げる町長の応急措置に関する事項は、概ね次のとおりとする。

ア 町長の応急措置に関しての責任（災害対策基本法第62条第1項）

イ 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第23条の2、第28条、第36条、水防法（昭和24年法律第193号）第14条、道路交通法（昭和35年法律第45号）第6条第4項）

ウ 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項、同法施行令第24条）

エ 工作物の除去、保管等、（災害対策基本法第64条、同法施行令第25条から第27条まで）

オ 従事命令（災害対策基本法第65条、第63条第2項、消防第29条第5項、水防法第17条、災害救助法7条第1項、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条、水害予防組合法（明治41年法律第50号）50条第2項）

カ 災害対策基本法第63条第2項に定める町長の委任を受けて町長の職権を行う町の吏員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡しておくこと。

キ 損失補償

町長はウによる工作物の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償すること。（災害対策基本法第82条第1項）

ク 応急措置の業務に従事した者に対する損失補償

町は、町長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため町の区域内の住民又

は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者も遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をすること。(災害対策基本法第84条第1項、同法施行令第36条第1項)

3 町長の応急措置

町長は、町内に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急対策を速やかに実施する。

4 町の委員会並びに委員の応急措置

町地域防災計画には、町の委員会又は委員等の応急措置に関して、次の事項を定めておく。

町の委員会又は委員、町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町地域防災計画のさだめるところにより、町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。(災害対策基本法第62条第2項)

5 被害の発生及び拡大防止体制

(1) 第1段階(当事者体制)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生を防ぎよするために必要な措置は、それぞれ災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずる。

このために、町はその消防機関、水防団(消防団)その他町の機関の災害時出動体制等についてあらかじめ定め、また、指定公共機関又は指定地方公共団体等は、その業務に係る災害に関して保安要員等の出動体制を定めるなど、万全の体制を整えておく。

(2) 第2段階(相互応援体制)

被害の発生又は拡大の防止に当たり、被害の規模が大きく第1段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、災害応急対策責任者は、災害対策基本法第67条(他の市町長等に対する応援の要求)又は第80条(指定公共機関等の応急措置)の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。

この場合における応援の措置について調整が必要な場合は、知事がこれに当たり、事態の推移に応じて、それぞれ災害応急対策責任者は、知事に対して状況報告をするとともに応援のあつせんを求める。

(3) 第3段階(災害派遣体制)

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する。

第3節 気象状況の把握

環境安全課

1 基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等についての注意報、警報、特別警報等の情報を発表する。この情報について、各防災関係機関は「石川県総合防災情報システム」および「防災情報提供システム」（インターネット）により、自主的に把握しなければならない。

2 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

- (1) 火災警報は、町の区域を対象として町長が、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを発する。
- (2) 警報を発する場合の基本的基準は、地域的特性を加味して、町地域防災計画においてこれを定める。
- (3) 火災気象通報は、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに金沢地方気象台が石川県知事に対して通報し、県を通じて志賀町や羽咋郡市広域圏事務組合消防本部に伝達される。

3 土砂災害警戒情報

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努める。

4 その他の警告等

町長は、その他特に警告等を要する状態が発生又はそのおそれがある場合は、関係者に対し所要の指示警告を行う。

第4節 災害予警報の伝達体制

環境安全課

1 基本方針

町、県及び報道関係機関等は、相互に協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底に努め、必要がある場合には、災害時における放送要請に関する協定（以下「放送協定」）に基づき県が放送機関に災害予警報の伝達を要請する。

2 火災警報の放送

町が発する火災警報は、必要があると認めた場合、放送協定に基づき県を通じて放送機関に要請するものとし、放送機関は、速やかに放送を行うよう協力する。

3 町長、その他の機関が発する警告等の放送

町、県及びその他の機関が発する災害に対処するための通知、要請、警告については、必要があると認めるときは、県を通じて放送機関に要請し、放送機関は、速やかに放送を行うよう協力する。

ただし、町は、原則として県を通じて行う。

4 災害応急対策責任者の体制整備

災害応急対策責任者は、災害予防等の発受伝達迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備する。

第5節 災害予警報別の伝達方法

環境安全課

1 基本方針

気象、水防及び火災等に関する警報等については、伝達系統・手段等の周知徹底を図るとともに、それぞれの伝達体制に基づき、迅速かつ的確に情報伝達する。

2 気象警報等の伝達

金沢地方気象台等は、別図1「気象警報等各種伝達系統について」により、関係機関に速やかに伝達する。

(1) 金沢地方気象台は、警報等を発表し、又は解除した場合は、防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。

なお、異常災害時に平常時の加入電話又は防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行う。

(2) 町は、町地域防災計画に定めるところにより、防災行政無線等を使用し、直ちに町民及び関係機関へ周知する。なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

(3) 海上保安部は、直ちに航海中及び入港中の船舶に伝達する。

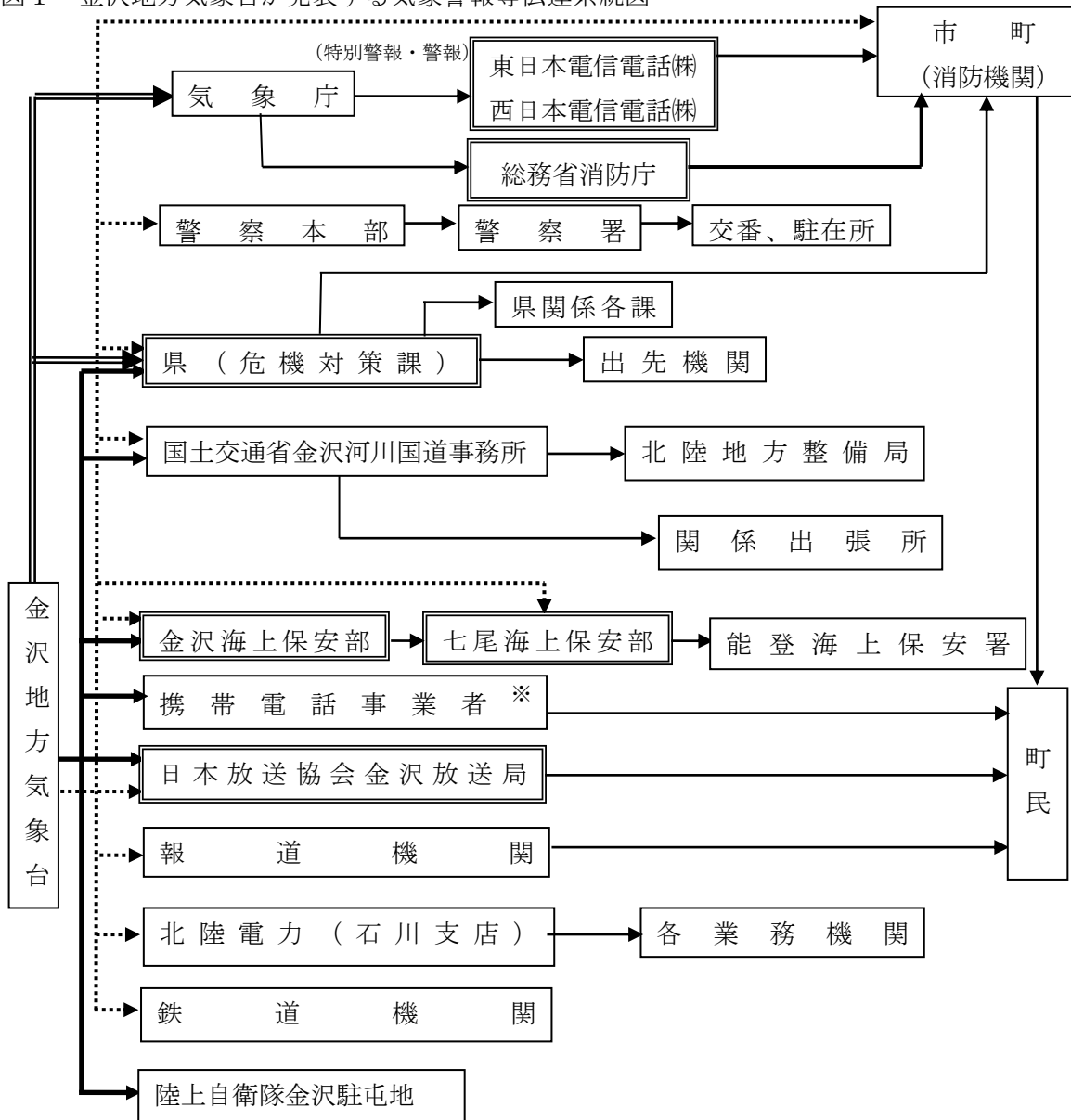
(4) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社は、一般通信に優先し町へ電話回線を使用して略号等により警報を伝達する。

警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号

警報の種類	同略号	警報解除の種類	同略号
暴風警報	ボウフウ	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
暴風雪警報	ボウフウセツ	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
大雨警報	オオアメ	大雨警報解除	オオアメカイジョ
大雪警報	オオユキ	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	タカシオ	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	ハロウ	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	コウズイ	洪水警報解除	コウズイカイジョ

◇ 気象警報等各種伝達系統について

別図1 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図



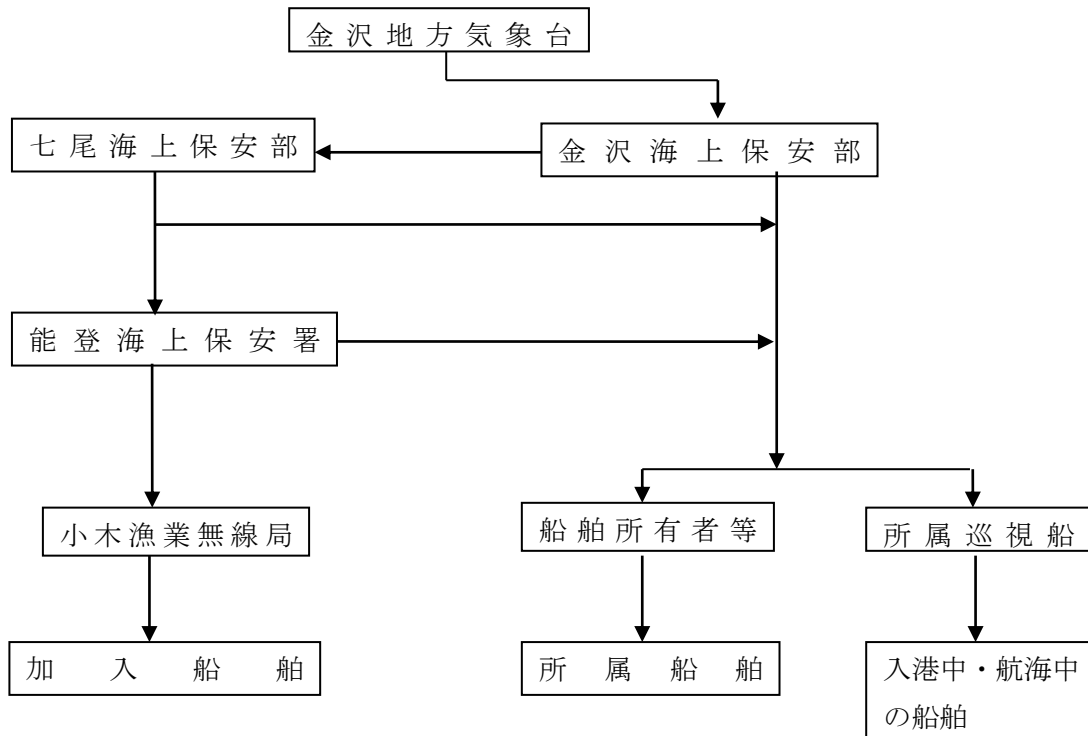
(凡例)

- ====> 気象情報伝送処理システム
-> 防災情報提供システム (インターネット) (注)
- > 防災情報提供システム (専用線)
- > 各機関伝達手段

(注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 ※ 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

別図2 金沢、七尾海上保安部を中心とする気象警報伝達系統図



備考 船舶所有者（漁業協同組合を含む）については、必要に応じて伝達する。

3 火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、又は解除した場合には、防災行政無線、IP告知端末、メール等により、町民及び関係機関に徹底し、県にあて通報する。

4 気象注意報等の伝達

金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の行う町への伝達は行わない。

5 知事、町長、その他の機関が行う警告等の伝達

- (1) 気象警報等により予想される災害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち町長及び町を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。
また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。
- (2) 町長が予測される災害に対処するため発する警告の伝達体制は、町地域防災計画に定めるところによる。
- (3) 知事が発する通知、要請、町長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における町長の放送要請は、県を通じて行う。
- (4) 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制に関する情報を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、通行規制に関する情報を広報する。

第6節 災害情報の収集・伝達

環境安全課、関係各課、消防本部、防災関係機関

1 基本方針

町及び防災関係機関は、災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

2 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報

ア 町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、地盤災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

イ 119番通報に係る状況の情報

町は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

(2) 災害情報センターへの報告

町災害対策本部、消防機関及び各防災関係機関は、防災関係機関の災害情報を統括一元化し、災害時の情報の混乱を防止するとともに、県災害対策本部の災害応急対策の指令の伝達及び町民に対する広報活動に万全を期するために、被害状況や応急対策状況等を県に設置された災害情報センターに随時報告する。

(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア 町長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を県危機管理監室又は県の出先機関に報告する。

イ 町長は、上記報告の概要を町所在の関係機関に連絡する。

ウ 町は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

エ 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために相互で連絡する手段や、体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

オ 町は、航空偵察活動の情報を画像情報システムやインターネット等により災害状況の把握に努める。

(4) 安否情報の収集等

町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。

(5) 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常な現象を発見した者は、町、消防本部、警察官、海上保安官のうちいずれかに速やかに通報する。

この場合において、町、消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は町を経由して県へ速やかに通報する。

ア 異常な自然現象

(ア) 異常な出水、山崩れ、地滑り、堤防決壊、雪崩など大きな災害となるおそれがあるとき。

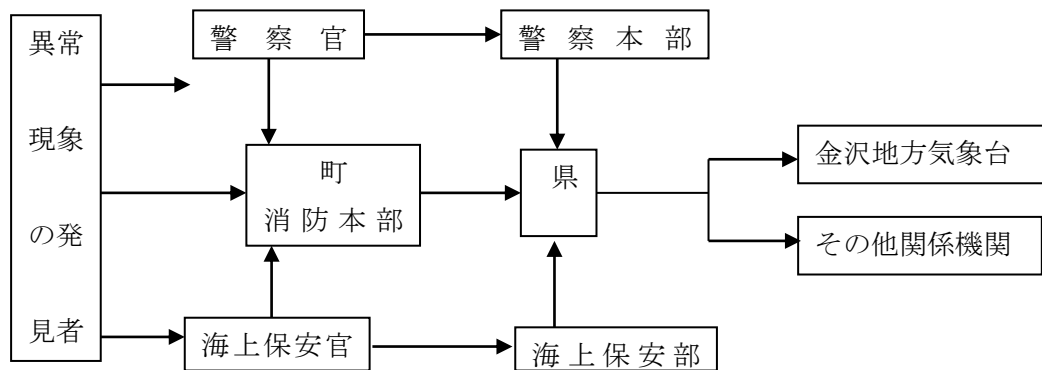
(イ) 異常な突風、竜巻、強いひょうがあったとき。

イ その他の現象

(ア) 陸上及び水上における大量の流出油

(イ) 火災、その他異常と思われる物

異常現象発見者の通報系統図



(6) 防災関係機関相互における災害情報通報、報告義務

発見者から通報を受けた機関は、調査できるものは直ちに調査するとともに、町の関係機関、県、気象台、警察、消防本部、その他の関係機関に通報、報告するものとする。

(7) 町における災害情報等収集の分担

調 査 事 項	主管課
・ 人的被害、住宅等の一般被害 ・ 原子力関係施設の被害	・ 被害状況、応急対策状況の総括 ・ 廃棄物処理施設の被害 環境安全課
・ 生活必需物資の動向	企画財政課
・ 町有財産の被害	企画財政課
・ 放送設備、通信設備の被害	情報推進課
・ 町民生活の動向	住 民 課
・ 医療、衛生、社会福祉施設の被害	健康福祉課
・ 保育施設、児童館等の被害	住 民 課
・ 商工、観光関係施設の被害	商工観光課
・ 水道、下水道関係施設の被害	まち整備課
・ 農林水産関係施設の被害	・ 漁港の被害 農林水産課
・ 土木、水防関係施設の被害	まち整備課
・ 文教関係の被害、対策状況	学校教育課
・ 社会教育施設の被害	生涯学習課

3 収集すべき情報

町が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。

(1) 被害報告等の基準

- 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 町が災害対策本部を設置したもの。
- 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 災害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 災害による被害が当初は軽微であっても、上記4項目の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- 人的被害又は住家被害のあったもの。
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請があったもの。

(2) 報告の要領

ア 被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、町は、まず災害が発生した場合は、次のとおり県へ報告する。

(ア) 直ちに被害規模に関する概括的情報と災害の態様を報告する。

(イ) 順次町災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。

- イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。
- エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

第7節 通信手段の確保

環境安全課、情報推進課

1 基本方針

町及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

2 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

ア 町は災害時における緊急通信のため、NTT西日本金沢支店等と「非常扱いの通話」について協議し、決定しておく。

イ 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。なお、電話交換手扱いで緊急に通信通話の必要がある場合は、(局番なし102番)に「非常扱いの通話」と告げ、その理由を申し出る。

(2) 電報による通信

「非常扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本金沢支店等に「非常扱い電報」と告げ、その理由を申し出る。

(3) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話の活用

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、町及び防災関係機関は被害状況を把握するため、地域の状況により、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局又は衛星携帯電話等を現地に配備し、災害状況の報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(4) 消防用主運用波無線の活用

町は、消防機関と緊密な連携を図り消防用主運用波無線の活用に努める。

(5) CATVの活用

町は、全町に整備したCATVの光ケーブル網を活用し、IP電話等の通信を確保する。

3 通信設備の応急復旧

町は、災害により防災行政無線、IP告知端末、CATV等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信の確保に努める。

また、必要に応じて北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

第8節 消防防災ヘリコプターの活用

環境安全課、消防本部

1 基本方針

災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

2 支援要請

町長から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところによる。

(1) 支援要請の要件

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長の要請に基づき支援する。

- 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 発災町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

町長から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- 災害の種別
- 災害の発生の日時、場及び被害の状況
- 災害発生現場の気象状態
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 災害現場の町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- 支援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

(3) 要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	
TEL	0761-24-8930
FAX	0761-24-8931

第9節 災害広報

環境安全課

1 基本方針

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、町民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、町及び防災関係機関は緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

2 広報機関

(1) 町災害対策本部設置の場合

災害対策本部設置時には、総務班以外の班も協力して被害状況、その他の災害情報を収集し、その広報は、総務班が行う。

(2) 町災害対策本部未設置の場合

災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、防災会議事務局（環境安全課）が原則として行う。

3 広報の内容

(1) 災害発生直後の広報

- 災害状況及びその他の災害情報
- 被害応急対策及び活動状況
- 出火防止等の災害時の行動や注意事項
- 初期消火、人命救助等の自主的な防災活動
- 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
- 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- 町地域内における災害の発生等被害状況の概要
- 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
- 医療機関の診療状況
- 電気等ライフラインの復旧状況
- 交通機関等の復旧状況
- スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- 被災者生活支援に関する情報
- 犯罪情勢及び予防対策

4 広報手段

(1) 情報伝達及び報道要請

町長は、情報伝達にあたっては、防災行政無線、IP告知端末、CATV、ホームページ、広報紙、メール、広報車によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。

(2) 各種情報提供

町は安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

ア テレビ、ラジオ、新聞等

(ア) 県提供番組枠による災害関係情報の提供

(イ) 放送機関との協定に基づく放送要請

(ウ) 報道機関への発表・情報提供

イ インターネットの活用

ウ 携帯電話の活用

エ 紙媒体の活用（チラシの張り出し、配布）

オ 臨時広報紙の発行

カ 相談窓口による情報提供

キ Lアラート（災害情報共有システム）の活用

ク 広報車の活用

5 被災地域の相談・要望等の対応

町及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

6 安否情報の提供等

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

7 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

県、市町及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第10節 消防活動

環境安全課、消防本部、消防団

1 基本方針

町民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、消防職員、消防団員はもとより町民あがて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係機関と連携して町民の救急・救助をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の防ぎよ等に全機能をあげて当たる。

2 出火防止、初期消火

災害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、町民、事業者あがて出火防止に努めるとともに、町民、自主防災組織、自衛消防組織等が協力して初期消火に努める。

また、町等は、台風などによる強風等で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときは、すみやかに防災行政無線、IP告知端末、CATV、メール等による放送あるいはラジオ、テレビなど報道機関の協力を得るなど、町民に対して出火防止、初期消火の徹底を呼びかける。

3 応援要請等

(1) 相互応援

町長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

ア 本町に災害が発生した場合は、町長は、本町の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

イ 応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

ウ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

町長は、災害の状況、町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

4 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- 火災の状況
- 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可

能状況

(2) 消防活動の留意事項

災害時の火災の特殊性により、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- 多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等、住民の安全確保を最優先に活動を行う。
- 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
- 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防火活動上重要な施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

5 救助・救急活動

消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。この場合、必要に応じて、消防防災ヘリコプター等を活用する。

6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第11節 自衛隊の災害派遣

環境安全課、関係各課、消防本部

1 基本方針

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、町、県及び防災関係機関は、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動が実施できるような的確な情報提供に努める。

2 災害派遣の適用

(1) 町長からの要請等

ア 町長が管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、

- 災害の情况及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項
- 現に実施中の応急措置の概況
- 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

等を明らかにした文書で知事あて（危機管理監室）に申し出る。

ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

イ 通信の途絶等により、町長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。

この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ 町長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

(2) 自衛隊に対する災害派遣要請をしないと決定したときも、直ちに自衛隊に連絡する。

3 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とする。なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官、海上保安官がその場にいらない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに直ちに、その旨を町長に通知する。

(1) 被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
(2) 避難の援助	避難の指示が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3) 避難者等の捜索 援助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。
(4) 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(5) 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
(6) 道路又は水路の 啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
(7) 応急医療、救護 及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
(8) 人員及び物資の 緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救助物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(9) 炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
(10) 救援物資の無償 貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
(11) 危険物の保安及 び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(12) その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 使用資機材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊のものを除いて町が準備する。
- (2) 災害救助、応援復旧作業等に必要な材料、消耗品等は、町及び県が準備する。

5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が次の基準により負担する。
なお、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費

第12節 避難誘導等

環境安全課、健康福祉課、住民課、教育委員会

1 基本計画

災害により、火災、危険物の漏洩、地すべり、山崩れ及びがけ崩れ等の危険から町民の生命、身体の安全を確保するため、町長等は、災害対策基本法に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

2 避難の指示の実施

(1) 町長等の行う措置（災害対策基本法第60条及び第61条の2）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときはその立退き先を指示する。町長はこれらの指示等を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ 災害の発生により、町長が実施すべき避難の指示を実施できなくなった場合、知事は、町長に代わって、町地域防災計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。

なお、知事は、町長に代わって避難等の指示等を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、「緊急安全確保」を指示することができる。

エ 町長は、避難のための立ち退きを指示し、又は「緊急安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和22年法律第136号））

前記（1）の町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに町長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

(3) 水防管理者（町長）（水防法（昭和24年法律第193号）第21条）

溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して避難のための立退きを指示する。この場合には、直ちに羽咋警察署長に通知する。

- (4) 町長又はその命を受けた職員（水防法第21条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の必要と認める居住者等に対して避難のための立退きを指示する。

この場合には、直ちに羽咋警察署長に通知する。

- (5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場所にはいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

- (6) 相互の連絡協力

(1) から (5) に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

また、県及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

- (7) 避難指示等の発令方法

避難指示等の発令に当たっては、町民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに取りべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難の指示の内容、時期及びその周知

- (1) 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、町長等は、次の内容を明示する。

- ア 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- イ 避難対象地域
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- カ 出火防止の措置
- キ 電気（配電盤）の遮断措置
- ク その他必要な事項

- (2) 避難指示の時期

町長等は、避難の指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、町民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じうることを町民にも周知する。

(3) 町民への周知

町長は、避難の指示を行う場合には、町民等に対し防災行政無線、IP告知端末、CATV、広報車、インターネット、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、町は発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、町民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民みずからの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。

台風による大雨発生時など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝えることに努める。

4 高齢者等避難の発令

町長は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動要支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。

また、町は、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

なお、高齢者等避難の発令、内容及び周知については、上記2及び3を準用する。

5 警戒区域の設定

町長等は、次の措置を講ずる。

(1) 町長（災害対策基本法第63条第1項）

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、町民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

町長及びその職務を行う吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、

警察官又は海上保安官は、(1)の町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を町長に通知する。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を町長に通知する。

6 警戒区域設定の周知等

(1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、町民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(2) 町長は、警察官等の協力を得て、町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

7 避難者の誘導

(1) 避難者の誘導方法

避難者の誘導は、警察官、町の職員、消防職員、消防団、自主防災組織等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

(2) 避難誘導者の安全確保

避難誘導者の二次被害を防ぐため、避難誘導に携わる者は以下の内容について留意し、自身の安全を確保した上で避難活動に望むものとする。

ア ヘルメットなどの安全対策用具の装着

イ 自動車・自転車など、移動手段の確保

ウ 衛星通信電話など、通信手段の携行

8 避難所の開設及び運営

(1) 避難所の開設が必要な場合は、町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、羽咋警察署等と十分連絡を図り避難所を開設する。

また、災害が発生していない場合であっても、町民が自主的避難しようとする場合にあつては、速やかに避難所を開設するように努める。なお、町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。

(2) 避難生活の対象者

- 住居等の被災者
- 避難指示などの対象地域の居住者
- 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

(3) 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
- 開設期間の見込み
- 必要な援助・救援の内容

(4) 避難等の状況把握

町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

(5) 避難所の運営

- 町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 避難所の管理運営等を適切に行うために、町は職員を配置する。
なお、職員を配置できない場合は、町はその代理者を定め、避難所の責任体制を明確にする。
- 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- 避難所の安全確保と維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
- 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
- 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(6) 仮設トイレの設置

町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行うよう要請する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

(7) 要配慮者に対する配慮

町は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な処置を講ずる。

(8) 要配慮者等の健康管理

町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、県や関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

(9) 二次避難支援の実施

町は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等の支援を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

(10) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの保護や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(11) 旅館・ホテル等の活用

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

(12) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(13) ペット動物の飼育場所の確保等

町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

9 広域避難対策

(1) 町

ア 被災地区の町の避難所に被災者が入所できないときは、町は、被災者を被害のない地区

若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。

イ 町が被災者を他地区へ移送した場合、町職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ 県から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

エ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた本町は協力する。

(2) 広域一時滞在

ア 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

イ 町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

10 帰宅困難者対策

町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するための協力を、県を通じ、県の協定締結者に要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

11 避難所外避難者対策

町は、区長会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう務める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

第13節 要配慮者の安全確保

環境安全課、健康福祉課、消防本部、消防団

1 基本方針

災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を支援するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

町は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

安否確認に当たっては、避難行動要支援者名簿の活用や、必要に応じて区長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。

(2) 避難

災害により住民避難が必要となった場合、町は、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する集落等を単位とした集団避難を行うよう努める。

また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、避難の誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

町は、県の協力のもと、在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(4) 二次避難支援の実施

町は、県の二次避難支援の指針を踏まえたマニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等の支援を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した場合は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

医療機関の管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、町を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

町は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

5 外国人に対する対策

町は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

町は、広報車や防災行政無線、IP告知端末等により外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、災害多言語支援センターなどの相談窓口を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

第14節 災害医療及び救急医療

環境安全課、健康福祉課、羽咋郡市医師会、消防本部

1 基本方針

災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、町は他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

2 医療救護班派遣・受入体制

- (1) 町は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、羽咋郡市医師会、町立富来病院及び志賀クリニックに医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。
- (2) 医療救護活動に関して、町のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

3 救護所の設置

- (1) 町は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。
- (2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

4 重傷患者等の搬送体制

- (1) 搬送者及び搬送先の選定
搬送にあたっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。
- (2) 搬送の実施
ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、町又は県に要請する。原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は町が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び町が対応する。
イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、臨時医療施設（SCU）を設置するものとし、県が設置する地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。
ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、本章第8節「消防防災ヘリコプターの活用」及び第11節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

5 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

- (1) 医療施設・救護所
医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、町災害対策本部に調達を要請する。

(2) 町災害対策本部

ア 医薬品等

医療施設又は救護所から要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。町において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。

イ 輸血用血液

医療施設から要請を受けた場合は、県災害対策本部へ調達を要請する。

6 医療機関のライフラインの確保

町は、電気、ガス、水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

7 個別疾患対策

町は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

第15節 健康管理活動

健康福祉課

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、町は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

町は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

町は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

4 健康管理活動

- (1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- (2) 保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。
なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。
- (3) 健康管理活動にあたっては、県が各地域に設置した地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。

第16節 救助・救急活動

環境安全課、関係各課、消防本部、消防団

1 基本方針

災害発生時には、倒壊家屋等の下敷き、ビルなどでの孤立、車両事故、船舶の海難等による負傷者など、救助・救急活動を要する事案が数多く現出するものと考えられることから、町及び防災関係機関は、相互に連携して町民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

2 実施体制

(1) 町民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 町

ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。

また、町民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 町自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他の市町に応援を要請する。

3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第10節「消防活動」6による。

4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第14節「災害医療及び救急医療」により実施する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第17節 水防活動

環境安全課、農林水産課、まち整備課、消防本部、消防団

1 基本方針

町及び防災関係機関は、豪雨等に伴う洪水等の災害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

2 監視、警戒活動

豪雨等によって河川の水位が上昇し、指定河川に水防警報が発表されたとき、若しくは高潮・高波により指定海岸に水防警報が発表されたとき、又はこれに起因する災害が発生したときは、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「志賀町水防計画」の定めにより行う。

3 応急復旧

水防計画等に基づき、市町等の水防管理者が行う巡視により水害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に、通報し、協力して、迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

第18節 災害救助法の適用

環境安全課

1 基本方針

町長は、地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対しその状況を報告する。

なお、県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

2 適用手続

- (1) 町長は、町の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、知事は、町長が行う救助の事務の内容及び当該事務を行う期間を町長に通知することにより救助の実施に関する職種の一部を町長が行う。
- (3) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について町長及び関係機関に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

3 災害救助法に基づく救助の種類

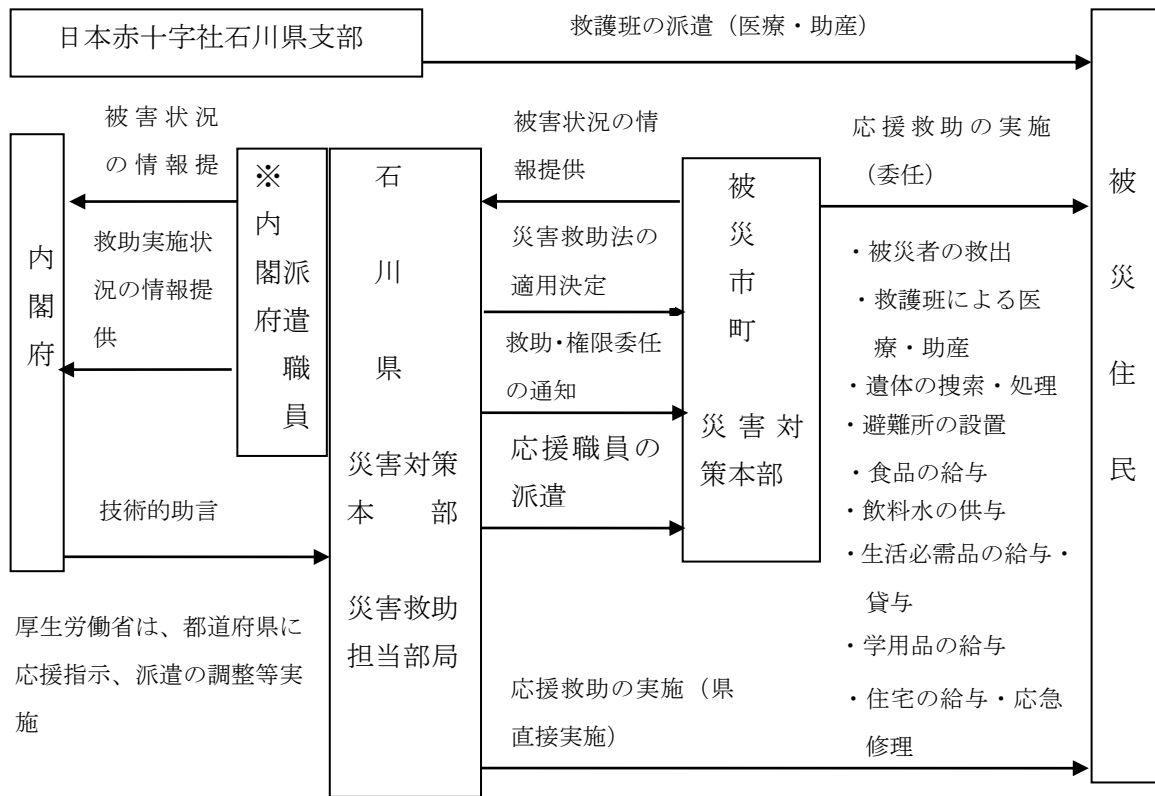
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準による。

但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令第3条第2項)

4 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常町が実施し、災害救助法による救助に準じてあらかじめ町地域防災計画に定めておく。

災害発生から応急救助までのフロー



※ 災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を県危機管理監室へ派遣し、本省との連絡調整にあたる。

第19節 災害警備及び交通規制

まち整備課、警察署、漁港管理者

1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警察及び海上保安部は、町民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

2 交通対策

(1) 陸上交通規制

ア 交通規制の実施機関及び理由

実施機関		交通規制の理由
道路管理者等	町 道	1 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められるとき。 2 道路工事のためやむを得ないと認められるとき。
	漁港道路	
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。

道路管理者等と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等の道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報する。通報を受けた町長は、その道路管理者等又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

ウ 各実施責任者の実施要領

道路管理者等は、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、道路、橋梁、交通施設の巡回調査に努め、危険が予測され、又は発生したときは、速やかに次の要領により規制する。

(ア) 道路管理者等

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

- a 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

- b 広域的な見地から、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために県から指示があるときは、道路管理者等は、指示に基づき必要な規制等を行う。
 - c 災害時において、交通に危険があると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
 - d 道路法（昭和27年法律第165号）による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式により標示を行う。
 - e 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。
- (イ) 自衛官及び消防職員の措置
- 「通行禁止区域等の措置」については、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防職員がその措置をとることができる。
- (ウ) 運転者のとるべき措置
- 走行中の車両は、次の要領により行動する。
 - ・できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ・停車後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ・車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
 - 避難のために、車両は使用しないこと。

第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

環境安全課、住民課、消防本部、消防団

1 基本方針

災害時において死亡していると推定される人については、捜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の捜索

町は、行方不明者及び遺体の捜索を県警察、海上保安部の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

3 遺体の検視（見分）及び処理

町は、検案、遺体の検視（見分）、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医師会、歯科医師会、医療機関等の調整を図り実施する。

（1）遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、次によりそれぞれ検視（見分）を行い、検視調書（戸籍法（昭和22年法律224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び死体見分調書を作成して、当該遺体を遺族又は町長に引き渡す。

（2）遺体の処理

町は、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬までの間適切な場所に安置する。

4 遺体の埋葬

町は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

また、身元が判明している遺体の埋葬に当たっては、町は、火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

（1）火葬許可証の発行

町は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

（2）埋葬に関する相談

町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

5 安否確認

町は行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。

なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第21節 下水道施設の応急対策

まち整備課

1 基本方針

下水道施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

また、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。

2 下水道施設

下水道事業者は、次の措置を講ずる

(1) 動員体制の確立

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、応急対策を効率よく実施する。

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) 災害復旧用資材の整備

下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。

(6) 応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等により応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

(7) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

(8) 応援体制

被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。

○ 「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」

○ 「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（平成20年7月15日）」

- 「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づく石川県内における
応援連絡体制（平成21年4月1日）
- 「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」

第22節 公共土木施設等の応急対策

農林水産課、まち整備課

1 基本方針

道路、河川、海岸、漁港、放送施設等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

2 道路施設

(1) 応急措置

道路管理者等は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限あるいは禁止の措置若しくは迂回路の選定等の対策を講じ、町民の安全の確保に努める。

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、関係機関の協力を得て応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する。（本章第26節「障害物の除去」参照）

3 河川、海岸、漁港等施設

(1) 応急措置

町及び海上保安部等は、台風情報等の気象情報の伝達を受けた場合、町地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行う。

また、水防計画等に基づき、水防管理者は施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

(2) 応急復旧

施設の管理者及び海上保安部等は、次の災害応急対策等を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。

ア 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施

イ 緊急海上輸送の支援

ウ 水防上危険であると思われる箇所の水防活動の実施

また、必要に応じて協定により（社）石川県建設業協会の協力を得る。

4 公園緑地施設

(1) 応急措置

災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

5 農地、農業用施設等

(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて町民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。また、必要に応じて協定により（一社）石川県建設業協会、石川県森林土木協会の協力を得る。

6 公共建築物等

町は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

第23節 給水活動

まち整備課、環境安全課、消防本部、消防団

1 基本方針

災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、自衛隊及び関係機関に応援を求めて速やかに応急給水を実施する。

2 給水対策本部の設置、運営

町（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として「給水対策本部」を設置し、県及び（一社）日本水道協会石川県支部と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等の活動を実施する。

また、必要に応じ、被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

（1）動員及び給水用資機材の確保

- ア 動員計画に基づき作業員や技術者を速やかに動員配置する。
- イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。
- ウ 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。
- エ 動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

（2）情報の収集、連絡

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集伝達する。

3 応急給水活動

円滑に応急給水するため、町（水道事業者）及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任をもって給水活動を実施する。

（1）町（水道事業者）

ア 給水の拠点

飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、応急給水を行う。

- 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所等及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所等などに給水拠点を拡大する。
- 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

イ 応急給水目標の目安

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から3日まで (生命維持に必要な水量)	3ℓ/人・日	おおむね 1 km	耐水性貯水槽、 タンク車
災害発生から10日まで (更に炊事、洗濯等に必要な水量)	20ℓ/人・日	おおむね 250 m	配水幹線付近 の仮設給水栓

災害発生から21日まで (更に最小限の浴用、洗濯に必要な 水量)	100ℓ/人・日	おおむね 100m	配水支線上の 仮設給水栓
災害発生から28日まで (通常の給水量の供給)	約 250ℓ/人・日	おおむね 10m	仮配管からの 各戸共用栓

ウ 本町が被災し、自ら飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。なお、要請に際しては、町が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

- 給水に必要な人員数
- 給水を必要とする期間及び給水量
- 給水する場所
- 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量

(2) 自主防災組織

ア 災害発生後仮設共同栓が設置されるまでの間は、町の応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火貯水槽の水等により、飲料水の確保に努める。

この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

イ 飲料水の運搬配分等町の実施する応急給水に協力する。

4 施設の応急復旧活動

被害施設を早期に復旧するため、町（水道事業者）は、次による役割と体制により効率的に復旧活動を実施する。

(1) 町民からの情報や職員による施設巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、施設ごとに把握する。

イ 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無やその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

特に、主要送配水管路、配水池、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

(2) 早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

(3) 本町が被災し自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県にあっせんの要請を行う。

- 応急復旧作業に必要な人員数
- 応急復旧作業に必要な期間
- 応急復旧作業場所
- 応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

- (4) 被災箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合又は被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。
- 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じる場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
 - 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、安全柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
 - 倒壊家屋や焼失家屋等漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第24節 食料の供給

企画財政課、農林水産課

1 基本方針

町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

2 実施体制

町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

3 主食の供給

(1) 災害救助用米穀の確保

ア 米穀の引渡し要請

町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省政策統括官に引渡し要請を行う。

イ 受託事業体への引渡し指示

農林水産省政策統括官は、町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

(2) 県の備蓄食料の提供

県は、町から要請のあった場合、保有する備蓄食料を提供する。

(3) おにぎり・パン等の供給

県は、町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あっせんを行う。この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

4 副食及び調味料の確保

(1) 県は、町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、可能な限りこれを調達する。

(2) 町はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。

(3) 町は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

5 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第25節 生活必需品の供給

企画財政課

1 基本方針

町は、被災者に対して衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。

2 実施体制

町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。

本町が被災し自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

ア 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

(2) 情報の提供

町は、必要に応じて被災者に対して確保状況等の情報を提供する。

4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

(1) 町は、緊急輸送道路ネットワークとの接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮して決定する。なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。

(2) 町は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

(3) 町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。

(4) 町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

5 災害救助法による供給

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第26節 障害物の除去

環境安全課、まち整備課、農林水産課

1 基本方針

災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路ネットワーク等の確保を図る。

2 実施体制

町長は、被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川、漁港等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。

3 障害物除去の実施基準

災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に実施する。

- (1) 町民の生命、財産等の保護のための除去を必要とするとき。
- (2) 河川氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき。

4 障害物除去計画の作成

町は、道路、河川、漁港等の各施設管理者と県と相互に連携をとりながら処理に係る方針や基準を連絡、調整し、各所管施設における障害物の種類又は量を調査させるとともに、処理期間を考慮した計画を作成させる。

5 障害物除去の方法

- (1) 各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

6 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、おおむね次の場所に廃棄又は保管するよう考慮する。

- (1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管は、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 船舶航行の障害にならないような場所

7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置

(1) 湛水排除

町内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、町、又は関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に応援を求める。

(2) 堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の排除は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は、各戸が町の指定する場所まで搬出し、集積された土砂は、町が運搬廃棄する。

(3) その他

立木等の障害物件の排除は、(2)に準じて行う。

8 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

9 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、町は、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

10 障害物除去に関する応援、協力

町は、障害物の除去において、応援、協力の必要がある場合は、県へ応援近隣市町に協力要請するなど、適切な措置を講ずる。

第27節 輸送手段の確保

環境安全課、企画財政課

1 基本方針

町及び防災関係機関は、災害時における応急対策を実施するに当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、他の都道府県等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、町は、人員、物資等の受け入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

2 輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 災害応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

3 実施機関

緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。

4 要員、物質輸送車両等の確保

(1) 陸路輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。

災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。

この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。

(2) 海上輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資機材等の輸送を船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

町長は、特に緊急のため必要があると認めた場合は知事に対して、次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安部は、負傷者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送について、必要に応じて、又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。

- ア 派遣を必要とする理由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を必要とする場所、資機材
- エ その他必要な事項

(3) 航空輸送

町長は交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、航空輸送を知事に要請する。この際、消防防災ヘリコプターを活用するほか、自衛隊及び海上保安部に対して、(2)のアからエまでを明らかにして、航空機の派遣要請を行う。

(4) 人力等による輸送

車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

5 従事命令

町長は、災害応急措置のために必要な資機材等を緊急に輸送する必要がある場合は、知事に要請する。

6 災害救助法に基づく措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

第28節 心のケア活動

健康福祉課

1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害により、精神的ショックを受けた住民や避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健対策を講じ、精神的不調の早期発見や不安の軽減を図る。

2 実施体制

町は、県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、町は円滑に実施できるよう協力する。

第29節 防疫、保健衛生活動

環境安全課、健康福祉課

1 基本方針

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒を実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

また、避難者の健康管理、避難生活における生活環境の衛生対策を行う。

2 実施体制

(1) 町の体制

ア 町は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

イ 町は、防疫活動の状況について県に報告する。

ウ 町は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で町のみでは対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。

エ 町は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。

オ 避難生活が長引く場合、町は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

(2) 連携体制

防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、県が各地域に設置した地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会へ報告する。

3 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに町は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

町は、避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。

4 防疫用資材の備蓄、調達

町は、防疫用資材の調達に努めるとともに、防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。

なお、防疫用資材の内容とは、10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等である。

5 ペット動物の保護対策

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

町は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

町は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

第30節 ボランティア活動の支援

環境安全課、社会福祉協議会

1 基本方針

災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、町は、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティア活動に関する被災者のニーズの把握やボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援に努める。

2 ボランティアの受け入れ

(1) 災害対策ボランティア現地本部の設置

県民ボランティアセンターにより災害対策ボランティア本部（以下「ボランティア本部」という。）が設置されたときは、町社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）を設置する。

また、県及び町、社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

(2) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

(3) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県、町及び日本赤十字社等は、調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する

3 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第31節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

環境安全課

1 基本方針

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む）、がれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集並びに処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

2 実施体制**(1) 被災地の清掃**

災害時における被災地の清掃は、原則として町長が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が町長の指示により実施する。

(2) 県等の応援

ア 本町の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。

県は、被災市町からの応援要請内容等に基づき、災害廃棄物等の処理に関する支援活動について国、県外自治体、近隣市町との調整を行う。

イ 町は、「石川県災害廃棄物処理指針」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その対処対策を定めておく。

また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

3 被災地の状況把握

町は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
- 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法
- 生活ごみの発生見込み量及び処理方法
- 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法**(1) 一般廃棄物**

町長は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、し尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬処分を実施する。

(2) 産業廃棄物

ア 事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車両により搬出し、産業廃棄物処理業者又は焼却施設若しくは埋立場で処分する。

イ 事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、町又は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

5 災害時における廃棄物の処理目標

(1) 一般廃棄物

町長は、災害により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

ア し尿の収集処理量

し尿発生量 1.25 リットル／人日

①避難所からのし尿発生量＋②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿の発生量＋③通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量＝要総処理量

イ 家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量 867 g／人日

災害時の粗大ごみ発生量 1.03 トン／棟

①避難所からのごみの発生量＋②住民の在宅している世帯からのごみの発生量＋③通常時の粗大ごみの発生量＋④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量＝要総処理量

ウ がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量 0.348～1.107 トン／㎡

(2) 産業廃棄物

事業主は、災害時における産業廃棄物を処理するため、機械及び器具機材等処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

6 野外仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

町は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等は、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

町は、し尿処理施設の被害状況と稼動見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置に当っては、立地条件を考慮して、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖に当っては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

(3) 仮設トイレの仮置き場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

7 廃棄物の応急的処理

町は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理をする。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、PCBが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。

(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート確保

生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確認する。

なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して町の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

(5) 廃棄物の最終的処分

収集、搬出した生活ごみ及びがれきの処理は、分別搬入や仮置き場における選別をすすめるとともに、がれきについては、破碎・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなどの方法で行う。

し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて埋立てなど環境衛生上支障のない方法で行う。なお、廃棄物の処理にあたっては、公衆衛生の確保や生活環境の保全に支障のない方法で行う。

(6) ごみ袋、携帯トイレの確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当なごみ袋、携帯トイレを配布する。

(7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

8 廃棄物処理施設の復旧

町等は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材は、あらかじめ備蓄しておく。

第32節 住宅の応急対策

環境安全課、まち整備課

1 基本方針

町は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

(1) 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定士等の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

県及び町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(3) 被災者に対する住宅相談所の開設

町は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策の情報を提供し、また被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

(4) 本町のみでは対応できない場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

4 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、概ね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における町民の対策については、本章第12節「避難誘導」の定めるところによる。

対象種別及び準備		内容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造、模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営施設入所	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2) 社会福祉施設への入居	町は、社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設への入所要件該当者の優先入所
	3 資金融資	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興住宅建設補修資金 ・一般個人住宅災害特別貸付 ・地すべり関連住宅貸付 	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備	災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
	5	災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）	災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。

対 象 種 別		内 容	
住宅の修繕	1 自費修繕	被災者が自力（自費）で修繕する。	
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資力が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
	3 災害救助法による応急修理	生活能力の低い世帯のために県（委託したときは町）が応急的に補修する。	
障害物の除去等	1 自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。	
	2 除去費等の融資	自費で整備するには資金が不足する者に対し、住宅資金補助に準じて融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去	生活能力に低い世帯のために町が除去する。	

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び全流出した世帯を対象とする。
- 3 「住宅修繕」のうち2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- 4 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

第33節 文教対策計画

教育委員会

1 基本方針

教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において「石川の学校安全指針」を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

2 文教施設の応急復旧対策

- (1) 被災施設の管理者は、被害状況をすみやかに調査し、町（教育委員会）との連絡を密にする。
- (2) 被災学校の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。
- (3) 社会教育施設等については災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開計画をたて、早急に開館する。

3 応急教育実施の予定施設

- (1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、概ね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 実 施 の 予 定 場 所
学校の一部の校舎が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）程度の場合	(1) 特別教室・屋内施設等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない（避難所として利用される場合を含む。）場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。
町内大部分（広域な範囲）について、災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について、相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設を利用する。 (2) 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 応急教育実施の予定施設については事前に関係者と協議のうえ選定し、教職員・住民に対し、周知徹底を図るように指導する。

4 応急教育計画

学校の施設が被災したり、又地域の避難施設となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- (1) 児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。

- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
- (4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を行うとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
- (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
- (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

5 児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

- (1) 在校時の安全確保
迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置をする。
- (2) 登下校時の安全確保
情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。
- (3) 児童生徒の安否確認
在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。
- (4) 被災した児童生徒の健康保健管理
身体健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

6 教材・学用品の調達及び給与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法については、町教育委員会、及び学校においてあらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法を適用する場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

7 授業料の免除及び育英資金

- (1) 被災生徒の授業料免除
授業料を免除することができる（石川県立高等学校授業料減免規則（昭和54年石川県規則第16号）第2条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条）。
- (2) 被災生徒の育英資金の貸与
被災により家屋の全壊、半壊及び流失等のために就学に著しい困難を生じた生徒に対しては、必要に応じて石川県育英資金の緊急採用奨学生として育英資金を貸与する。

8 給食措置

(1) 児童生徒の対策

町等は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況を応じて速やかに応急給食を実施するよう指導する。

(2) 物資対策

町が被災した場合は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を經由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。

9 保健衛生

町教育委員会は衛生班と密接な連絡をとり、本章第29節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、衛生班と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を衛生班の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、衛生班の協力活動を得て、特に感染症の予防に努めるとともに環境衛生の整備改善に協力する。

10 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

11 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、町や防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

12 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に災害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況をすみやかに調査

- し、その結果を町又は町教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。
- ウ 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。その際、県教育委員会、町又は町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。
- エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。
- (2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。
- (3) 埋蔵文化財対策
- 緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。
- 復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

第34節 農林水産物災害応急対策

農林水産課

1 基本方針

町は、災害から農林水産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずる。

2 農作物関係

(1) 水稲改植用苗の確保

水害等により、水稲の改植を必要とする場合が生じたときは、町は、県の協力を得て、水稲の再生産を確保するための措置を講ずる。

(2) 病虫害防除対策

水害等により発生が予想される水稲の病虫害防除の対策は、次による。

ア 防除の指示及び実施

町は県等の指示・指導により、病虫害防除班に防除を実施させる。

イ 防除の指導

町は特に必要な場合は、防除指導の要請をする。

ウ 集団防除の実施

被災地域が広大で集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要がある場合には県と協議し、農薬の空中散布による一斉防除を実施する。

エ 防除器具の確保

町は防除器具を整備し、把握し、必要に応じて、緊急防除の実施に際し集中的に防除器具の使用ができるよう努める。

3 畜産関係

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 家畜の防疫及び診療

災害時において発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地区の家畜及び畜舎等に対して、町は、県の指示及び農業協同組合、農業共済組合並びに獣医師会等の協力を得て、家畜防疫班、家畜診療班、消毒班を組織し、次によって必要な防疫を実施する。

ア 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者に法令に基づく所定の化製場若しくは死亡獣畜取扱場において、死体の焼却又は埋却する。

イ 被害家畜に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生するおそれがある場合は、防疫班を被災地に派遣し必要な措置を実施する。

ウ 被災畜舎等に対する措置

被災地において家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜防疫班及び消毒班を現地に派遣し、消毒等必要な防疫措置を実施する。

エ 家畜に対する診療

災害時のため家畜が診療を正常に受けられないときは、町長が関係機関の協力を得て、家畜診療班を被災地に派遣し、災害等による疾病の診療に当たる。

(2) 家畜の避難

飼育者は、浸水等により災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、家畜を安全な場所に避難させる。また、町は、必要があるときは避難所の選定、避難の方法等についてあらかじめ計画しておく。

(3) 飼料の確保

災害等により飼料の確保が困難となったときは、県に要請し、国に備蓄飼料穀物の放出を要請するほか、飼料業者に対し、必要数量の確保及び供給について、あつせんを行う。

4 林産関係

災害による林産物の被害の拡大を防止する為の応急対策として、次の措置を講ずる。

- (1) 豪雨に際しては、伐採木の流出を防ぐため、関係者はそれぞれ伐採木の早期搬出及び工場等に集積した木材のけい留を行うなどの措置を講ずる。
- (2) 台風等による立木の倒壊があった場合は、早急にこれを林地外に搬出し、整理して、病虫害発生の予防措置をとるよう、関係者に徹底を図る。

第4章 海上災害対策計画

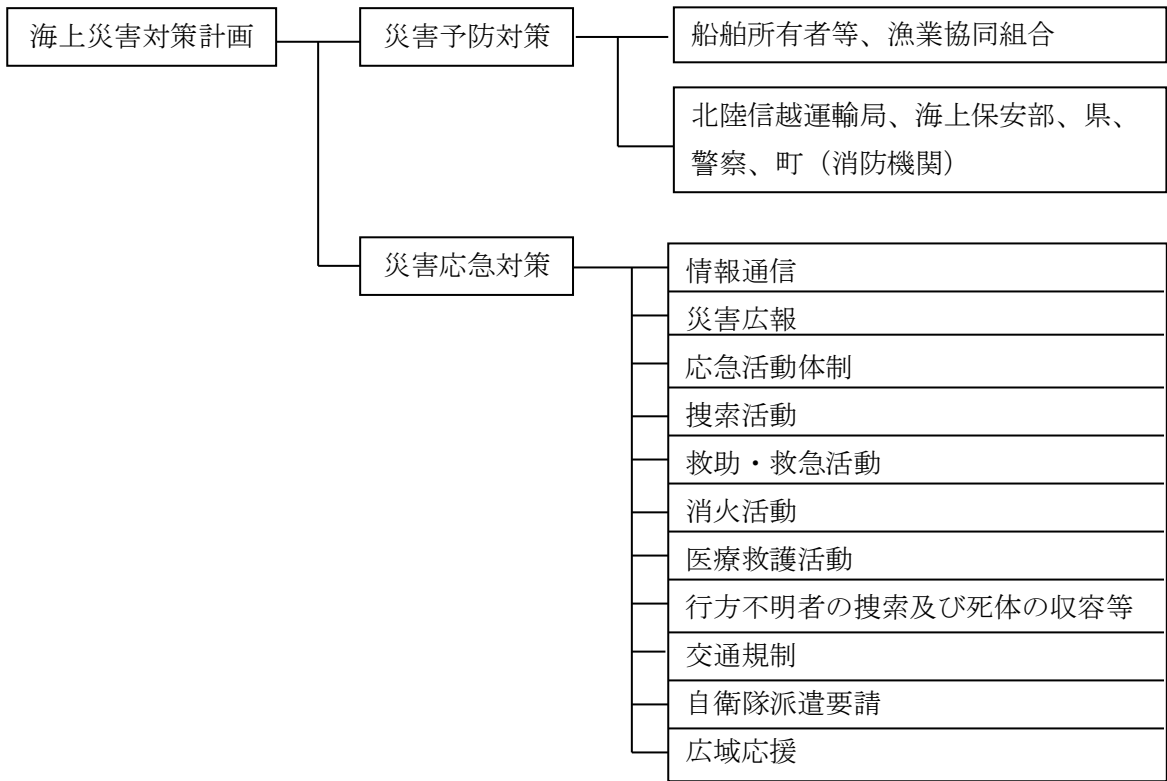
I 海難対策計画

環境安全課、消防本部

第1節 基本方針

船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関事故等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

計画の体系



第2節 災害予防対策

環境安全課、消防本部、漁業協同組合

関係機関は、それぞれ相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防対策を実施する。

◎ 実施事項

1 船舶保有者等（船舶所有者・管理者・占有者等を含む。以下この章において同じ）、漁業協同組合

- (1) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するために必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (3) 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (4) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備し、自衛消防隊の組織化に努める。

2 北陸通信運輸局、金沢・七尾海上保安部、県、警察、町（消防機関）

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 海難発生時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成、災害応急体制を整備すること。
- (4) 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (5) 海難発生時の救急・救助、消火等に備え、資機材の整備に努める。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) 北陸通信運輸局、金沢・七尾海上保安部は、次のアからウの事項に留意して随時実地検査等を行うとともに漁業協同組合、船舶所有者及び船長等に対して、次のエからクなどの適切な指導を行う。

ア 海技従事有資格者の乗船確認

イ 無線従事有資格者の乗船確認

ウ 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

エ 船体、機関、救命設備（救命器具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備

オ 気象状況の常時把握と適正な伝達体制の確立

カ 船舶職員の養成と資質の向上

キ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化

ク 海難防止に対する意識の高揚

第3節 災害応急対策

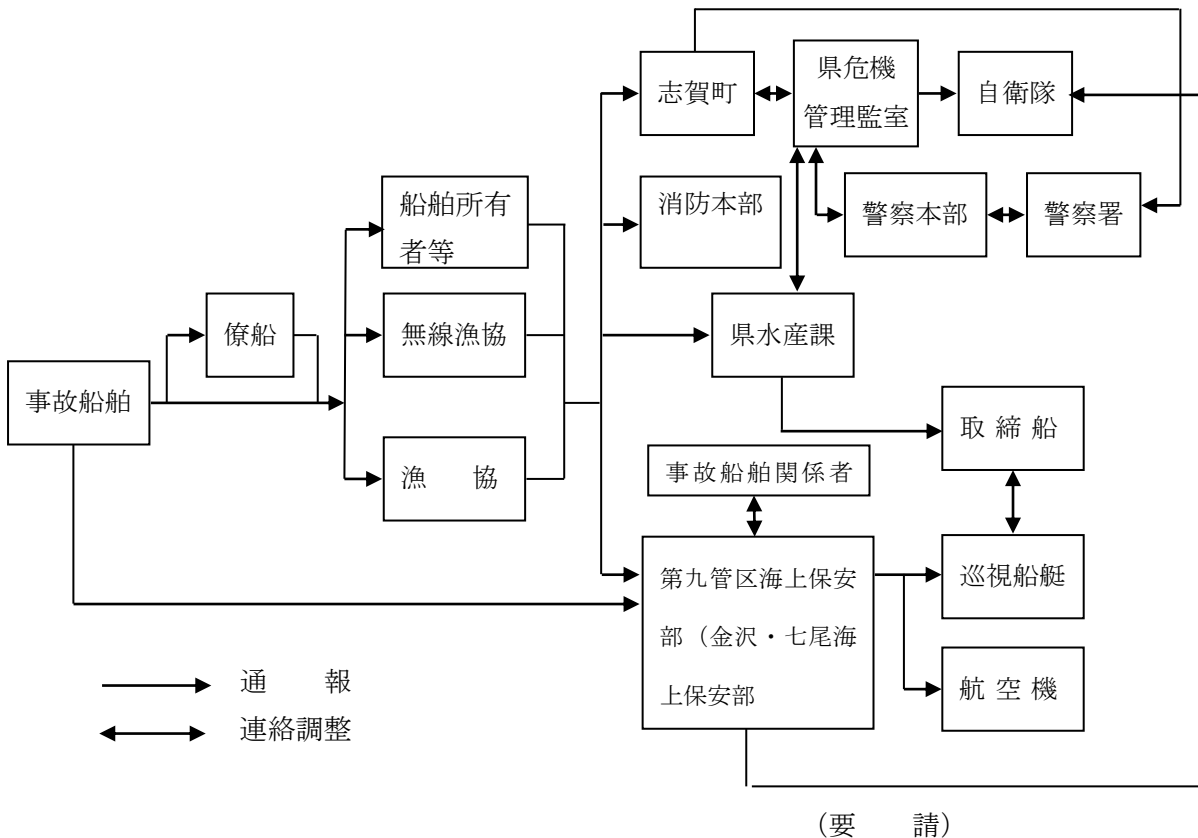
環境安全課、消防本部

1 情報通信

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡体系は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

海難発生時の広報は、一般災害編第3章第9節「災害広報」に定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北陸信越運輸局、県、警察、町（消防関係）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応できる体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 海難の状況

(イ) 家族等の安否情報

- (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
 - (オ) その他必要な事項
- イ 旅客及び町民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が密接に協力の上、それぞれ船舶、ヘリコプター等を活用して行う。

5 救助・救急活動

海難発生時における救助・救急活動については、一般災害対策編第3章第16節「救助・救急活動」の定めるところによるほか、次により実施する。

◎ 実施事項

(1) 海上保安部

- ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助、並びに天災事変その他救済を必要とする場合における救助を行う。
- イ 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行う。
- ウ 必要に応じて民間救助組織等と連携する。

(2) 町

- ア 遭難船舶を認知した時は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、町地域防災計画

に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

イ 救護のため必要があるときは、町民を招集し、船舶その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

(3) 警察

警察官は、救護の事務に関して町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行う。

(4) 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関への連絡に当る。

6 消火活動

海上災害時における消火活動は、次により実施する。

◎ 実施事項（海上保安部、消防機関等）

- (1) 海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報する。
- (2) 海上保安部は、速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に対して応援を要請する。
- (3) 消防機関は、速やかに沿岸部等の火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行う。
- (4) 発災現場以外の市町は、発災現場の市町からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な応援に努める。
- (5) 領海内における船舶等の火災については、昭和43年3月29日海上保安庁長官と消防庁長官との間に締結された「海上保安庁の機関と消防機関との業務提携の締結に関する覚書」に基づいて対処する。

7 医療救護活動

海難発生時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第14節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

8 行方不明者の捜索及び死体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等については、町及び関係機関が、法令の定めるところによるほか海上保安部と連携、協力し、一般災害対策編第3章第16節「救助・救急活動」及び同第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬」の定めるところにより実施する。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、一般災害対策編第3章第19節「災害警備及び交通規制」の定めるところにより実施する。

10 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、一般災害対策編第3章第1節「自衛隊の災害派遣」の定めるところによるほか、次により実施する。

◎ 実施事項

- (1) 第九管区海上保安部長等法令で定める者は、海難の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
- (2) 第九管区海上保安部長等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるようあらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

11 広域応援

町、県及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、他の都道府県、市町、消防機関及び国に対して応援を要請する。

II 流出油等防除対策計画

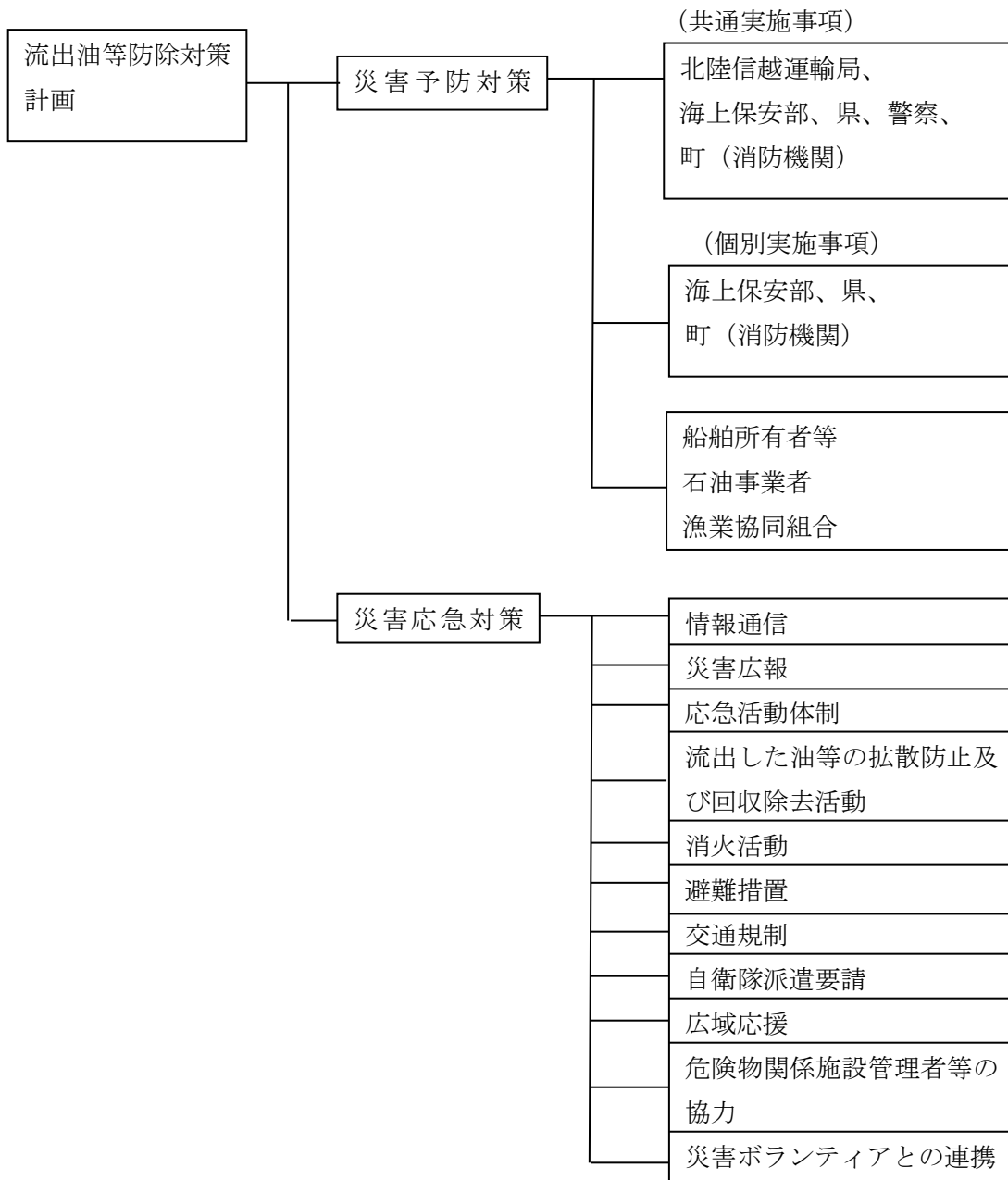
環境安全課、消防本部

第1節 基本方針

タンカー等船舶の衝突、乗り揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により、船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早急に初動体制を確立して、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

また、流出油防除措置については、本計画に定めるほか、「石川県油流出事故等災害対策要綱（平成9年12月3日）」（以下、「油流出要綱」という。）により実施する。

計画の体系



第2節 災害予防対策

環境安全課、消防本部

関係機関は、それぞれ相互に協力して、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防措置を実施する。

1 関係行政機関の共通実施事項（北陸信越運輸局、海上保安部、県、警察、町（消防機関））

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成、応急体制を整備する。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図る。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有する。
- (6) 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

2 各行政機関の個別の実施事項

(1) 海上保安部

- ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、防災関係資料の収集及び調査研究を行う。
- イ 金沢海上保安部管内に設置されている排出油防除協議会の活動を推進する。
- ウ 防災に関して関係機関、報道機関等と密接な連絡をとり、海上災害防止思想の普及に努める。
- エ 海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、海難の未然防止に努める。

(2) 県

- ア 町の流出油等対応要綱等の策定及び必要な資機材の備蓄について指導する。
- イ 町等の航路の計画、施行に関して、防災上留意すべき事項を指導する。
- ウ 町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を行う。

(3) 町（消防機関）

- ア 船舶所有者、漁業協同組合等に対して、荷役について次の事項を指導する。
 - (ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - (イ) 消火器具の配備
 - (ウ) 油流出事故の予防対策の実地及び化学消化薬剤等の配備
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の表示の徹底
- イ 入港船舶の危険物積載の状況など、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要認められる資料及び情報を、関係機関と相互に交換する。

(4) 施設管理者

- ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- イ 大量の危険物の荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

3 船舶所有者、石油事業者、漁業協同組合及び海上災害防止センター等

- (1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。
- (2) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努める。
- (4) 実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

第3節 災害応急対策

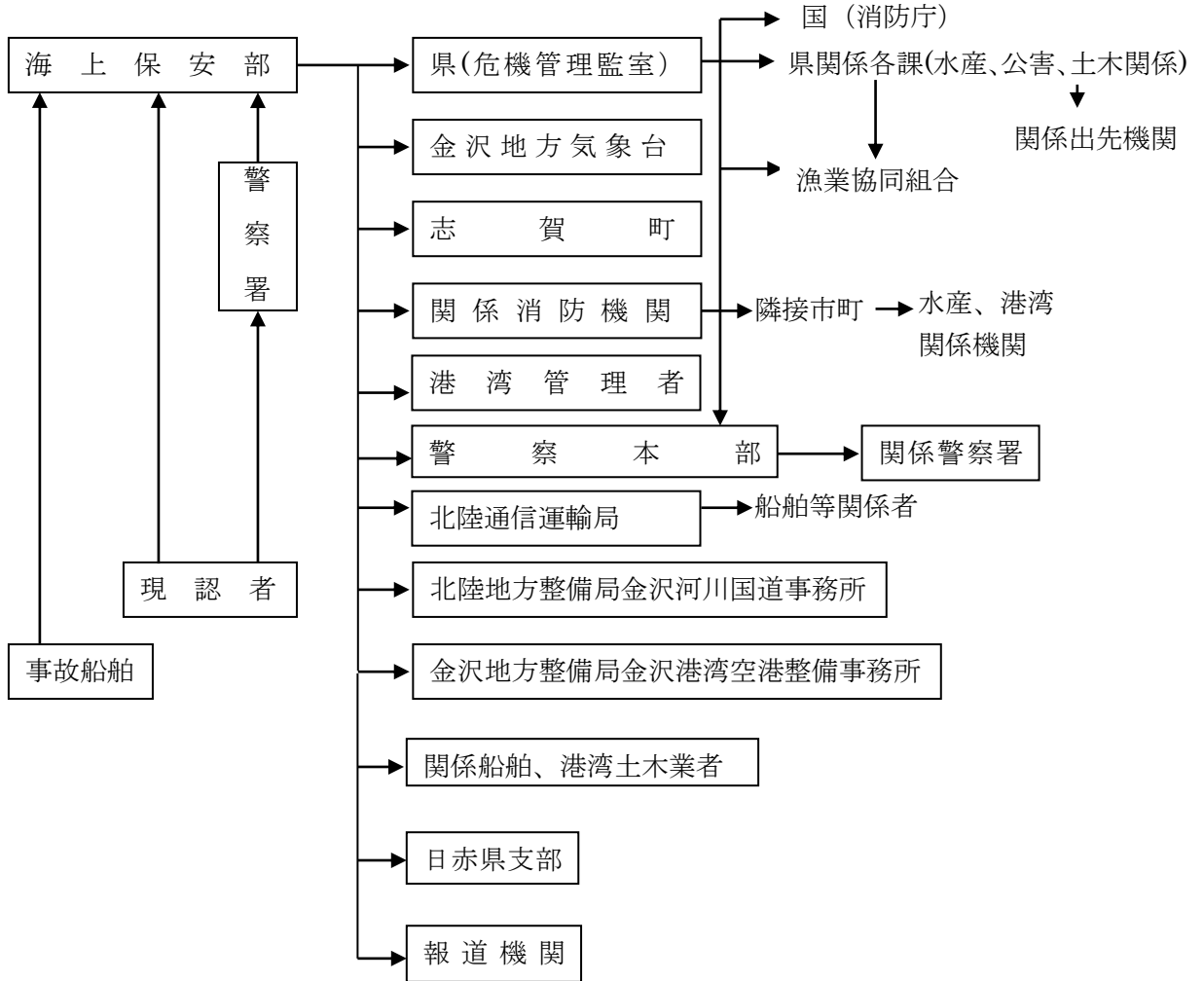
環境安全課、消防本部

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、一般災害対策編第3章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

町、県、消防署、県警察、海上保安部、船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北陸信越運輸局

(2) 実施事項

◎ 航行船舶、旅客及び町民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 油等大量流出事故災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 海上輸送復旧の見通し
- エ 避難の必要性など地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携とりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消火活動

流出油等の海上火災発生時における消火活動は、次により実施する。

◎ 実施事項

(1) 海上保安部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて町（消防機関）に協力を依頼する。

(2) 町（消防機関）

火災状況等の情報収集に努め、海上保安部の消火活動に協力する。

5 避難措置

流出油等による火災、爆発により町民の生命及び身体の安全を図るために必要がある場合は、一般災害対策編第3章第12節「避難誘導」の定めるところにより、避難措置を実施する。

6 自衛隊派遣要請

油流出事故災害時における自衛隊派遣要請については、一般災害対策編第3章第11節「自衛隊の派遣要請」の定めるところによるほか、次により実施する。

- (1) 第九管区海上保安部長等法令で定める者は、流出油の規模や収集した被害状況から判断して必要がある場合には、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
- (2) 第九管区海上保安部長等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

7 広域応援

町、県及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、他の都道府県、市町、消防機関及び国に対して応援を要請する。

8 危険物関係施設管理者等の協力

危険物関係施設管理者等は、関係機関からの要請があった場合には、保有する諸資機材をもって協力する。

9 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労力が必要となるが、これらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、一般災害対策編第3章第30節「ボランティア活動の支援」の定めるところにより実施する。

第5章 危険物等災害対策計画

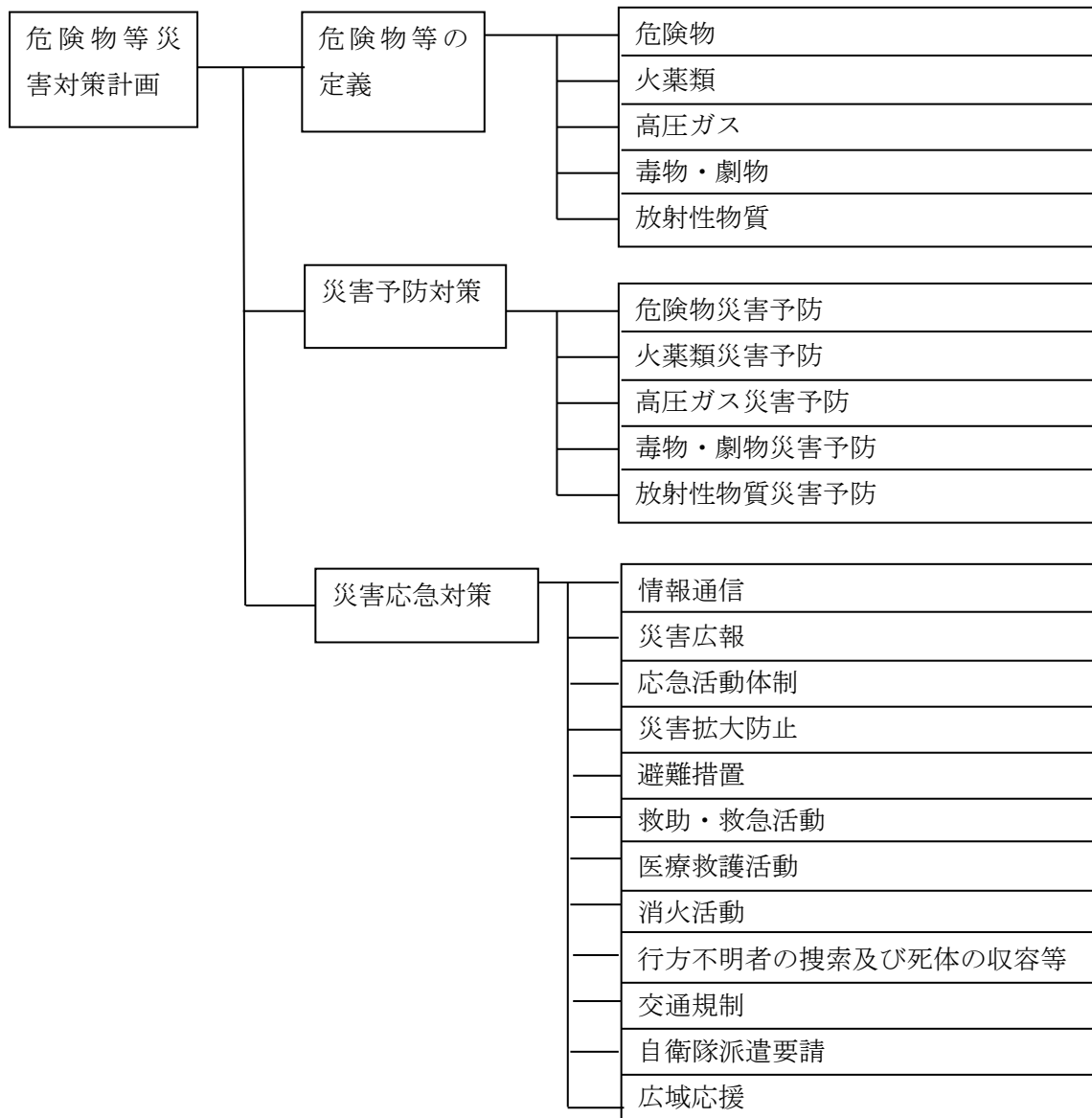
第1節 基本方針

環境安全課、消防本部

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

なお、海上への石油類等の流出等による災害対策については一般災害対策編第4章「海上災害対策計画」、原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害対策については「志賀町地域防災計画原子力防災編」の定めるところにより実施する。

計画の体系



第2節 危険物等の定義

環境安全課、消防本部

1 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

〈例〉石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

〈例〉火薬（黒色火薬、無煙火薬等）、爆薬（ダイナマイト等）、火工品（電気雷管、実包、導火線、煙火等）

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

〈例〉液化石油ガス（LPG）、サセチレン、液化塩素、圧縮水素など

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

〈例〉毒物：シアン化ナトリウム、水銀、ヒ素、アジ化ナトリウムなど

劇物：アンモニア、塩化水素、ホルムアルデヒド、硫酸など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3節 災害予防対策

環境安全課、消防本部

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は、次のとおりとする。

1 危険物災害予防

(1) 事業者

消防法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2) 県、消防機関

ア 消防法の規定に基づき保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 警察

必要に応じて危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

火薬取締法に定める設備基準、保安基準を順守するとともに、危険予防規程の作成、保安教育の実施、火薬類取扱保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2) 消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

高圧ガス保安法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険予防規程の作成、保安教育の実施、高圧ガス製造保安係員の選任などによる自主保安体制の確立を図る。

(2) 消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

毒物及び劇物取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物・劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

(2) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に定める施設基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱責任者の選任等による自主保安体制及び災害発生時の応急措置を実施するための自主防災体制の確立を図る。

(2) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主防災体制の確立等について、適切な指導を行う。

第4節 災害応急対策

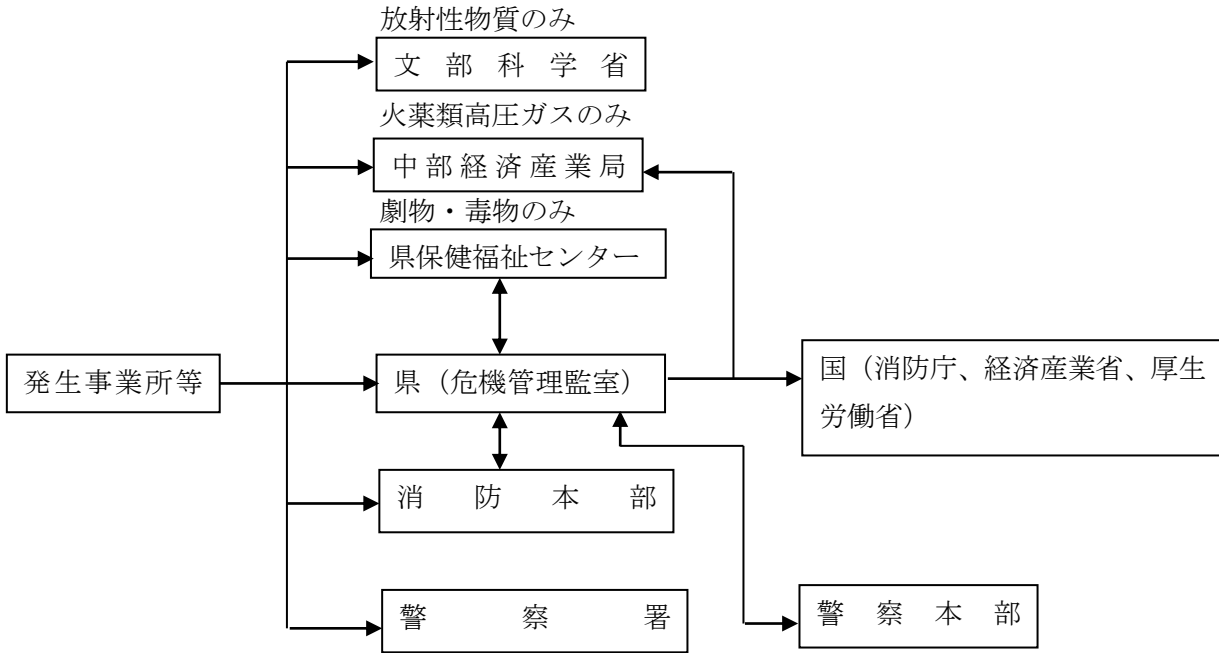
全課、消防本部、防災関係機関

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡体系は、次のとおりとする。



ア 危険物の流出等の事故が発生したときは、事業者は、直ちに消防機関、警察署へ通報する。

イ 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態になり、又は火薬類が異常を呈したとき及び火災が発生したとき、事業者は、直ちに、県、警察及び消防機関等に届け出る。

ウ 高圧ガス製造施設等が危険な状態になったとき、事業者は、直ちに、県、警察及び消防機関等に届け出る。

エ 毒物・劇物の飛散等により不特定多数の者に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとき、事業者は、直ちにその旨を保健所、警察署及び消防機関に届け出る。

オ 放射線障害のおそれのあるとき又は放射線障害が発生したとき、事業者は、法令で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学省、県、警察及び町へ報告する。

(2) 実施事項

ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、町民に対して行う災害広報は、一般災害対策編第3章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者、町、県、県警察、消防署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の応急対策に関する情報

(カ) その他必要な事項

イ 町民への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用等により、次の事項について広報を実施する。

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 関係機関の応急対策に関する情報

(カ) 避難の必要性など、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状態に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

災害の拡大防止を図るため、法令に定める応急措置を講ずるなど、迅速かつ的確な応急点検及び除去・回収の応急処置等を講ずる。

特に放射性物質災害時については、

ア 保管庫等が被災した場合、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張り人をたてるとともに、直ちに安全確認を実施する。

イ 運搬中に被災した場合、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。

(2) 県、警察、消防機関、道路管理者

危険物等災害時の流出、拡散の防止、環境モニタリング等を実施するとともに、事業者に対する応急措置命令、危険物関係施設の緊急使用停止命令など、適切な応急対策を講ずる。

なお、県は、放射性物質災害時において、必要に応じて文部科学省及び厚生労働省の専門家の派遣を要請する。

5 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第3章第12節「避難誘導」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、一般災害対策編第3章第16節「救助・救急活動」の定めるところにより実施する。

7 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、一般災害対策編第3章第14節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより実施する。

8 消火活動

危険物等災害時における消火活動は、次により実施する。

◎ 実施事項

(1) 事業者

消防機関の現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど、消火活動に努める。

(2) 消防機関

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消火活動を実施する。

イ 消防機関の職員は、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

9 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町等各関係機関は、一般災害対策編第3章第16節「救助救急活動」及び同第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

10 自衛隊派遣要請

知事等は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第3章第11節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

11 広域応援

県、町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、他の都道府県、市町、消防機関及び国に対して応援を要請する。

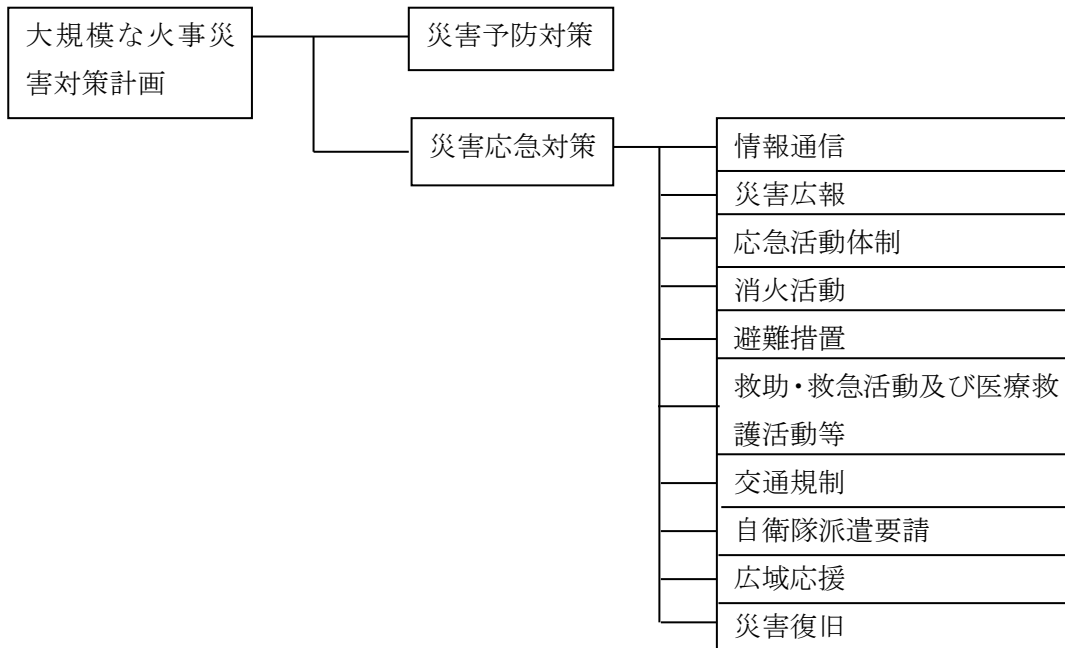
第6章 大規模な火事災害対策計画

第1節 基本方針

環境安全課、消防本部、消防団

多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

計画の体系



第2節 災害予防対策

関係各課、消防本部

関係機関は、それぞれ相互に協力し、大規模な火事災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

◎ 実施事項

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

ア 公共施設等建築物の耐震・不燃化、空地、緑地等の計画的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域、準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

イ 高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場の設置促進に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握し、必要な措置を講ずる。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする建築物、ホテル、デパート、病院、事業所等に対して、消防法に基づくスプリンクラー等の消防用設備の設置促進、保守点検の実施及び適正な管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練等について指導するとともに、防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図る。

(5) 防火思想の普及

ア 火災予防運動や防災週間等あらゆる機会をとらえ、各種広報媒体を活用して、町民の防火思想の普及、高揚を図る。

イ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者対策に対して適切な援助を行うとともに、地域における支援体制の整備に努める。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、自衛消防隊等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能事態などに備え、防火水槽を配備するとともに、海水・河川水の活用等により、消防水利の確保と多様化に努める。

(8) 消防体制の整備

消防団員の非常招集体制の整備、消火部隊の編成及び適切な運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段の確保等に努める。

(9) 防火訓練の実施

関係機関、町民等と連携して実践的な消火、救出・救助等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について周知徹底を図るとともに、訓練終了後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、消防法第22条の規定に基づき、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予報上危険であるときは、必要に応じて火災警報を発する。

第3節 災害応急対策

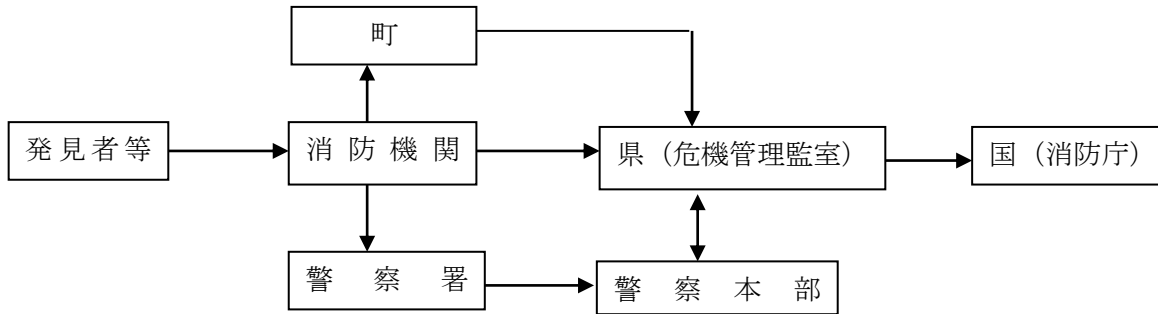
環境安全課、消防本部、消防団

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、町民等に対して行う災害広報は、一般災害対策編第3章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

町、県、警察、消防署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 町民への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用等により、次の事項を広報する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報

- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 消火活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を行う。

- (1) あらゆる情報通信網を活用して、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所、避難経路を確保し、重要かつ危険度の高い箇所。地域を優先しながら消火活動を実施する。
- (3) 近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、消火、飛び火警戒等を効果的に実施する。
- (4) 消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

5 避難措置

町および関係機関は、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第3章第12節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動及び医療救護活動等

町及び関係機関は、一般災害対策編第3章第16節「救助・救急活動」及び同第14節「災害医療及び救急医療」の定めるところにより、被災者の救助・救急及び医療救護活動を実施する。

また、同第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

7 自衛隊派遣要請

知事は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第3章第11節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

8 広域応援

県、町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、他の都道府県、市町、消防機関及び国に対して応援を要請する。

9 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び県は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、一般災害対策編第8章「復旧・復興計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

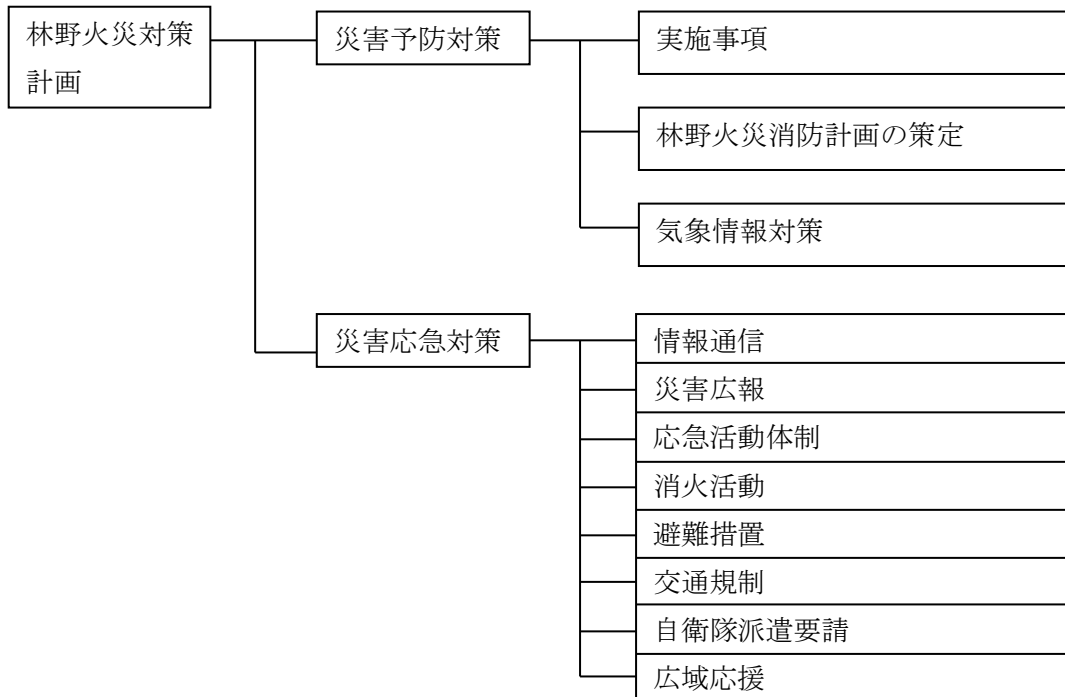
第7章 林野火災対策計画

第1節 基本方針

環境安全課、農林水産課、消防本部

広域にわたる林野の焼失等の災害（以下「林野火災災害」という）が発生し、又は発生するおそれがある場合、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るなど、各種の予防、応急対策を実施する。

計画の体系



第2節 災害予防対策

環境安全課、農林水産課、消防本部

林野火災の発生原因のほとんどが人為的なものによることから、国、県、町及び関係機関はそれぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 近畿中国森林局、県、町（消防機関）

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜取り、魚釣り等の入山者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を広く周知する。
- (イ) 入山の許可、届出等について指導する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、必要に応じて入山の制限をする。
- (エ) 観光関係者による防火意識の啓発も図る。

イ 火入れ対策

火入れを行おうとする者に対して、林野火災危険期間（おおむね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、次の事項を指導する。

- (ア) 町長の許可を受けさせ、火入れの方法を指導し、許可附帯条件を順守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れの跡地の消火に万全を期し、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）についても、気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

エ 保安林等の巡視

県は、保安林等重要な森林及び林野火災が発生するおそれのある地位を対象に森林保全巡視員による巡視を行う。

(2) 森林所有者

自己所有林野の失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 防火線、防火樹帯の設置
- イ 自然水利の活用等による防火用水の確保
- ウ 自己所有林野への入山者に対する防火啓発
- エ 森林保全巡視員の配置及び危険期間中の見回り強化
- オ 無断入山者に対する指導
- カ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において森林施業、鉱山採掘、道路整備等の事業を行う者は、事業区域内での火災発生を防止するため、林野所有者と協議して、次の事項について適切な予防対策を講ずる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所、ごみ焼却箇所等を設置する場合、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) バス等運送業者

乗客のタバコの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するため、乗客に対して注意を喚起するとともに、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統の確立等に努める。

2 林野火災消防計画の策定

町長は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の策定に努め、計画策定に当たっては、森林の状況、気象状況、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

- (1) 特別警戒実施計画
 - ア 特別警戒区域
 - イ 特別警戒時期
 - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
 - ア 消防分担区域
 - イ 出動計画
 - ウ 防御鎮圧要領
- (3) 資機材整備計画
- (4) 防災訓練の実施計画
- (5) 啓発運動の推進計画

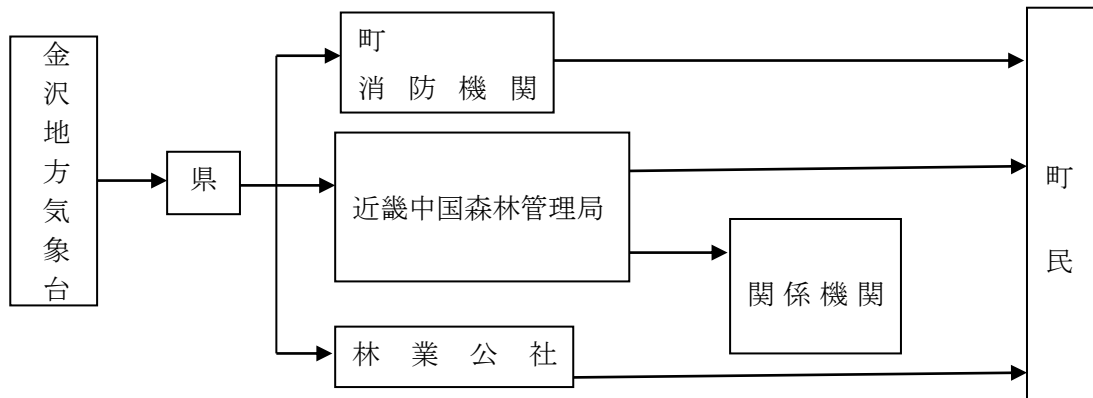
3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因となるため、関係機関は、次により気象予報及び警報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期す。

(1) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに金沢地方気象台が石川県知事に対して通報し、県を通じて志賀町や羽咋郡市広域圏事務組合消防本部に伝達される。

(2) 伝達系統



ア 町、県

(ア) 通報を受けた県は、通報内容及びとるべき予防対策等を町、消防機関、出先機関 林業公社へ通報する。

(イ) 町長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象条件により林野火災発生危険性があると認めたときは、火災警報を発令するとともに町民に周知徹底を図る。

イ 関係機関

通報を受けた関係機関は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、町民への周知徹底を図る。

第3節 災害応急対策

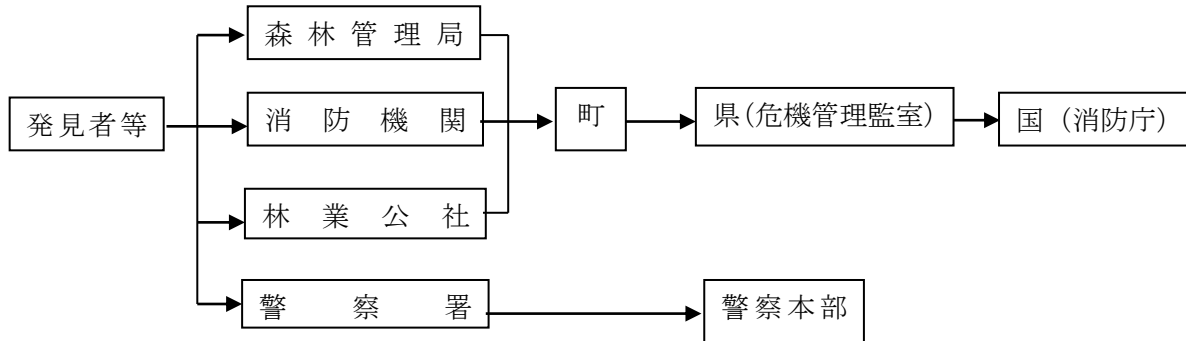
環境安全課、農林水産課、消防本部、消防団

1 情報通信

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 各関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報に共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

被害者の家族等、町民に対して行う災害広報は、一般災害対策編第3章第9節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

町、県、県警察、消防署、森林管理者

(2) 実施事項

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
 - (イ) 家族等の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
 - (オ) その他必要な事項
- イ 町民への広報
- 関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用等により、次の事項を広報する。
- (ア) 災害の状況
 - (イ) 被災者の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
 - (オ) 避難の必要性など、地域に与える影響

(カ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町の災害対策組織

町長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4 消火活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消火活動を行う。

(1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合や、林野火災が広域化する場合等には、消防防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火を実施する。このため、消防機関の長は必要に応じ自衛隊、他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を知事に要請する

5 避難措置

町および関係機関は、人命の安全を確保するため、一般災害対策編第3章第12節「避難誘導」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

6 自衛隊派遣要請

知事は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、一般災害対策編第3章第11節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

7 広域応援

県、町及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」の定めるところにより、他の都道府県、市町、消防機関及び国に対して応援を要請する。

第8章 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 公共施設災害の復旧

関係各課

1 基本方針

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行う等などの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

2 実施責任者

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、町長その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

3 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ 砂防設備災害復旧事業計画
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ 道路公共施設災害復旧事業計画
- ク 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- コ 公園公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上水道施設災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 町立学校施設災害復旧事業計画

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(8) 町立医療施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

4 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に行うため指定地方行政機関、県、町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、県、町等は、国の災害査定が速やかに行えるよう努める。

(3) 災害緊急査定の実施

広域にわたる大災害、又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(6) 小災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、町単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

5 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて技術職員の確保を図る。

町において職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県があっせん又は調整を行う。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第33条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、町は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を相互に交換する。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

関係各課

1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (9) 農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

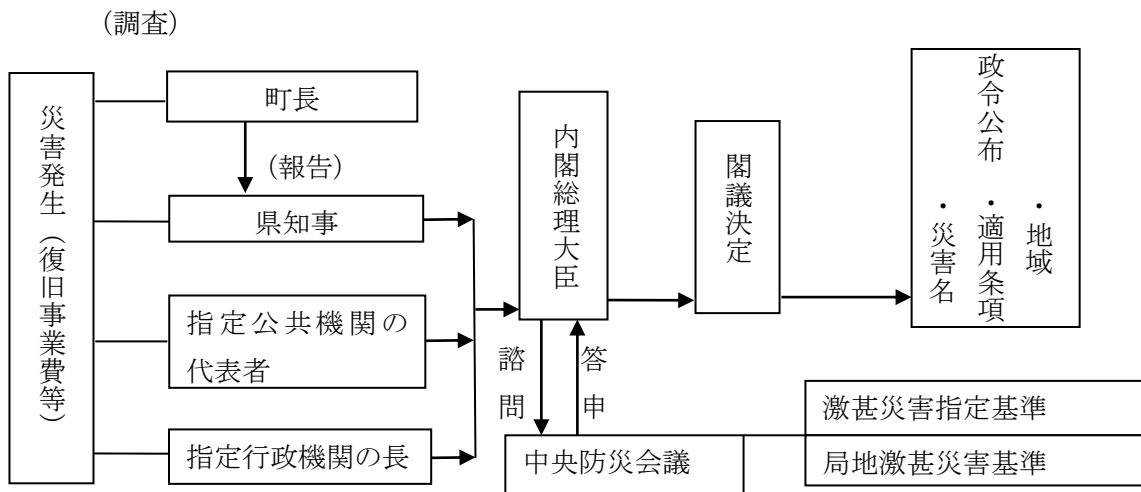
3 激甚災害の早期指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

4 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。（激甚災害指定基準は、本編巻末の参考資料を参照）

《激甚災害の指定手順》



5 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、第4条）
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）
 - エ 天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
(激甚法第8条)
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
(激甚法第12条)
 - イ 小規模企業者等設備導入資金等助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例
(激甚法第13条)
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）
 - エ 母子及び寡婦福祉法（昭和29年法律第129号）による国の貸付の特例（激甚法第20条）
 - オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等（激甚法第24条）
 - ク 雇用保険法（昭和41年法律第132号）による求職者給付の支援に関する特例
(激甚法第25条)

第3節 被災者への支援

関係各課

1 基本方針

町及び防災関係機関は、災害発生後の町民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2 農林漁業制度金融の確保

町は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あつせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため町は、次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせんを行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災融資法による経営資金の融資措置の促進、利子補給並びに損失補償を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対する(株)日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融資及び既往貸付期限の延期措置の指導あつせんを行う。

3 住宅金融支援機構資金のあつせん

(1) 災害復興住宅資金

町は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあつせんについて、町は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

4 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、町社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、他の市町の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

5 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

6 災害援護資金の貸付（災害弔慰金の支給当に関する条例第12条）

町は、条例の定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令374号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

7 災害弔慰金の支給等（災害弔慰金の支給当に関する条例第3条）

町は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した町民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

8 災害見舞金の支給（災害弔慰金の支給当に関する条例第9条）

町は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に定める程度の障害がある者（その症状が固定した場合を含む）に対して、災害障害見舞金を支給する。

9 制度の周知

町は、被災者の早期生活再建を図るため、発災後速やかに、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。

10 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

第4節 被災者の生活確保のための緊急措置

関係各課

1 基本方針

災害の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、町民を極度の混乱におとしいれることとなる。

このため、町及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 生活相談

- (1) 町は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談にあたる。
- (2) 住宅再建に対する相談については、町及び関係団体が連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (3) 町は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。

4 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、町、県及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

5 罹災証明の交付

町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

早期に罹災証明の交付体制を確立するため、町だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。

6 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害に状況に応じて実施する。

7 公営住宅等の整備

町は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときには、町は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

8 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び町は国に対し無償借受等の申請を行う。

9 災害廃棄物の処理等

- (1) 町等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

- (2) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第5節 災害義援金及び義援物資の配分

企画財政課、会計課

1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて、
確実、迅速に配分を行う。

義援金については、町災害緊急支援基金条例により積立て、又は支出する。

2 義援物資の募集

本町が被災したときは、受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。

また、町は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

3 義援金品の受付

(1) 町

町に寄託された義援金及び義援物資の受付については、義援金については会計課、義援物資については企画財政課において受け付ける。

(2) 日本赤十字社志賀支部

志賀支部において、国民、企業等から寄託された義援金品を受け付ける。

なお、災害の状況により前記場所で受付が困難な場合は、臨時的に他の場所で受け付ける。

義援金品は、原則として義援金とするが、町から受入の希望があった義援品については、受け付けることとする。

4 義援品の配分

町に、配分委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

5 義援金及び義援物資の輸送

(1) 町

県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資について、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

(2) 日本赤十字社志賀支部

義援金は速やかに町その他関係団体と配分委員会を組織して迅速、公正な配分に努める。
なお、配分委員会が設置されない場合は、町と協議のうえ配分する。

義援物資については、日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、安眠セット等）を被災者の状況に応じて配分する。なお、配分にあたっては町（各地区・分区）や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

6 義援品保管場所

町は、義援物資の保管場所（倉庫等）について、あらかじめ計画を樹立しておく。

なお、保管場所が不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

第6節 復興計画

関係各課

1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

町は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な原状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

3 計画的復興の進め方

(1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。

(2) 町は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国・県との連携などにより、必要な体制を整備する。

(3) 町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、まちのあるべき姿を明確にし、町民の理解を求めよう努める。

併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(4) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、町民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第9章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、県、町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、志賀町地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第2節 災害予防対策

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県における通信連絡設備の整備

ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ衛星系防災行政無線施設及びIMSを活用した地上系通信施設

イ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

(2) 通信連絡体制の確立

町は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。

さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

(1) 町は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 町は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

3 複合災害を想定した訓練の実施

町は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害応急対策

1 活動体制の確立

- (1) 県は、複合災害により関係市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、関係市町からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町等に応援を要請・指示を行う。
- (2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や県の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

2 情報の収集・連絡

町は、国や県、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

3 避難対策

- (1) 県及び町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。
- (2) 広域避難の実施にあたっては、県は、関係市町に避難先等の情報を示す。
- (3) 町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

県及び町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

5 緊急時医療措置

町は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、国、県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

第4節 災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、志賀町地域防災計画の本編第8章、及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。